

第4章 災害応急対策計画

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、被害の軽減を図るために実施すべき応急的措置等は、次のとおりとする。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものである。

なお、災害が発生するおそれがある段階で、国の災害対策本部が設置され、災害救助法が適用となった場合には、知事が必要な救助を行うこととなることから、被災が予想される場合は市は県との連携を密にするものとする。

雪害、事故災害については、本章のほか第5章で定めるところによる。

第1節 気象予報・警報等の収集及び伝達

[統括班、対策推進班、土木第一・二班]

防災活動に万全を期するため、風水害等の気象予報・警報等の収集及び伝達を迅速かつ確実に実施する。

1 実施責任者

- (1) 市長は、法令及び本計画の定めるところにより、災害に関する予報、警報等を関係機関、市民その他関係する公私の団体に伝達しなければならない。
- (2) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長、消防職員、警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

2 実施内容

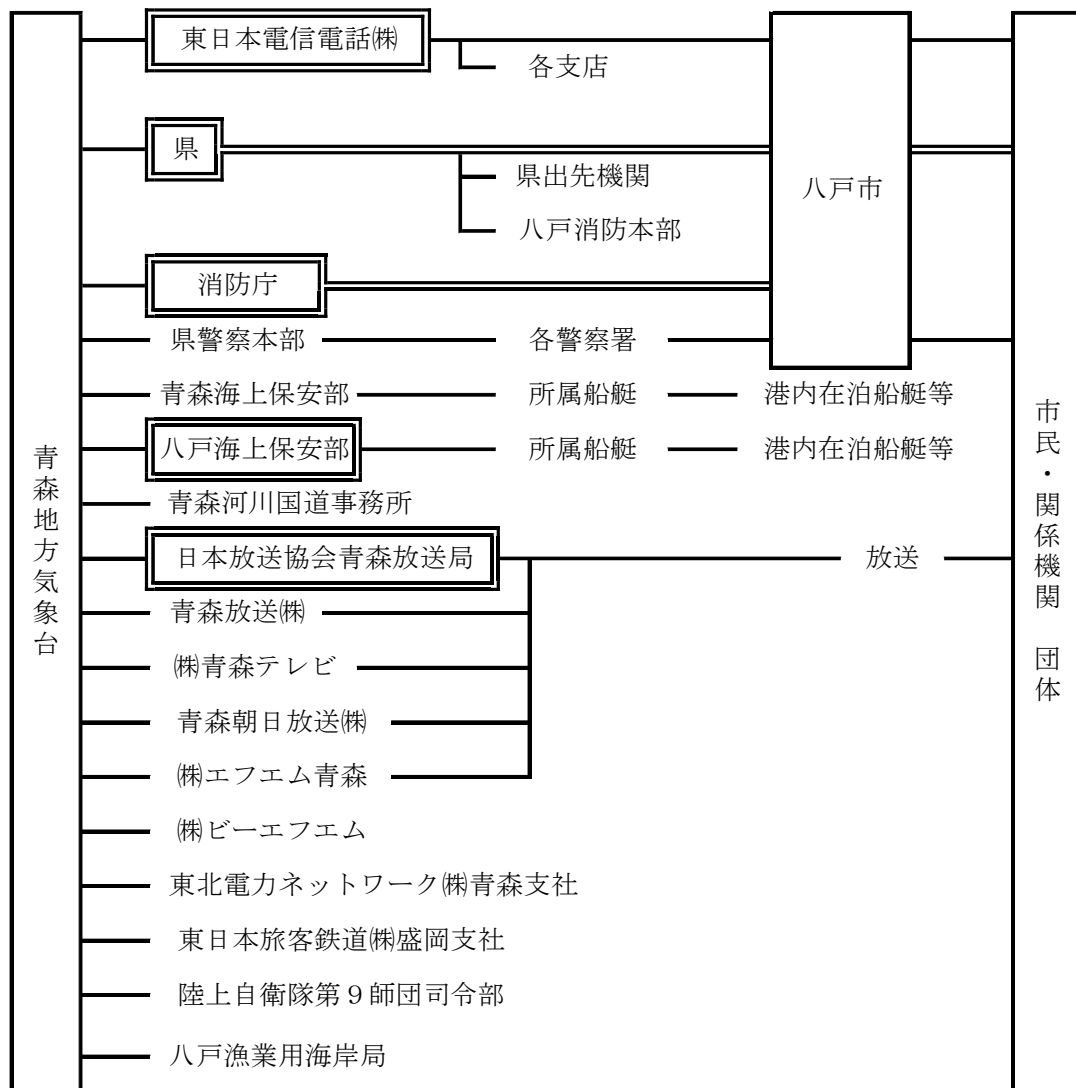
(1) 防災気象情報等の伝達

- (ア) 国（国土交通省・気象庁）及び県は、避難指示等の発令基準となる防災気象情報を、警戒レベルとの対応を明確にして発表する。
- (イ) 青森地方気象台は、気象警報等を発表した場合は、県、県警察本部、消防庁、東日本電信電話株式会社、青森（八戸）海上保安部、青森河川国道事務所、日本放送協会青森放送局、放送機関、その他必要と認める機関に伝達する。
ただし、東日本電信電話株式会社への伝達は、特別警報及び警報に限る。
- (ウ) 県は、青森県防災情報ネットワークにより、速やかに県の出先機関、市町村及び消防本部に伝達する。特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市へ伝達する。県警察本部においても、関係市町村に伝達するよう努める。
- (エ) 東日本電信電話株式会社は、特別警報及び警報を各支店、関係市町村に伝達する。
- (オ) 青森海上保安部及び八戸海上保安部は、暴風（雪）警報が発表された場合等、気象情報を鑑み、必要に応じ、船舶及びその所有者又は代理店等の海事関係者に対し、航行警報又は安全通報を発するとともに、船艇又は航空機の巡回等により、港則法に基づく避難勧告等の措置を講じる。
- (カ) 青森河川国道事務所は、青森地方気象台からの通報及び自ら観測した水位、流量等により水防警報発令の判断をする。
- (キ) 放送機関は、県民への周知を図るため、放送時間及び放送回数を考慮の上、放送する。
- (ク) その他の機関にあっては、それぞれの災害担当業務に応じ適切な措置を講じる。
- (ケ) 市は、必要に応じ、直ちに市民及び関係する公私の団体に周知する。特に、気象

等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車等により住民へ周知する。

- (ロ) 県及び市は、様々な環境下にある市民、要配慮者利用施設等の管理者等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等の活用により、伝達手段の多重化・多様化を図る。

防災気象情報伝達系統図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法令伝達先。

(2) 防災気象情報の種類

ア 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれのある場合には「注意報」が、重大な災害が発生するおそれのある場合には「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合には「特別警報」

が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水、氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」「雷ナウキャスト」「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビ・ラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。（別図1）に「青森県の警報・注意報発表区域図」を示す。

(ア) 特別警報・警報・注意報

特別警報・警報・注意報の概要は次のとおりである。

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を警告して行う予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、及び高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

(イ) 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類と概要は、次のとおりである。具体的な発表基準は、「特別警報・警報・注意報発表基準一覧表」及び別表1から別表6に示す。

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特 別 警 報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。

警報	大雨警報	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には、発表は継続される。
	洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な洪水害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な洪水害が挙げられる。
	大雪警報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視界が遮られることなどによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注意報	大雨注意報	大雨による土砂災害又は浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。雨が止んでも土砂災害等のおそれ残っている場合は継続される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
	洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる洪水害として、河川の増水及び堤防の損傷、並びにこれらによる洪水害があげられる。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかけられる。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	

なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれがあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれがあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

イ 水防活動用警報・注意報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）大雨、高潮、洪水及び津波についての警報・注意報は、指定河川洪水警報・注意報を除き、一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報をもって代える。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発表基準
水防活動用 気象警報	大雨警報又は 大雨特別警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき。
水防活動用 津波警報	津波警報又は 津波特別警報 (大津波警報)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき。
水防活動用 高潮警報	高潮警報又は 高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪などによる河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想したとき。

八戸市の「特別警報の発表基準及び指標」は以下のとおりである。

なお、特別警報とは、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報のことである。

【特別警報発表基準及び指標】

現象	基準		指標	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		<ul style="list-style-type: none"> 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続けると予想される場合に、大雨特別警報（土砂災害）が発表される。 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続けると予想される場合に、大雨特別警報（浸水害）が発表される。 ①表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現 ②流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	大雨になると予想される場合	「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下、又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合 ※台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）に発表されている、暴風・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意 ※温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。
		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	
		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	高潮になると予想される場合	
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	高波になると予想される場合		
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により	雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	雪を伴う状況で、温帯低気圧により「伊勢湾台風」級（最大風速50m/s以上）の台風と同程度の風速が予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深（※）となり、かつその後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合	

(※) 雪に関する50年に一度の値 令和5年11月1日現在

地点名	50年に一度の積雪深	既往最深積雪
八戸	78cm	92cm

注1) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値である。

注2) 大雪特別警報は、府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意。

八戸市の「警報・注意報の具体的な発表基準」は以下のとおりである。

令和5年6月8日現在

発表官署		青森地方気象台				
府県予報区		青森県				
一時細分区域		三八上北				
市町村等をまとめた地域		三八				
市町村		八戸市				
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	9		
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	104		
	洪水	流域雨量指数基準	浅水川流域=14.9, 奥入瀬川流域=41.3, 五戸川流域=26.3, 新井田川流域=34.5, 土橋川流域=4.6, 松館川流域=12			
		複合基準(※1)	浅水川流域=(5, 13.4), 新井田川流域=(5, 31), 馬淵川流域=(5, 27.4)			
		指定河川洪水予報による基準	馬淵川下流[櫛引橋], 青森県馬淵川水系馬淵川中流[剣吉・櫛引橋上流]			
	暴風	平均風速	陸上	18m/s (※2)		
			海上	25m/s		
	暴風雪	平均風速	陸上	18m/s (※2) 雪を伴う		
			海上	25m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ35cm		
			山沿い	12時間降雪の深さ40cm		
	波浪(有義波高)	有義波高	6.0m			
	高潮	潮位	1.3m			
	注意報	大雨	表面雨量指数基準	6		
土壌雨量指数基準			64			
洪水		流域雨量指数基準	浅水川流域=11.9, 奥入瀬川流域=29.8, 五戸川流域=13.2, 新井田川流域=27.6, 土橋川流域=3.7, 松館川流域=9.6			
		複合基準(※1)	浅水川流域=(5, 9.5), 奥入瀬川流域=(5, 29.8), 新井田川流域=(5, 27), 馬淵川流域=(5, 18), 土橋川流域=(5, 3.6), 松館川流域=(5, 9.6)			
		指定河川洪水予報による基準	馬淵川下流[櫛引橋], 青森県馬淵川水系馬淵川中流[剣吉・櫛引橋上流]			

強風	平均風速	陸上	13m/s (※3)
		海上	18m/s
風雪	平均風速	陸上	13m/s 雪を伴う (※3)
		海上	18m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ15cm
		山沿い	12時間降雪の深さ20cm
波浪	有義波高	3.0m	
高潮	潮位	0.9m	
雷	落雷等により被害が予想される場合		
融雪	融雪により被害が予想される場合		
濃霧	視程	陸上	100m
		海上	500m
乾燥	実効湿度67%、このほか県内気象官署の風速、最小湿度など考慮する		
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：最低気温が-8℃以下のとき (ただし前日の最高気温が-3℃以下、又は0℃以下が2日以上継続) (※4)		
霜	早霜、晩霜期におおむね 最低気温2℃以下 (早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)		
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	90mm	

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表している。

※2 八戸特別地域気象観測所の観測値は20m/sを目安とする。

※3 八戸特別地域気象観測所の観測値は15m/sを目安とする。

※4 冬期の気温は、青森地方気象台、むつ特別地域気象観測所、八戸特別地域気象観測所及び深浦特別地域気象観測所の値

「警報・注意報基準一覧表」の解説

- ① 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。
- ② 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- ③ 大雨、洪水、大雪、高潮及び波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報及び濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

- ④ 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- ⑤ 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また、現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準並びに洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、又は洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- ⑥ 大雨警報については、表面雨量指数基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- ⑦ 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- ⑧ 大雨警報・注意報の土壌雨量指数は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、気象庁ホームページの別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。
- ⑨ 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- ⑩ 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表では、主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は気象庁ホームページの別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- ⑪ 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は気象庁ホームページの別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- ⑫ 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- ⑬ 高潮警報・注意報の潮位は、一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（T P）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMS L（平均潮位）等を用いる。
- ⑭ 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

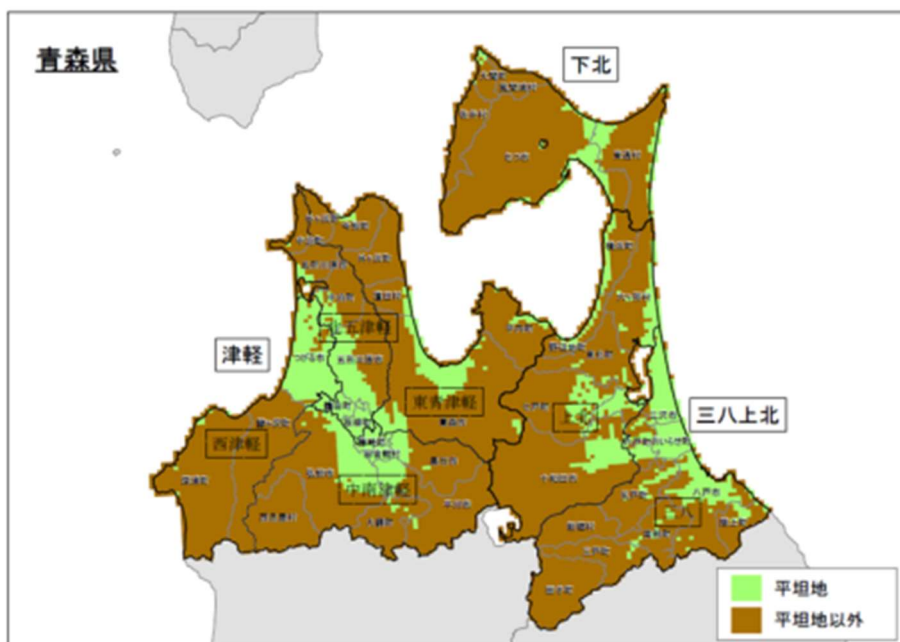
別図1
青森県の警報・注意報発表区域図



*「津軽」、「下北」及び「三八上北」は、それぞれ一時細分区域を示す。これ以外の地域を表す囲み文字は「市町村等をまとめた地域」を示す。

府県予報区	一時細分区域	市町村等をまとめた地域	二時細分区域の名称
青森県	三八上北	三八	八戸市、三沢市、六戸町、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村

別図2
平坦地、平坦地以外の分布図



ウ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険分布）

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先まで流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて、常時10分ごとに更新している。</p>

エ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（津軽、下北、三八上北など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（津軽、下北、三八上北など）で発表される。大雨、高潮に関し

て、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

オ 青森県気象情報

気象の予報は、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合、又は特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

対象とする現象により、台風、大雨、大雪、暴風（雪）、高波、高潮、雷、乾燥、低温、高温、長雨、少雨、梅雨、黄砂等の情報がある。

雨を要因とする特別警報が発表された時には、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する青森県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する青森県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

カ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、青森県と青森地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

キ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。青森県の発表基準は1時間90ミリ以上を観測又は解析したときである。

ク 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況となっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（津軽、下北、三八上北など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（津軽、下北、三八上北など）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

ケ 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。岩木川、平川下流、馬淵川下流及び高瀬川については、青森河川国道事務所及び高瀬川河川事務所と青森地方気象台、堤川・駒込川、平川上流、馬淵川中流及び十川については、青森県と青森地方気象台から共同で下表の標題により発表される。警戒レベル2～5に相当する。

指定河川洪水予報の種類、標題と概要

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	<p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>
	氾濫危険情報	<p>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>
	氾濫警戒情報	<p>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位情報を発表中に氾濫危険水位を下回った時（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>
洪水注意報	氾濫注意情報	<p>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</p> <p>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>

(3) 馬淵川下流洪水予報の発表及び伝達

ア 洪水予報の発表

東北地方整備局青森河川国道事務所と青森地方気象台は、次により馬淵川下流洪水予報を共同発表するものとする。

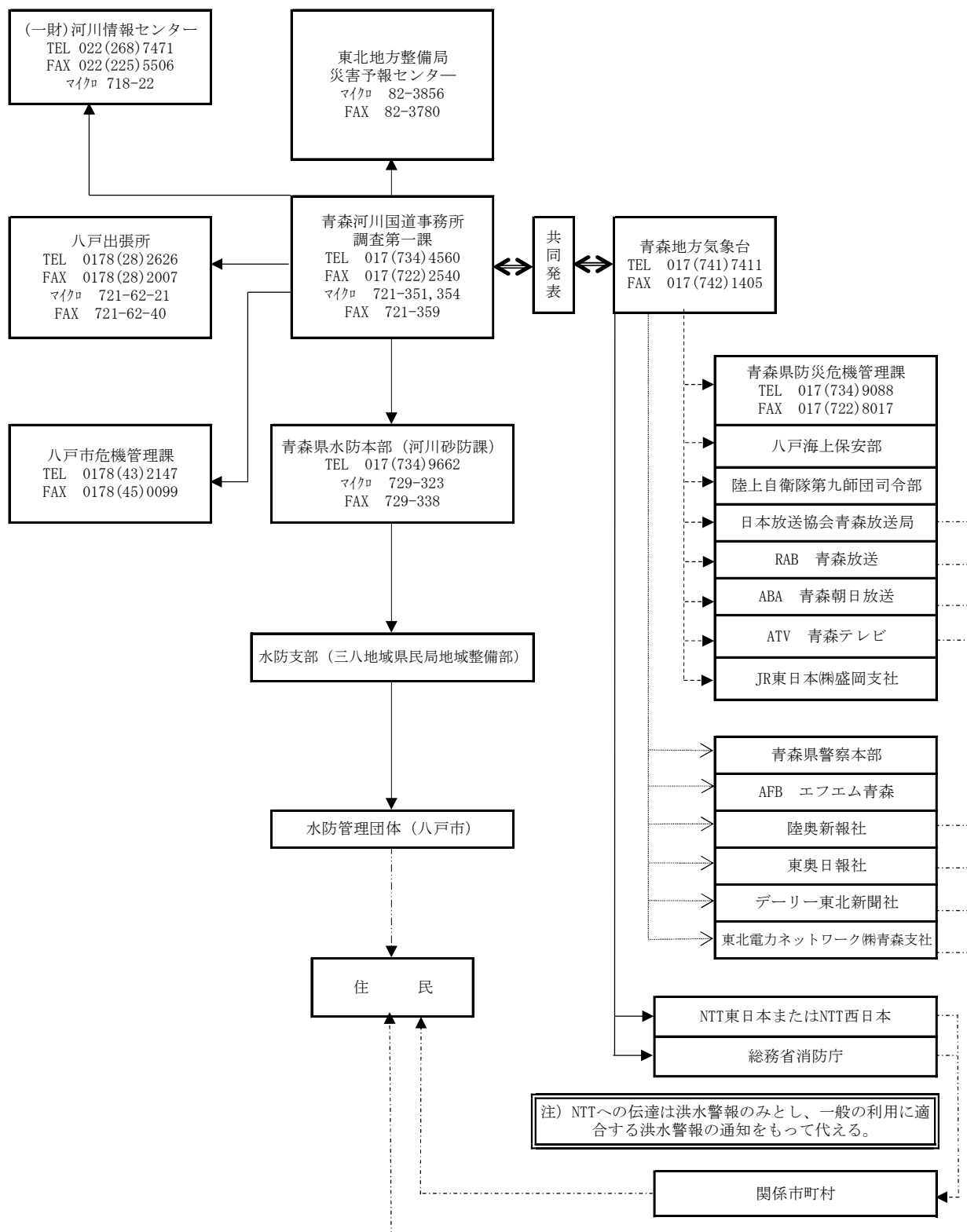
洪水予報の種類と発表基準

種 類	情 報 名	発 表 基 準
「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	氾濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき。 ・ 氾濫が継続しているとき。
	氾濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達したとき。 ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。 ・ 3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるとき
	氾濫警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき。 ・ 避難判断水位に到達し氾濫危険水位に達すると見込まれるとき。 ・ 避難判断水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・ 氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき。（避難判断水位を下回った場合を除く。） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき。（水位の上昇の可能性が無くなった場合を除く。）
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	氾濫注意情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。
「洪水注意報（警報解除）」	氾濫注意情報（警戒情報解除）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合。（氾濫注意水位を下回った場合を除く。）
「洪水注意報解除」	氾濫注意情報解除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り氾濫のおそれがなくなった場合。

洪水予報を行う河川及びその区域

河川名	左右岸の別	区 域
馬淵川下流	左岸	八戸市大字櫛引字下河原5番地先の櫛引橋下流端から海まで
	右岸	八戸市大字八幡字下陣屋46番地先の櫛引橋下流端から海まで

イ 馬淵川下流洪水予報の伝達
洪水予報は次の系統図により伝達する。



(4) 馬淵川中流の洪水予報の発表及び伝達

ア 洪水予報の発表

県土整備部河川砂防課及び青森地方気象台は、次により馬淵川中流の洪水予報を共同発表するものとする。

洪水予報の種類と発表基準

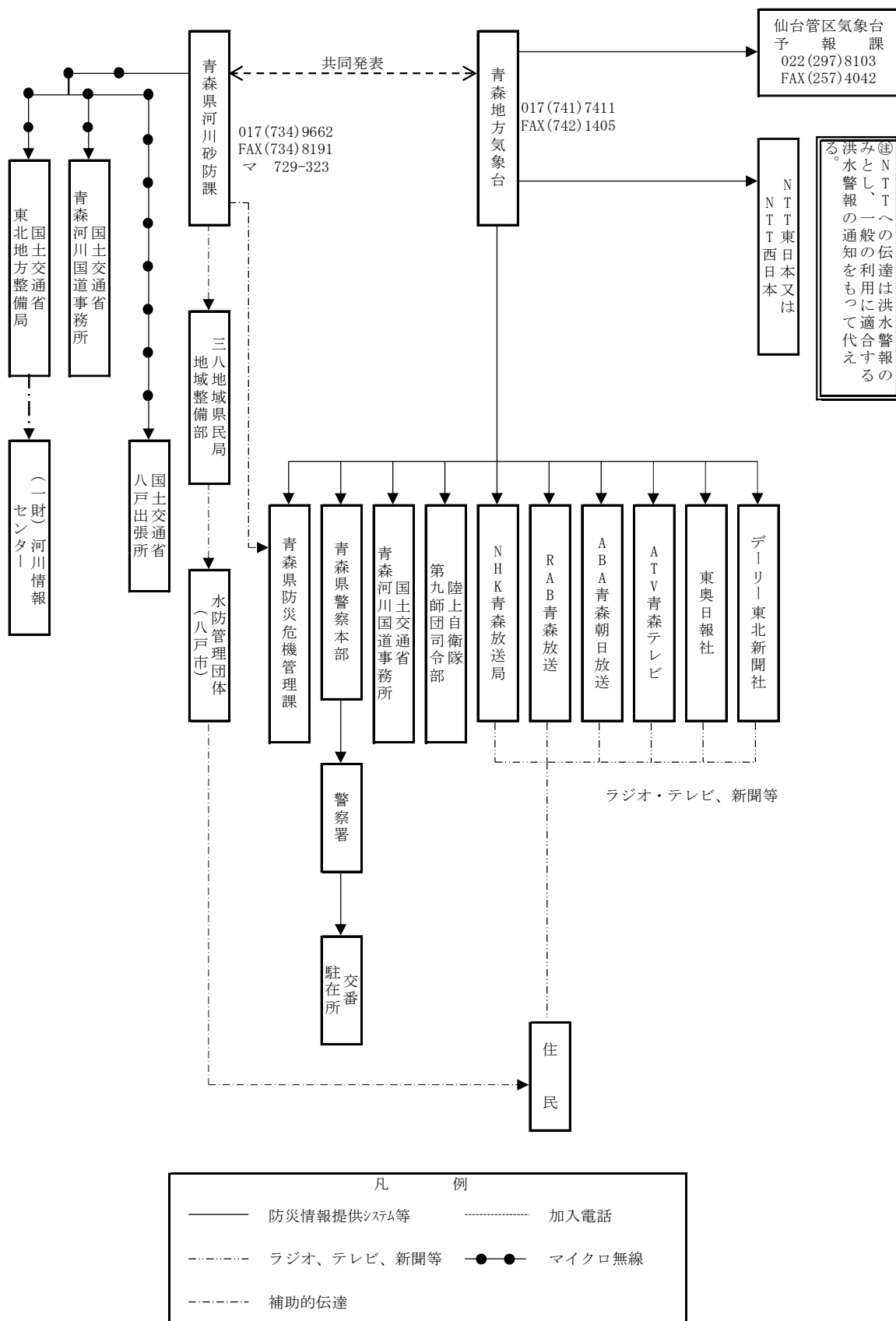
種類	情報名	発表基準
「洪水警報（発表）」 又は「洪水警報」	氾濫発生情報	・ 氾濫が発生したとき。 ・ 氾濫が継続しているとき。
	氾濫危険情報	・ 氾濫危険水位に到達したとき。 ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。
	氾濫警戒情報	・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・ 避難判断水位に到達し氾濫危険水位に達すると見込まれるとき。 ・ 避難判断水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・ 氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき。（避難判断水位を下回った場合を除く。）
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	氾濫注意情報	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。
「洪水注意報（警報解除）」	氾濫注意情報（警戒情報解除）	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合。（氾濫注意水位を下回った場合を除く。） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	氾濫注意情報解除	・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り氾濫のおそれがなくなった場合。

イ 洪水予報を行う河川及びその区域

河川名	左右岸の別	区 域
馬淵川中流	左岸	三戸郡三戸町梅内字築田川原152番地1地先の梅泉橋上流端 から 八戸市大字櫛引字下河原2番地5地先の櫛引橋下流端 まで
	右岸	三戸郡三戸町泉山字久手52番地2地先の梅泉橋上流端 から 八戸市大字八幡字下陣屋46番地1地先の櫛引橋下流端 まで

ウ 馬淵川中流の洪水予報の伝達
洪水予報は、次の系統図により伝達する。

馬淵川中流洪水予報伝達系統図（青森県）



(5) 水位到達情報の周知及び伝達

ア 水位到達情報の周知

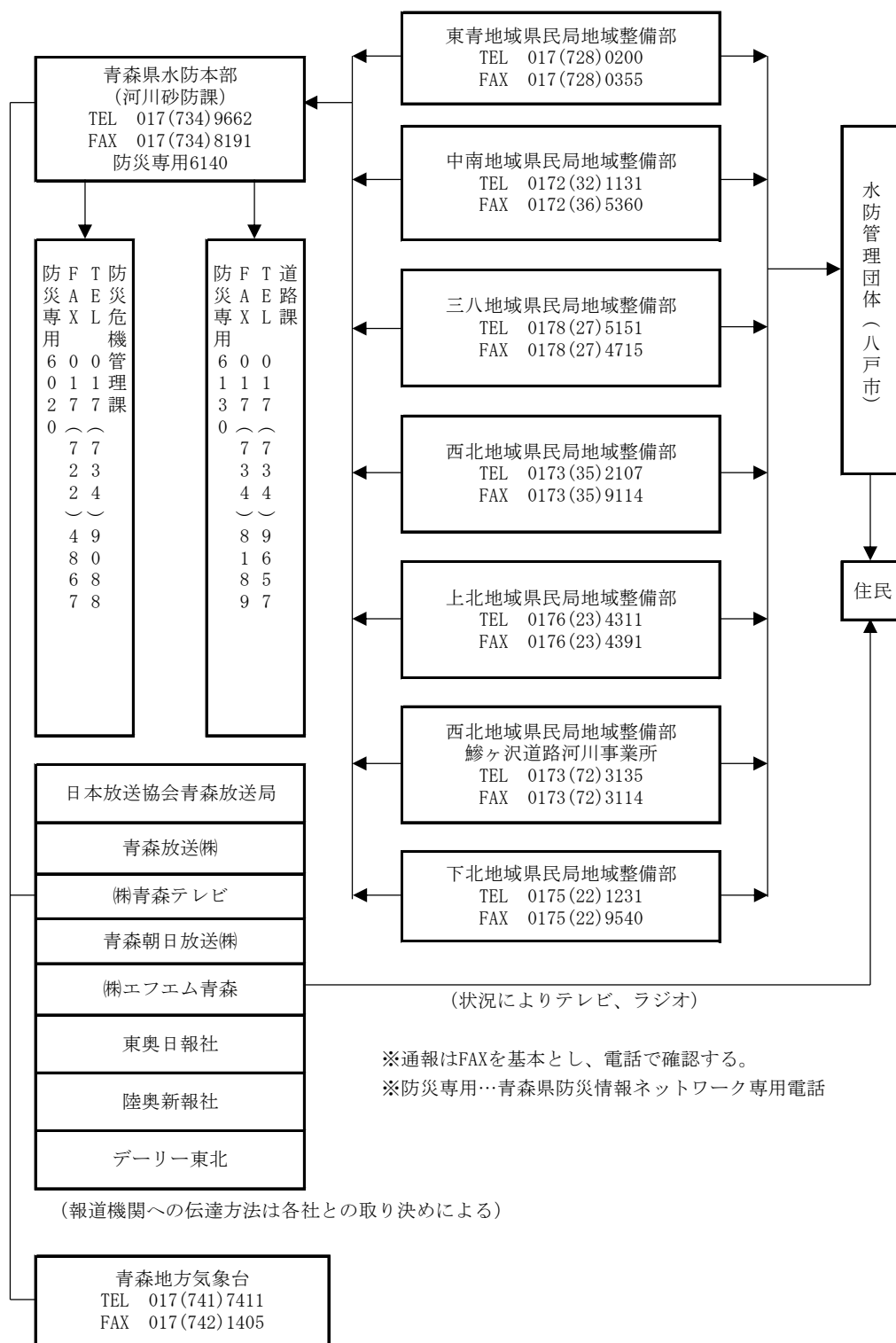
国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川以外の河川で洪水により相当な被害を生じるおそれのある河川を「水位周知河川」として指定し、避難等の目安となる「氾濫危険水位」及び「避難判断水位」を定め、当該河川の水位がこれに達したとき、また、避難判断水位を下回ったときは水防管理者（市町村）に通知するとともに報道機関の協力を得て一般に周知する。

市は、管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な被害を生じるおそれのある排水施設等を「水位周知下水道」として指定し、避難等の目安となる「雨水出水特別警戒水位」を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、水防管理者に通知するとともに、報道機関の協力を得て一般に周知する。

イ 水位到達情報の伝達系統図

青森河川国道事務所より氾濫危険情報を受けた場合、及び県が指定した河川において水位到達情報（水防法に基づく氾濫危険情報を含む）を発表した場合は、次の伝達系統図により伝達する。

< 県指定水位周知河川における氾濫危険情報伝達系統図 >



(6) 水防警報の発表及び水防指令の発令並びに伝達

ア 水防警報の発表及び水防指令の発令

(7) 水防警報の発表 (国土交通省)

東北地方整備局 (青森河川国道事務所・高瀬川河川事務所) は、国土交通大臣が指定した河川に洪水による災害の起こるおそれのある場合、水防活動を迅速かつ的確に実施するため、水防警報を発表する。

a 水防警報の種類・内容・発表基準

種類	内容	発表基準
待機	水防団の足留めを行う。	雨量・水位・流量・その他の河川状況等により必要と認められるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨の警告をするもの。	水位が「水防団待機水位」に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき。
出動	水防団員の出動を通知するもの。	水位・流量・その他の河川状況等により「氾濫注意水位」を超え、又は超えるおそれがあり、なお増水が予想され出動の必要があると認められるとき。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	水防作業の必要がなくなったとき。
情報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ・時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに、越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況により、特に警戒を必要とする事項を通知するもの。	適 宜

b 水防警報を行う河川及びその区域

水系名	河川名	左右岸の別	区 域
馬淵川	馬淵川幹川	左岸	青森県八戸市大字榎引字下河原5番地先
		右岸	〃 八幡字下陣屋46番地先

榎引橋から海まで

注1 馬淵川 昭和43.11.14 建設省告示第3401号

c 各対象水位観測所における水位基準

河川名	水位観測場所	零点標高	水防団待機水位	氾濫注意水位
馬淵川	榎引橋 (9.8km)	T.P. 1.984m	3.00m	4.00m
	新大橋 (1.2km)	T.P. -0.650m	2.20m	2.50m

(イ) 水防警報の発表（青森県）

県は、知事が指定した河川に洪水による災害の起こるおそれがある場合、水防活動を迅速かつ的確に実施するため、水防警報を発表する。

a 水防警報の種類・内容・発表基準

種類	内容	発表基準
(待機) ※	水防団の足留めを行う。	上流の降雨及び水位状況により、水防団待機水位に達し、待機の必要があると認められたとき。
準備	水防資機材の準備点検、水門等の開閉の準備、水防団幹部の出動等に対するもの。	水防団待機水位を越え、氾濫注意水位以上に達すると思われる、準備の必要があると認められた

		とき。
出動	水防団員の出動を通知する。	氾濫注意水位を越え又は越えるおそれがあり、出動の必要があると認められるとき。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	水防作業の必要がなくなったとき。
情報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ・時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに、越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの	適 宜

水防団待機水位に達し待機の必要があると認めるときは、水防第一指令を発することとし、防警報（待機）は発表しないこととする。

b 水防警報を行う河川及びその区域

地域 県民局	水系名	河川名	警報発表 基準点	左右 岸の別	区 間		
三八	馬淵川	馬淵川	馬淵南部 剣吉	左岸	三戸郡三戸町大字梅 内字築田川原152番地 1地先の梅泉橋上流端	八戸市大字櫛引字 下河原2番地5地先 の櫛引橋下流端	
				右岸			三戸郡三戸町大字泉 山字久手52番地2地先 の梅泉橋上流端
		浅水川	桜沢 西越	左岸 右岸	大谷地川の合流点	から 馬淵川の合流点	まで
		五戸川	五戸川	尻引 川原町 又重	左岸 右岸	三川目川の合流点	から 海に至る場所
	新井田川	新井田川	新井田 島守	左岸 右岸	八戸市南郷大字島守 字山口2番地1地先の 荒谷橋下流端	から 海に至る場所	まで
上北	奥入瀬川	奥入瀬川	百石 鶴喰 相坂 中撤 焼山	左岸 右岸	蔦川の合流点	から 海に至る場所	まで

平成17年6月17日青森県告示第523号

(ウ) 水防指令の発令

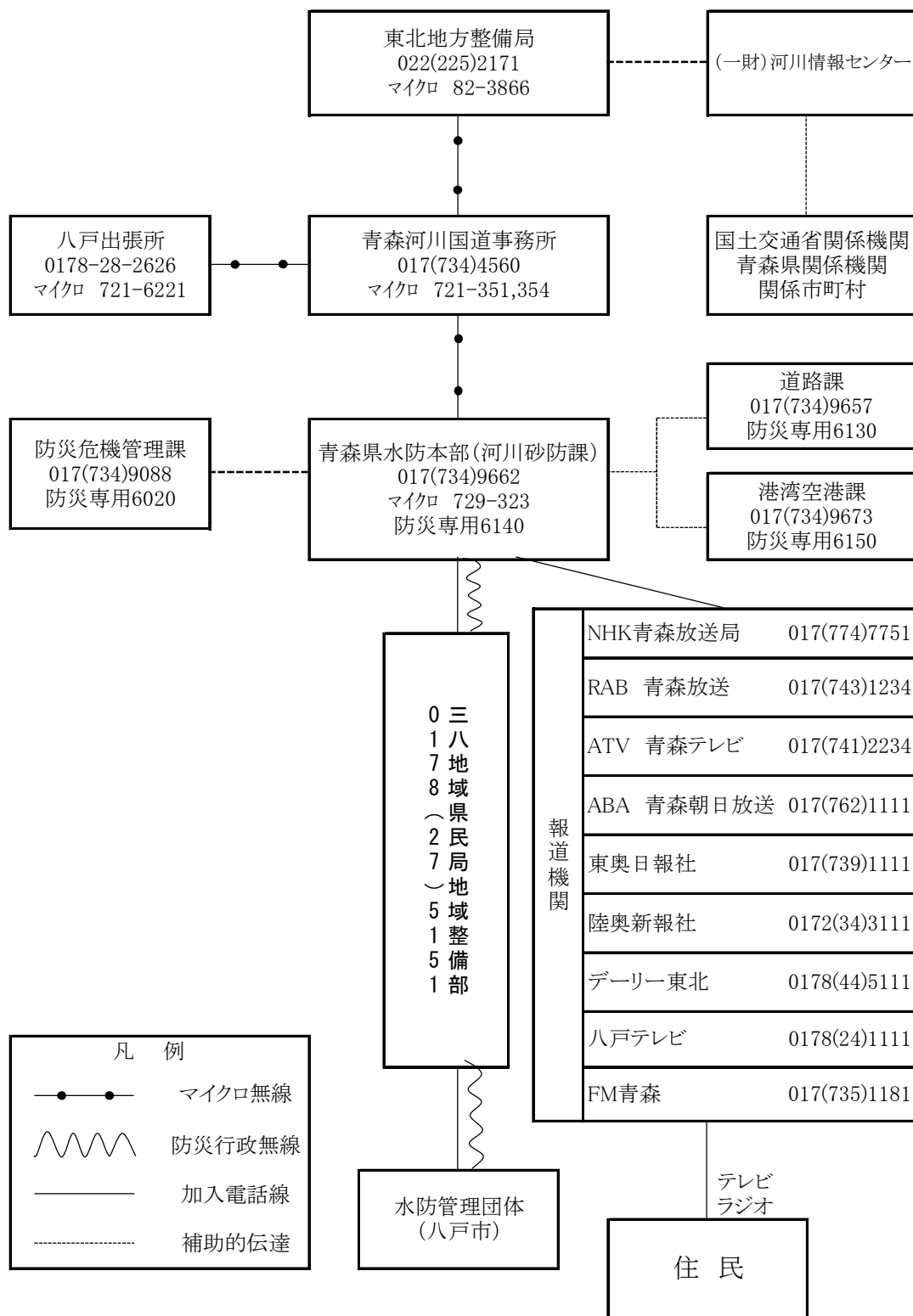
水防本部長（知事）又は支部長（三八地域県民局地域整備部長）は、県管理の河川に災害の起こるおそれがある場合、水防活動を迅速かつ的確に実施するため、次により水防指令を発令する。

配備の種類	水防指令	配備状況
待機	第1指令 (待機指令)	水防体制の少数（1班）の人員で主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては、ただちに招集その他の活動ができる態勢とする。この場合、自動車1台を待機させるものとする。
準備	第2指令 (準備指令)	水防体制の約半数（2～3班）をもってこれに当たり、水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる態勢とする。
出動	第3指令 (出動指令)	水防組織の全員がこれに当たる。もし、事態が長引くときは、水防本部長は適宜交代させるものとする。
解除	第4指令 (解除指令)	水防活動の必要な事態がなくなったときは、順次水防活動を解除するものとする。

イ 水防警報及び水防指令の伝達

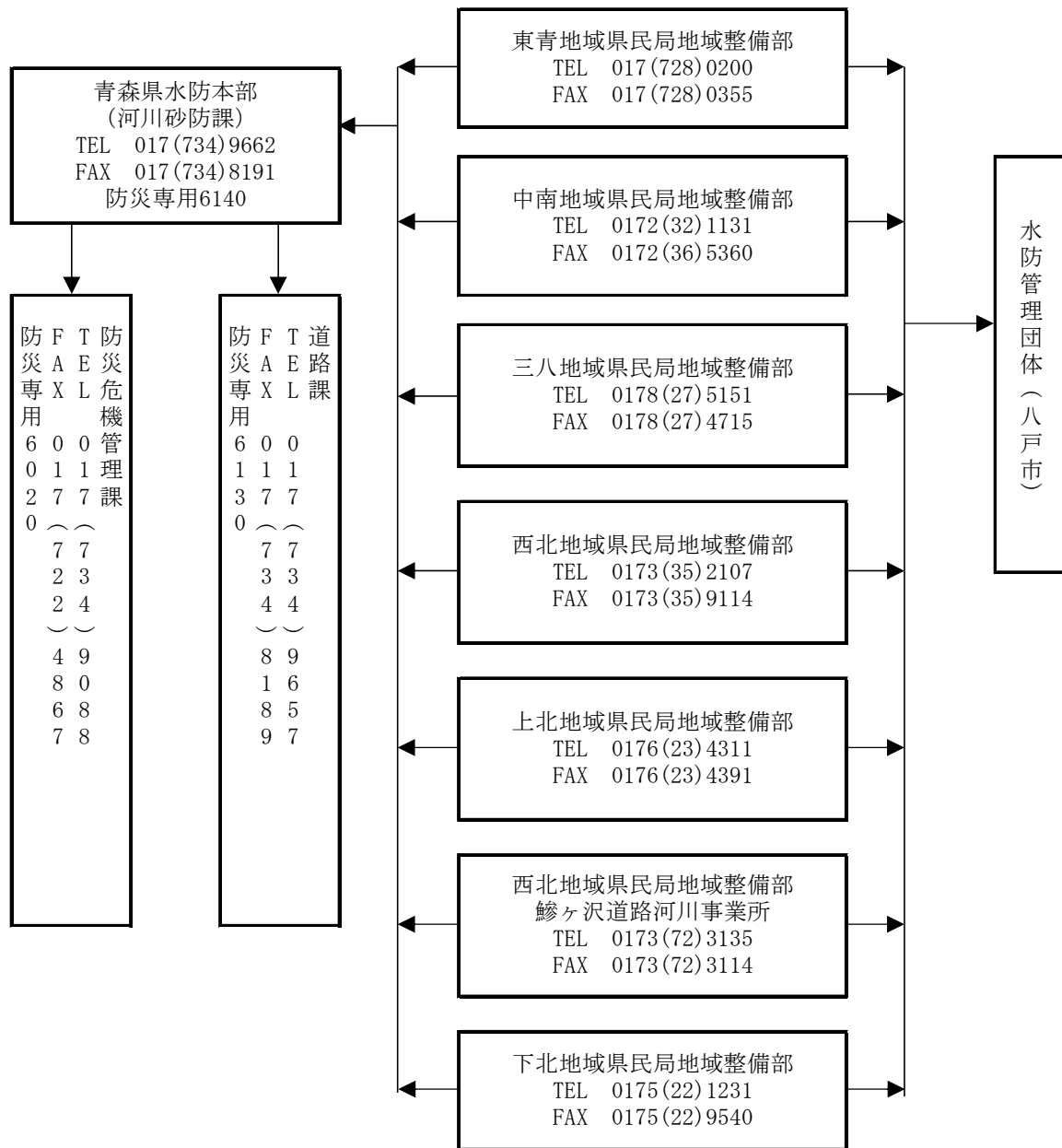
水防警報及び水防指令は、指定河川及び県管理河川ごとに次の系統図により伝達する。

- (ア) 水防警報伝達系統図（国土交通省）
- 馬淵川水防警報伝達系統図（馬淵川）



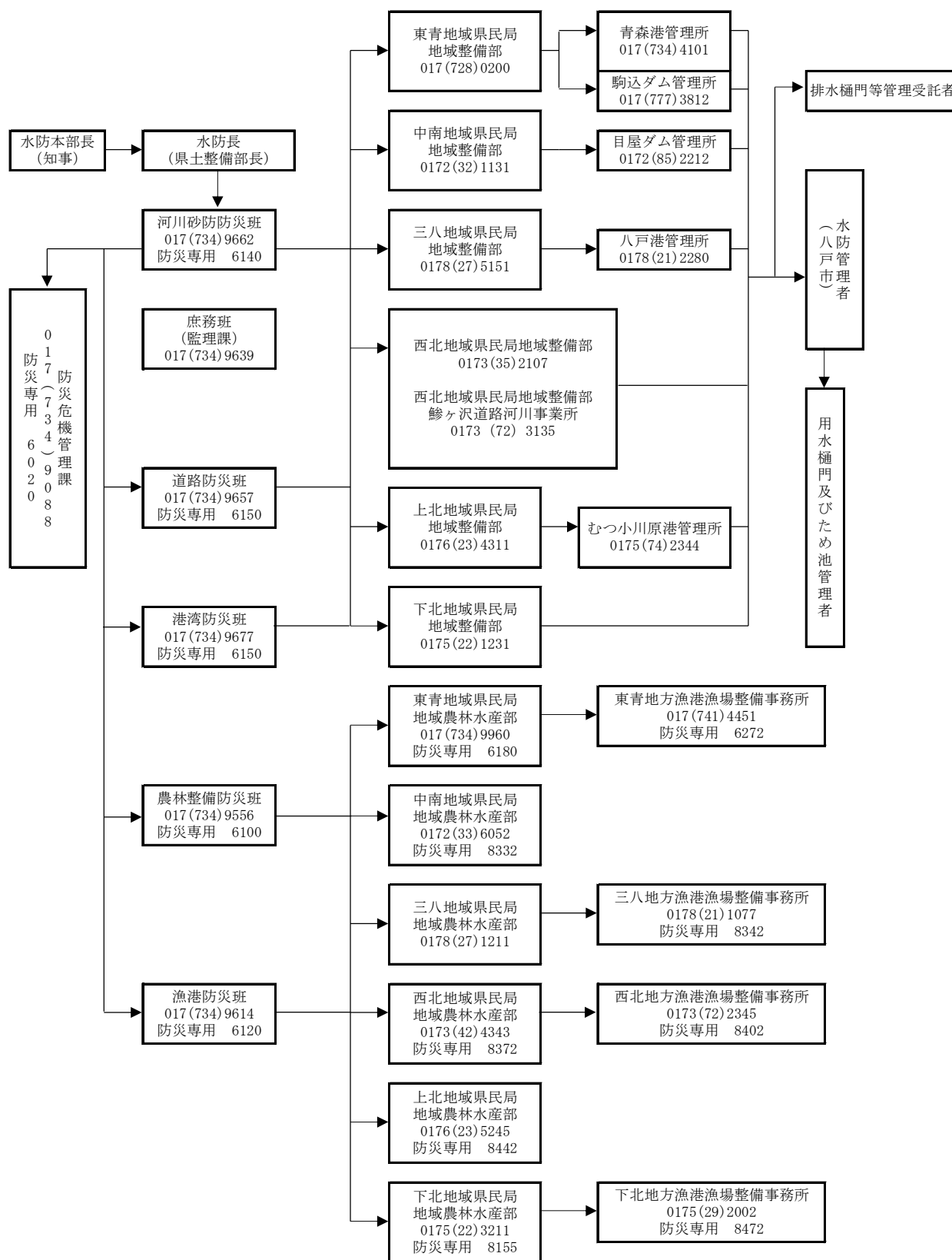
※防災専用・・・青森県防災情報ネットワーク専用電話

(イ) 水防警報伝達系統図 (青森県)



※通報はFAXを基本とし、電話で確認する。
※防災専用…青森県防災情報ネットワーク専用

(7) 水防指令伝達系統図 (青森県)



※防災専用・・・青森県防災情報ネットワーク専用電話

(7) ダム放流に関する連絡

ダム放流に関する連絡系統等は、水防計画書に別途定める。

(8) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、青森県と青森地方気象台から共同で発表される。この情報は、青森地方気象台から県を通じて市町村に伝達するとともに、報道機関及び関係機関を通じて、県民への周知が図られる。

ア 発表対象となる地域

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とする。

イ 土砂災害警戒情報の利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における地形の成り立ち・地質・風化の程度・植生等の特性又は地下水等の流動等を反映したものではないため、個別の災害の発生箇所又は時間、災害の規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、表層崩壊等による土砂災害のうち大雨による土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊であり、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害、なだれ災害等については、発表の対象外となることに留意する。

このため、土砂災害警戒情報が発表されていない場合でも、がけ崩れ等の土砂災害の発生するおそれがある。

ウ 発表及び解除

土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に県と青森地方気象台が協議して行う。ただし、降雨データの誤差等に起因して基準に達したと認められる場合は、この限りではない。

なお、地震、火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられる場合は、県及び青森地方気象台は、「地震発生後の暫定基準」に基づき、基準を取り扱うものとする。

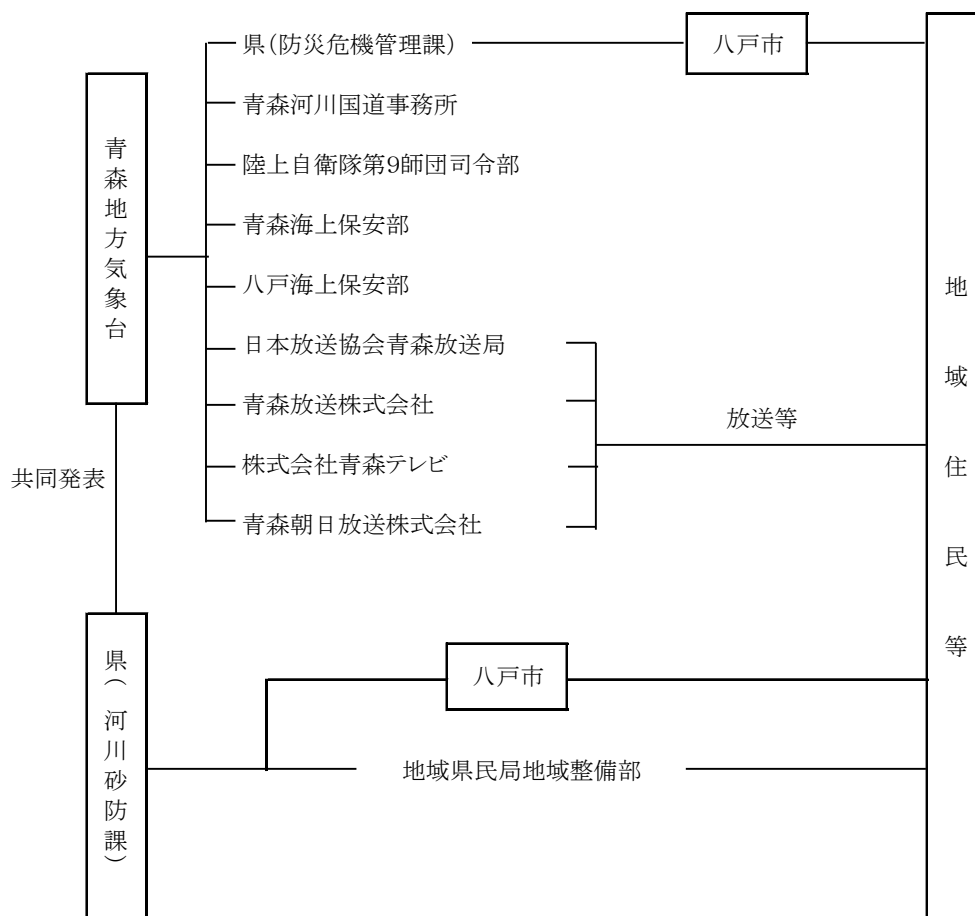
(ア) 発表

大雨警報（土砂災害）発表中に降雨の実況値及び2時間先までの予測値を基に、あらかじめ設定した基準に達した場合

(イ) 解除

実況値が監視基準を下回り、かつ、短時間で再び基準を超過しないと予想される場合又は無降雨状態が長時間続いている場合

伝達系統図



(9) 噴火警報等の発表及び伝達

ア 噴火警報等の発表

仙台管区气象台は、火山現象に関する観測成果等に基づき、火山現象の状況を一般及び関係機関に周知し、防災に資するため、次により噴火警報等を発表する。

(ア) 噴火警報等の種類

- a 噴火警報
- b 噴火予報
- c 噴火警戒レベル
- d 噴火速報
- e 火山の状況に関する解説情報
- f 降灰予報
- g 火山ガス予報
- h 火山現象に関する情報等

(イ) 対象火山

岩木山、八甲田山、恐山、十和田

(ウ) 噴火警報等の概要

a 噴火警報

仙台管区气象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。

噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

b 噴火予報

仙台管区気象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

c 噴火警戒レベル

仙台管区気象台が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた避難警戒態勢の整備について共同で検討を実施する。

噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、八戸市地域防災計画に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。青森県の活火山の噴火警戒レベル運用状況を下表に示す。

噴火警報レベルが運用されていない火山（恐山）

(表) 気象庁HP参照

https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/level_toha/level_toha.html

種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	警戒事項等
特別警報	噴火警報（居住地域） 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	居住地域嚴重警戒
警報	噴火警報（火口周辺） 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な被害を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生すると予想される。	入山危険
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生すると予想される。	火口周辺危険
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ）	活火山であることを留意

d 噴火速報

仙台管区気象台が、噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・ 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・ 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合*
- ・ このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するに当たっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

e 火山の状況に関する解説情報

仙台管区気象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

f 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

(a) 降灰予報（定時）

- ・ 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表
- ・ 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな隕石の落下範囲を提供

(b) 降灰予想（速報）

- ・ 噴火が発生した火山^{※1}に対して事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。
- ・ 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対策が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

(c) 降灰予報（詳細）

- ・ 噴火が発生した火山^{※2}に対して降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。
- ・ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対策が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を公表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

<降灰量階級と降灰の厚さ>

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm以上
やや多量	0.1mm以上1mm未満
少量	0.1mm未満

g 火山ガス予報

仙台管区気象台が、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

h 火山現象に関する情報等

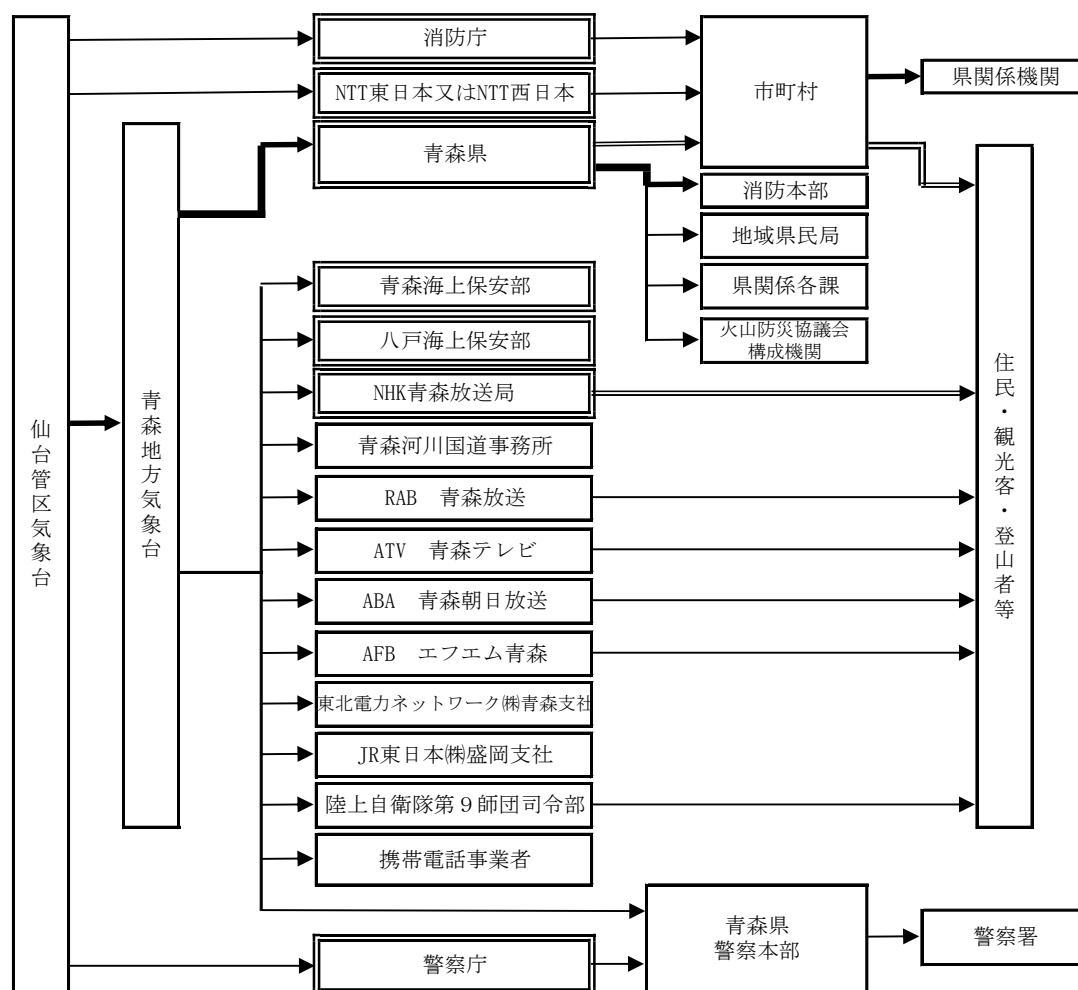
仙台管区気象台が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁（及び仙台管区気象台）が発表する。

- ・ 火山活動解説資料
地図や図表等を用いて火山活動の状況及び警戒事項を詳細にとりまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。
- ・ 月間火山概況
前月1ヶ月間の火山活動の状況及び警戒事項をとりまとめたもので、毎月上旬に発表する。
- ・ 噴火に関する火山観測報
噴火が発生したときに、発生時刻、噴煙高度等の情報を直ちに発表する。

イ 噴火警報の通報

- (ア) 青森地方気象台は、噴火警報、「臨時」であることを明記した火山の状況に関する解説情報（以下「臨時の解説情報」という。）、噴火速報が発表されたときは、県、県警察本部、青森海上保安部、八戸海上保安部、青森河川国道事務所、放送機関その他必要と認める機関に速やかに通報する。
- (イ) 県は、青森地方気象台から噴火警報、臨時に発表する火山情報に関する臨時の解説情報、噴火速報等の通知を受けたときは、予想される災害の事態及びこれに対処すべき措置について、関係市町村及び関係機関に対し、通報及び要請するものとする。特に特別警報に位置付けられている噴火警報（居住地域）の通報を受けたときは、直ちに、かつ、確実に市町村に通知する。
- (ウ) 放送機関は、必要に応じ、県民への周知を図るため、放送時間及び放送回数を考慮の上、放送する。
- (エ) 市は、県から噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の通知を受けたときは、本計画の定めるところにより、直ちに関係機関、市民、登山者等に対し伝達する。この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対処すべき措置について必要な通知又は警告をする。なお、特別警報に位置付けられている噴火警報（居住地域）の通知を受けたときは、直ちに市民及び登山者へ伝達する。

伝達系統図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限り。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報または要請等が義務付けられている伝達経路

(10) 火災警報の発令及び伝達

ア 火災気象通報の通報、伝達

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに青森地方気象台が青森県知事に対して通報し、県を通じて市（消防機関）に伝達される。通報基準は以下のとおりである。

青森地方気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、雨又は雪を伴う場合は通報しないこともある。

イ 火災警報の発令

市（消防機関）は、火災気象通報を受けた場合又は火災の予防上危険であると認めた場合、火の使用の制限等により火災の発生を防止するため、火災警報を発令する。

(11) 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の通報

ア 災害が発生するおそれのある異常現象とは、次のものをいう。

(ア) 著しく異常な気象現象、例えば、竜巻、なだれ、強い降雹等

(イ) 地象に関する事項

a 火山関係

(a) 噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火砕流等）及びそれに伴う降灰砂等

(b) 噴火以外の火山性異常現象

火山地域での地震の群発

火山地域での鳴動の発生

火山地域での顕著な地形変化（山崩れ、地割れ、土地の昇沈等）

噴火、噴煙の顕著な異常変化（噴火孔、火孔の新生、拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、臭、温度、昇華物等）

火山地域での湧泉の顕著な異常変化（湧泉の新生、枯渇、量、臭、色、味、濁度、温度等）

火山地帯での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大、移動及びそれに伴う草地の立ち枯れ等

火山付近の海岸、湖沼、河川の水の顕著な異常変化（量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚等の浮上、発泡、温度の上昇等）

(ウ) 水象に関する事項

a 異常潮位

高潮、周期的な海水の動揺、その他潮位に異常を認めたとき。

b 異常波浪

異常な高さを示す波浪又はうねり

イ 通報及び措置

(ア) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

(イ) 警察官、海上保安官の通報

通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに市長に通報するとともに、それぞれ警察署又は海上保安部に通報する。

(ウ) 市長の通報

通報を受けた市長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報する。

なお、危険が切迫している場合は、危険区域の市民等に周知し、予想される災害が隣接する市町村に関連すると認められる場合は、その旨を隣接市町村に通報する。

a 青森地方気象台

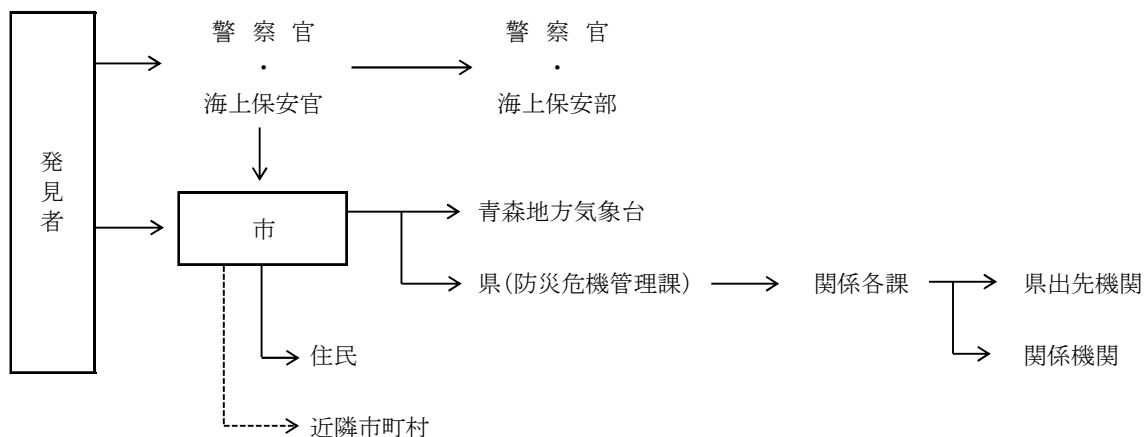
b 県（防災危機管理課）

(エ) 県の措置

通報を受けた県（防災危機管理課）は、災害の予防、未然防止又は拡大防止のため、必要に応じ、関係機関に通報するとともに、庁内各部局に通報する。

各部局は、必要に応じそれぞれ出先機関に通報する。

通報系統図



(12) 防災関係機関連絡先 (資料編 4-1)

(13) 庁内の伝達方法

ア 関係機関から通報される、又は全国瞬時警報システム（J-A L E R T）等により受信した気象予報・警報等は、勤務時間内は危機管理課長が、勤務時間外は当直者が受領する。（ただし、J-A L E R Tについては勤務時間外においても危機管理課職員が受領する。）

イ 宿日直員（代行員）が受領した場合は、直ちに関係課長に伝達するものとする。

ウ 気象予報・警報等を受領した危機管理部長は、市長に報告するとともに、その指示を得て関係機関及び市民に通報する。

エ 関係機関等への通報は、次表のとおりとする。

伝達責任者	伝 達 先 等				伝達内容
	伝達先	電話番号	伝 達 方 法		
			勤務時間内	勤務時間外	
危機管理課長	関係課		庁内放送 使送 電話 庁内LAN	関係課長へ電話（宿日直員が受領した場合は、当直者が危機管理課長及び関係課長へ連絡）	大雨特別警報 高潮特別警報 大雨警報 洪水警報 高潮警報 及びその他必要と認められる警報 特に必要と認められる注意報

オ 市民に対する周知方法は、次のとおりとする。

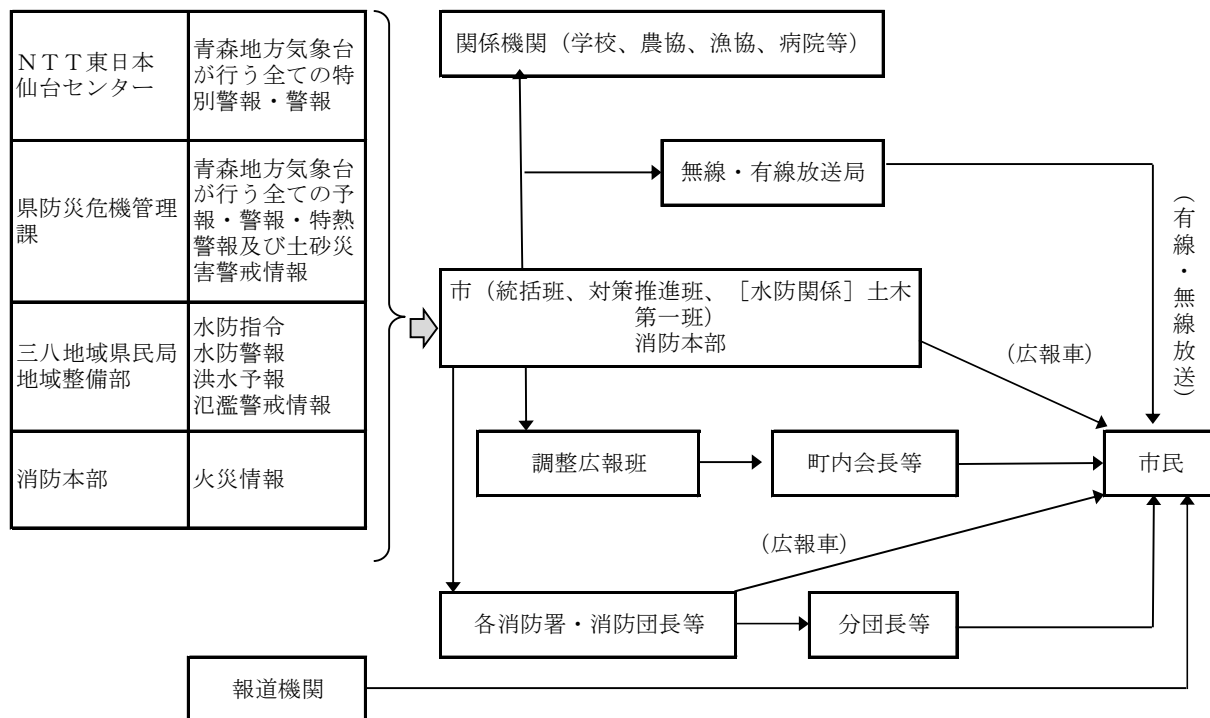
市長は、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をする。この際、要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮するものとする。

通報責任者	周知先	周知方法	通報内容
危機管理課長	市民	緊急速報メール、ほっとスルメール、広報車、防災行政無線※、口頭、HP等	津波情報を除く特別警報及び特に必要と認める注意報・警報
指令救急課長	〃	〃	〃

※ 防災行政無線による情報の伝達については、勤務時間内においては市（危機管理課）が、勤務時間外においては八戸消防本部（指令救急課）が行う。

(14) 関係機関との伝達系統

気象予報・警報等に係る関係機関との伝達系統は、おおむね次のとおりとする。



第2節 情報収集及び被害等報告

[共通]

風水害等の災害情報及び被害状況を迅速かつ確実に収集し、通報又は報告するために必要な体制の確立を図るものとする。

1 実施責任者

市長は、災害情報及び被害状況を市民等の協力を得て迅速かつ的確に調査収集し、県その他関係機関に通報又は報告する。

2 情報の収集、伝達

市長は、積極的に職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策を実施するために必要な情報及び被害状況を次の段階ごとに収集するとともに、速やかに県及び関係機関に伝達する。

(1) 警報等が発表され災害が発生するおそれがある段階

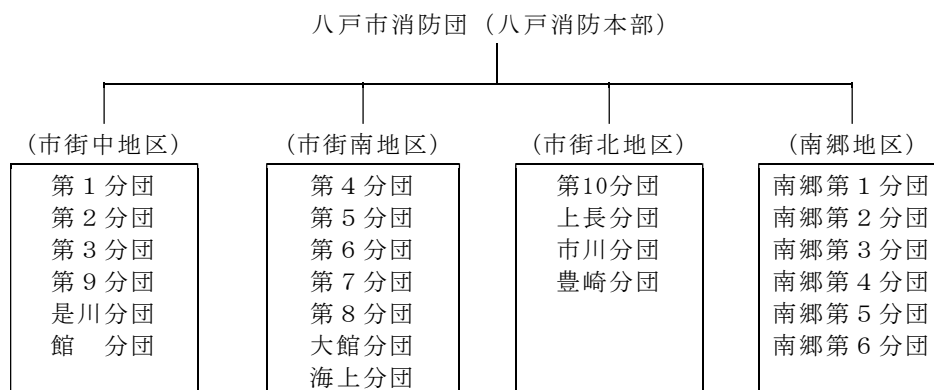
ア 災害情報の収集

市長は、警報等が発表され災害が発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期すため、市職員をもって情報把握に当たらせるとともに、各地区の市民等から情報を収集し、その結果を県（防災危機管理課）に報告する。

(ア) 八戸消防本部における情報収集先

署・分団名	職名	住所	連絡方法	備考
八戸消防本部	警防課長	田向五丁目1-1	TEL44-2134	
八戸消防署	署長	田向五丁目1-1	24-4411	
〃 河原木分署	分署長	下長七丁目4-2	28-8737	
〃 南郷分遣所	所長	南郷大字市野沢字三合山41-45	82-2319	
〃 尻内分遣所	所長	一番町一丁目4-2	27-4758	
〃 桔梗野分遣所	所長	市川町字尻引前山31-1287	28-1622	
〃 根城分遣所	所長	北白山台五丁目2-1	23-4333	
八戸東消防署	署長	白銀町字左新井田道26-1	33-0323	
〃 鮫分署	分署長	鮫町字山四郎蒔目17-345	33-0236	
〃 小中野分遣所	所長	小中野五丁目11-6	44-3100	

(イ) 八戸市消防団の情報収集先



イ 災害情報の内容

- (ア) 災害が発生するおそれのある場所
- (イ) 今後とろうとする措置
- (ウ) その他災害応急対策上必要と見込まれる事項

ウ 市職員、消防職員の巡視

次の警報等が発表された場合は、各担当課員・消防職員は速やかに巡回車等により、安全を確保しつつ被害の発生するおそれのある箇所等を巡回するものとする。

警報等名	危険箇所等	担当	備考
大雨特別警報 暴風特別警報 大雨警報 洪水警報 暴風警報	河川危険箇所 急傾斜地崩壊危険箇所 ため池危険箇所 道路注意箇所	土木第一・二班	
	農業用水路 林道工事箇所	土木第一・二班	
	下水道工事箇所	下水道班	
	水防警戒箇所等	消防署・消防団	
暴風雪特別警報 大雪特別警報 暴風雪警報 大雪警報	道路注意箇所等	土木第一・二班 (消防署)	

エ 災害情報の報告

市長（危機管理課）は、収集した情報を取りまとめ、県（防災危機管理課）に報告する。

(2) 災害が発生し、又は被害が拡大するおそれがある段階

ア 被害状況の収集

各課は、業務分担に基づき所管に係る施設等の被害状況を調査するものとする。

災害が発生した場合において、一回の調査では正確な被害の実態が掌握できないときには、再度の調査により順次精度を高め、速やかに調査を完了させる。

調査に当たり、正確を期するため、地区情報調査連絡員その他関係者の協力を得て行う。

人的被害及び住家被害は、災害救助の基礎となるものであるため、毎戸調査を原則として、迅速かつ正確を期す。

(八戸市)

部名	被害調査区分	調査担当責任者	協力団体
防災対策部	一般被害及び応急対策状況の総括	危機管理課長 防災対策課長 くらし交通安全課長	八戸警察署 八戸郵便局 JR八戸駅 NTT八戸支店 東北電力ネットワーク(株)八戸電力センター 八戸ガス(株) 岩手県北自動車(株)南部支社 青い森鉄道(株)

	市民サービスセンターの被害、所管施設の被害	市民課長	
総合政策部	通信関係被害	広報統計課長	
	旅客運送（鉄道・バス・船舶）関係被害	政策推進課長	
	所管施設被害	南郷事務所長	
総務部	市庁舎の被害	行政管理課長	
	市有財産の被害	行政管理課長	
調査財政部	住家等の被害	住民税課長、資産税課長、収納課長	
商工労働まちづくり部	商工業関係被害	商工課長、産業労政課長	商工会議所
	所管施設被害	八戸ポータルミュージアム館長	
観光文化スポーツ部	観光関係被害	観光課長	
	文化施設被害	文化創造推進課長	
	社会体育施設被害	スポーツ振興課長	
農林水産部	農林業関係被害	農政課長、農林畜産課長、農業経営振興センター所長	農業協同組合 土地改良区 森林組合 漁業協同組合
	中央卸売市場施設被害	中央卸売市場長	
	水産業・漁港関係施設及び水産物等の被害並びに船舶関係被害	水産事務所長	
福祉部	福祉施設等被害	福祉政策課長、こども未来課長、子育て支援課長、高齢福祉課長、障がい福祉課長、介護保険課長	各施設の長
健康部	医療施設被害	保健総務課長	
環境部	廃棄物処理施設被害	環境政策課長、清掃事務所長	
建設部	道路、河川等の土木施設被害	港湾河川課長、道路建設課長、道路維持課長	
	公共建築物の被害	建築住宅課長	
	市営住宅被害	建築住宅課長	
都市整備部	管理施設の被害	都市政策課長	
	施行中の区画整理事業関係被害	都市政策課長、駅西区画整理事業所長	
	公園施設の被害	公園緑地課長	
	建築物（公共建築物を除く）及び工作物等の被害	建築指導課長	
	下水道施設被害	下水道業務課長、下水道建設課長、下水道施設課長	
医療部	所管施設の被害	管理課長、物流施設課長	
交通部	所管施設の被害	運輸管理課長	
教育部	文教関係被害	教育総務課長、学校教育課長、社会教育課長	
	給食施設被害	学校教育課長	
	文化財関係被害	社会教育課長	

(八戸圏域水道企業団)

部 名	被害調査区分	調査担当責任者
総務部	本庁舎の被害	総務課長
復旧部	水道施設の被害	工務課長

(八戸地域広域市町村圏事務組合)

部名	被害調査区分	調査担当責任者
事務局	廃棄物処理施設被害	八戸環境クリーンセンター所長、八戸清掃工場長、八戸リサイクルプラザ所長
八戸消防本部	所管施設の被害	総務課長

イ 被害状況の報告等

(ア) 八戸消防本部の情報収集・伝達責任者は、119番通報が殺到する状況等の情報を県（防災危機管理課）及び国（消防庁応急対策室）に報告する。

組織名	回線種別	電 話		ファクシミリ	
県（防災危機管理課）	N T T回線	017-734-9088 017-734-9097		017-722-4867 017-734-8017	
	防災情報ネットワーク	8-810-1-6020		文書データ伝送機能	
消防庁 応急対策室		平日(9:30-18:15)	左記以外 (宿直室)	平日(9:30-18:15)	左記以外 (宿直室)
	N T T回線	03-5253-7527	03-5253-7777	03-5253-7537	03-5253-7553
	地域衛星通信ネットワーク	(8-)048-500-90-43422	(8-)048-500-90-49012	(8-)048-90-49033	(8-)048-90-49036

(イ) 各課は、収集した被害状況を、県関係出先機関等（県に連絡できない場合は、国（消防庁応急対策室））に逐次報告する。

危機管理課は、その被害状況のとりまとめ結果及び次の状況を県（防災危機管理課）に青森県総合防災情報システム等により報告する。

- a 人命危険の有無及び人的被害（行方不明者の数を含む。）の発生状況
- b 火災等の二次災害の発生状況及びその危険性
- c 避難の必要の有無又は避難の状況
- d 市民の動向
- e その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項
- f 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は、県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

なお、次に該当する火災・災害等については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（『火災・災害等即報要領』）

① 火災等即報

ア 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの

- (ア) 航空機火災
- (イ) タンカー火災及び社会的影響度が高い船舶火災
- (ウ) トンネル内車両火災
- (エ) 列車火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- (ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故
- (イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

ウ 危険物等に係る事故

- (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
- (ウ) 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- (エ) 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - a 海上又は河川へ危険物等が流出し、防除、回収等の活動を要するもの
 - b 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- (オ) 市街地、高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- (カ) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

- (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- (イ) 放射性物質を輸送する車両について、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ ホテル、病院、映画館及び百貨店において発生した火災

カ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

② 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

ア 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

イ バスの転落等による救急・救助事故

ウ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

エ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

オ その他報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いもの

③ 武力攻撃災害即報

ア 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ず

る人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
 イ 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急処理事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

④ 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

<被害調査報告分担区分>

調査・報告事項	様式番号	市等における調査分担区分	県への報告先	
			県出先機関経由	主管課
被害実態調査	様式1	調査班、保健衛生班		
被害者名簿	様式2	調査班		
災害即報、災害確定報告	様式3	統括班、対策推進班、八戸消防本部		防災危機管理課
人・住家の被害（総括）	様式4	統括班、対策推進班	三八地域県民局地域健康福祉部福祉総室（電話27-4435）	健康福祉政策課
救助の実施状況	様式5	統括班、対策推進班（総括） ※次の各班は各調査分担を対策推進班に報告すること。 保健衛生班、福祉班、避難所班、土木第一・二班、建築住宅班、学校教育班、水道企業団	〃	〃
医療施設被害	様式6	保健衛生班	三八地域県民局地域健康福祉部保健総室（電話27-3336）	医療薬務課
廃棄物処理施設被害	様式7	災害廃棄物処理班	三八地域県民局環境管理部	環境政策課
生活衛生施設被害 防疫の実施状況	様式7	保健衛生班、避難所班	三八地域県民局地域健康福祉部保健総室（電話27-3336）	保健衛生課
水道施設被害	様式8	水道企業団		保健衛生課
水稻被害	様式9・10	農林班	三八地域県民局地域農林水産部	農産園芸課
りんご特産果樹被害	様式11	農林班	〃	りんご果樹課
畑作・やさい・桑樹・花木被害	様式12	農林班	〃	農産園芸課
果樹類樹体被害	様式13	農林班	〃	りんご果樹課
畜産関係被害	様式14	農林班	〃	畜産課

農業関係共同利用施設被害	様式17	農林班	〃	団体経営改善課、農産園芸課、りんご果樹課、畜産課
農業関係非共同利用施設被害	様式18	農林班	〃	農産園芸課、りんご果樹課、畜産課
農業協同組合及び農業協同組合連合会の在庫品等被害	様式19	農林班	〃	団体経営改善課
農地・農業用施設関係被害	様式20	農林班	〃	農村整備課
林業関係被害	様式21	農林班	〃	林政課
水産業被害	様式22	水産班	〃	水産局水産振興課
漁港施設等被害	様式23	水産班	〃	水産局漁港漁場整備課
商工業被害	様式24	商工班		商工政策課
観光施設被害	様式24	観光班		観光企画課
土木施設被害	様式25	土木第一・二班 下水道班	三八地域県民局地域整備部	河川砂防課、道路課、港湾空港課、都市計画課
土砂災害警戒情報	—	土木第一・二班	三八地域県民局地域整備部	河川砂防課
文教関係被害	様式26	教育総務班、学校教育班、社会教育班	三八教育事務所	教育庁教育政策課(私立学校)総務学事課
福祉施設被害	様式27	福祉班	三八地域県民局地域健康福祉部福祉総室(電話27-4435)	健康福祉政策課
その他の公共施設被害	様式28	該当各班		担当課

(3) 災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階

ア 危機管理課は、災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階であらかじめ定められた様式により、災害状況を逐次県(防災危機管理課)に報告するとともに、県の各部局には上記(2)の被害調査報告分担区分により被害内容等について報告する。また、必要に応じ次の状況を関係機関に報告する。

- (ア) 被害の状況
- (イ) 避難指示等又は警戒区域の設定状況
- (ウ) 指定避難所の開設状況
- (エ) 避難生活の状況
- (オ) 救護所の設置及び活動状況
- (カ) 傷病者の受入状況
- (キ) 観光客等の状況
- (ク) 応急給食・給水の状況
- (ケ) その他

- a 市外の医療機関への移送を要する負傷者の状況
- b 市外の医療機関又は介護老人保健施設への移送を要する入院者、入所者の状況
- c その他

イ 被害報告区分

被害報告区分は次のとおりとする。

区 分		認 定 基 準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体は確認できないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者 軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるものうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位。
	住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家の全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分とその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住家被害	非住家	住家以外の建物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

その他の被害	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没及び冠水	田の例に準ずる。
	文教施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校及び特別支援学校における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
その他の被害	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのもとの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設又は港湾の利用及び管理上必要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。地すべり等防止法に規定する地すべり防止施設とする。急傾斜地法に規定する急傾斜地崩壊防止施設とする。
	廃棄物処理施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	下水道	下水道法第2条第1項第2号に規定する下水道及び全体計画区域内で発生した都市浸水被害（外水氾濫のみに起因するものを除く）とする。
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。	

罹災者	罹災世帯の構成員とする。	
公立文教施設	公立の文教施設とする。	
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象施設となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。	
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。	
その他の公共施設被害	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば水産物、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

- ・ 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を修復し得ない状況に至ったものをいう。
- ・ 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

3 災害確定報告

各課は、応急対策が終了した後速やかに被害の確定報告を県関係出先機関等に報告する。危機管理課は、その確定状況を取りまとめて、県（防災危機管理課）に報告する。

4 報告の方法及び要領

(1) 方法

ア 被害状況等の報告は、青森県総合防災情報システム、青森県防災情報ネットワーク、固定電話、ファクシミリ、衛星携帯電話等、最も迅速確実な方法により行うものとする。報告を的確に行うため、青森県総合防災情報システムの地理情報システム等を有効に活用するとともに、災害現場映像情報を収集伝達するものとする。

イ 固定電話が途絶した場合は、青森県防災情報ネットワーク又は警察無線等他機関の無線通信設備等を利用する。

ウ すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして報告するよう努める。

(2) 要領

ア 被害報告については、速やかな応急対策を実施するため、災害が発生後、直ちに災害の概要、災害対策本部の設置状況等を報告する。

イ 被害程度の事項別報告は、緊急を要するもの、又は特に指示があった場合を除き、1

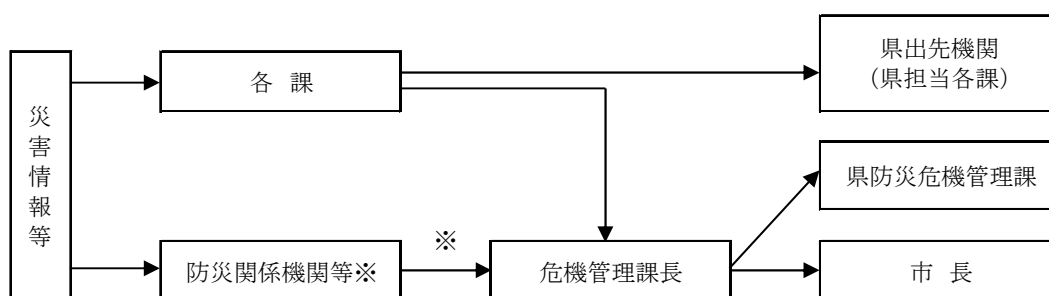
日1回以上行う。

ウ 被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住家被害を優先させる。

エ 県への報告を的確に行うため、青森県総合防災情報システムに被害又は避難の状況を入力するとともに、地図上に被害箇所を入力して行う。また、防災ヘリ緊急運航要請、資機材の応援要請等についても青森県総合防災情報システムに入力して行うものとする。

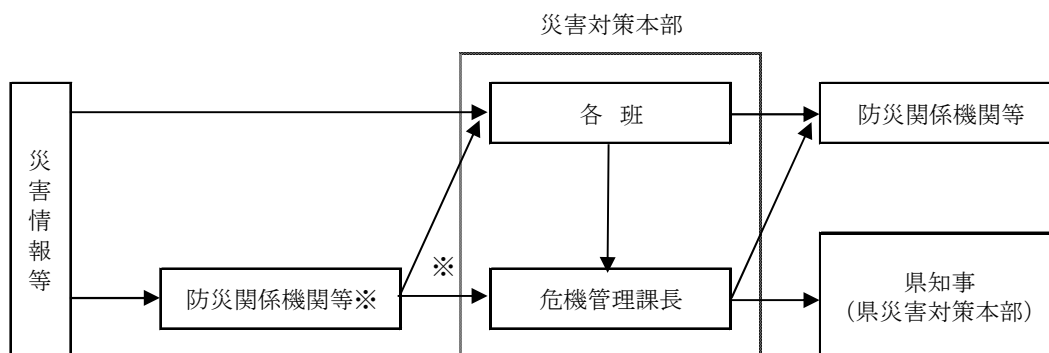
5 情報の収集、報告の系統図

(1) 災害対策本部設置以前の情報収集、報告系統図



※ 八戸警察署、東北電力ネットワーク(株)八戸電力センター、NTT東日本八戸支店、八戸ガス(株)、JR八戸駅、青い森鉄道(株)、岩手県北自動車(株)南部支社等からの情報

(2) 災害対策本部設置後の情報収集、報告系統図



※ 八戸警察署、東北電力ネットワーク(株)八戸電力センター、NTT東日本八戸支店、八戸ガス(株)、JR八戸駅、青い森鉄道(株)、岩手県北自動車(株)南部支社等からの情報

6 その他

機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、船舶、車両等の多様な情報収集手段を活用するよう努める。

第3節 通信連絡

[共通]

風水害等の災害時において各機関相互の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、情報伝達ルートが多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の整備を図る。また、夜間休日においても対応できる体制の整備を図る。

1 実施責任者

災害時における通信連絡は、関係機関の協力を得て、市長が行うものとする。

2 通信連絡手段

市は、災害時における通信連絡を的確に行うため、衛星通信、インターネットメール等必要な通信手段を確保するとともに、情報の質・内容に応じてそれらの通信手段の機能を生かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

- (1) 青森県防災情報ネットワークを活用し、県と直接情報連絡を行う。
- (2) 保有する防災行政無線（戸別受信機を含む）又は有線放送を基幹として、その他の手段の活用により、市内の各機関、県、指定地方行政機関等の出先機関、公共的団体その他重要な施設の管理者等との間に通信連絡システムを整備し情報連絡を行う。
- (3) 災害に関する情報の収集伝達を円滑に行うため、管内の警察署、消防署等の協力を得て情報連絡を行う。
- (4) 災害に関する緊急通信が必要な場合は、一次的には公衆電気通信設備により確保するが、その利用ができない場合、非常時優先電話等による電気通信設備の優先利用、防災機関等の無線による非常通信の利用、専用通信設備の利用等、各種通信手段の活用により通信連絡を行う。

3 連絡方法

- (1) 市は、いつでも通信連絡ができるよう通信連絡体制を確立する。特に、夜間、休日における通信連絡体制を確立しておく。
- (2) 上記連絡の責任者を選任し、情報の収集及び伝達に当たらせる。
なお、通信連絡責任者の氏名等は、あらかじめ県（防災危機管理課）に報告しておく。

4 通信連絡

- (1) 青森県防災情報ネットワーク
光イーサ回線及び衛星携帯電話回線により、県、市町村及び防災関係機関を有機的に結び災害時の情報収集及び伝達を行う。
- (2) 電気通信設備（電話・電報）の優先利用
 - ア 災害時優先電話
 - (ア) 災害時において電話が輻輳した場合、防災機関が防災活動又は救援活動を行うときに支障をきたさないよう、災害時優先電話（災害対策課設置）を利用して通信連絡を行う。
 - (イ) 各機関は、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ等の通信事業者から災害時優先電話の指定を受けておき、その電話番号、設置場所及び利用方法を組織内に周知しておく。
 - (ウ) 指定避難所は、特設公衆電話を設置し避難者の安否確認等のための通信連絡手段を確保するものとする。
○特設公衆電話設置箇所 市内各公民館
 - イ 非常・緊急電報
災害時において、通信設備が壊れ又は輻輳してかかりにくい場合、災害の予防若しく

は救援、交通、電話等の確保又は社会秩序の維持のため必要な事項その他災害に関し公共の利益のため緊急に通信することを要する電報については、「非常又は緊急電報」として取り扱い、電報に優先して配達することとなっており、これらの非常・緊急電報を活用して通信連絡を行う。

通信依頼先	依頼方法	指定電話	担当責任者	手 続
東日本電信電話(株) 青森支店	非常電報 緊急電報		行政管理課長	<ul style="list-style-type: none"> ・申し込み受付番号は115番。 ・「非常電報」又は「緊急電報」である旨告げる。又は発信紙空白に「非常」又は「緊急」を朱書する。 ・必要理由、事情を告げる。

(3) 無線等設備の利用

災害時において、電気通信設備を利用することができないとき、又は利用することが著しく困難なときは、衛星携帯電話又は市の無線設備を利用するとともに、防災関係機関の無線設備及び専用電話設備を利用して通信を確保する。

ア 市有無線設備

次の市有無線設備は、別に定める無線運用要領に基づいて運用するものとする。

【避難所通信システム】

無線種類	設置場所	個別番号	周波数及び空中線電力	台数
MCA無線機（統制局）	八戸市庁舎（危機管理課）	5 0 0	800MHz帯 2W	1 台
MCA無線機（可搬局）	多賀小学校	5 0 1		1 台
	多賀台小学校	5 0 2		1 台
	市川中学校	5 0 3		1 台
	市川公民館	5 0 4		1 台
	北稜中学校	5 0 5		1 台
	根岸小学校	5 0 6		1 台
	根岸公民館	5 0 7		1 台
	日計ヶ丘小学校	5 0 8		1 台
	高館小学校	5 0 9		1 台
	城北小学校	5 1 0		1 台
	下長小学校	5 1 1		1 台
	下長中学校	5 1 2		1 台
	下長公民館	5 1 3		1 台
	城下小学校	5 1 4		1 台
	三八城公民館	5 1 5		1 台
	八戸小学校	5 1 6		1 台
	第二中学校	5 1 7		1 台
	江陽小学校	5 1 8		1 台
	江陽中学校	5 1 9		1 台
	江陽公民館	5 2 0		1 台
小中野小学校	5 2 1	1 台		

小中野中学校	5 2 2	1 台
小中野公民館	5 2 3	1 台
県立八戸盲学校・聾学校	5 2 4	1 台
柏崎小学校	5 2 5	1 台
第三中学校	5 2 6	1 台
柏崎公民館	5 2 7	1 台
総合教育センター	5 2 8	1 台
福祉公民館	5 2 9	1 台
湊小学校	5 3 0	1 台
湊中学校	5 3 1	1 台
湊公民館	5 3 2	1 台
白銀小学校	5 3 3	1 台
白鷗小学校	5 3 4	1 台
白銀中学校	5 3 5	1 台
白銀公民館	5 3 6	1 台
白銀南公民館	5 3 7	1 台
鮫小学校	5 3 8	1 台
鮫中学校	5 3 9	1 台
鮫公民館	5 4 0	1 台
八戸シーガルビューホテル	5 4 1	1 台
種差小学校	5 4 2	1 台
金浜小学校	5 4 3	1 台
南浜中学校	5 4 4	1 台
南浜公民館	5 4 5	1 台
三条小学校	5 4 6	1 台
三条中学校	5 4 7	1 台
上長公民館	5 4 8	1 台
明治小学校	5 4 9	1 台
明治中学校	5 5 0	1 台
館公民館	5 5 1	1 台
長者小学校	5 5 2	1 台
函南小学校	5 5 3	1 台
長者中学校	5 5 4	1 台
長者公民館	5 5 5	1 台
根城中学校	5 5 6	1 台
根城公民館	5 5 7	1 台
田面木公民館	5 5 8	1 台
白山台中学校	5 5 9	1 台
白山台公民館	5 6 0	1 台
吹上小学校	5 6 1	1 台
第一中学校	5 6 2	1 台
吹上公民館	5 6 3	1 台

是川小学校	5 6 4	1 台
是川公民館	5 6 5	1 台
新井田小学校	5 6 6	1 台
大館公民館	5 6 7	1 台
旭ヶ丘小学校	5 6 8	1 台
長根屋内スケート場	5 6 9	1 台
東中学校	5 7 0	1 台
東公民館	5 7 1	1 台
八戸市東体育館	5 7 2	1 台
八戸市公民館	5 7 3	1 台
南部会館	5 7 4	1 台
八戸ポータルミュージアム	5 7 5	1 台
南郷小学校	5 7 6	1 台
中沢中学校	5 7 7	1 台
南郷公民館	5 7 8	1 台
島守小学校	5 7 9	1 台
八戸市津波防災センター	5 8 0	1 台
計		81台

イ 非常通信の利用

災害時において、有線通信を利用できない場合又はこれを利用することが著しく困難な場合は、おおむね次に掲げる防災機関の無線通信施設を利用するものとし、この利用に当たって必要な手続き等については、あらかじめ協議し定めておく。

無線通信設備	通信依頼先	通信依頼先所在地	連絡責任者	備考
消防救急無線	八戸消防本部	田向五丁目1-1	危機管理課長	
警察無線	八戸警察署	城下一丁目16-25	〃	交番、駐在所の設備を含む ※東北地方非常通信協議会設定ルート
東北電力無線	東北電力ネットワーク(株)八戸電力センター	堤町11-2	〃	※電力ルート
国土交通省無線(八戸出張所)	青森河川国道事務所八戸出張所	長苗代二丁目5-8	〃	※建設ルート
国土交通省無線(八戸国道出張所)	青森河川国道事務所八戸国道出張所	下長一丁目5-4	〃	
東日本電信電話(株)無線	東日本電信電話(株)青森支店	青森市橋本二丁目1-6	〃	青森災害対策室長
海上保安部無線	八戸海上保安部	築港街二丁目16	〃	

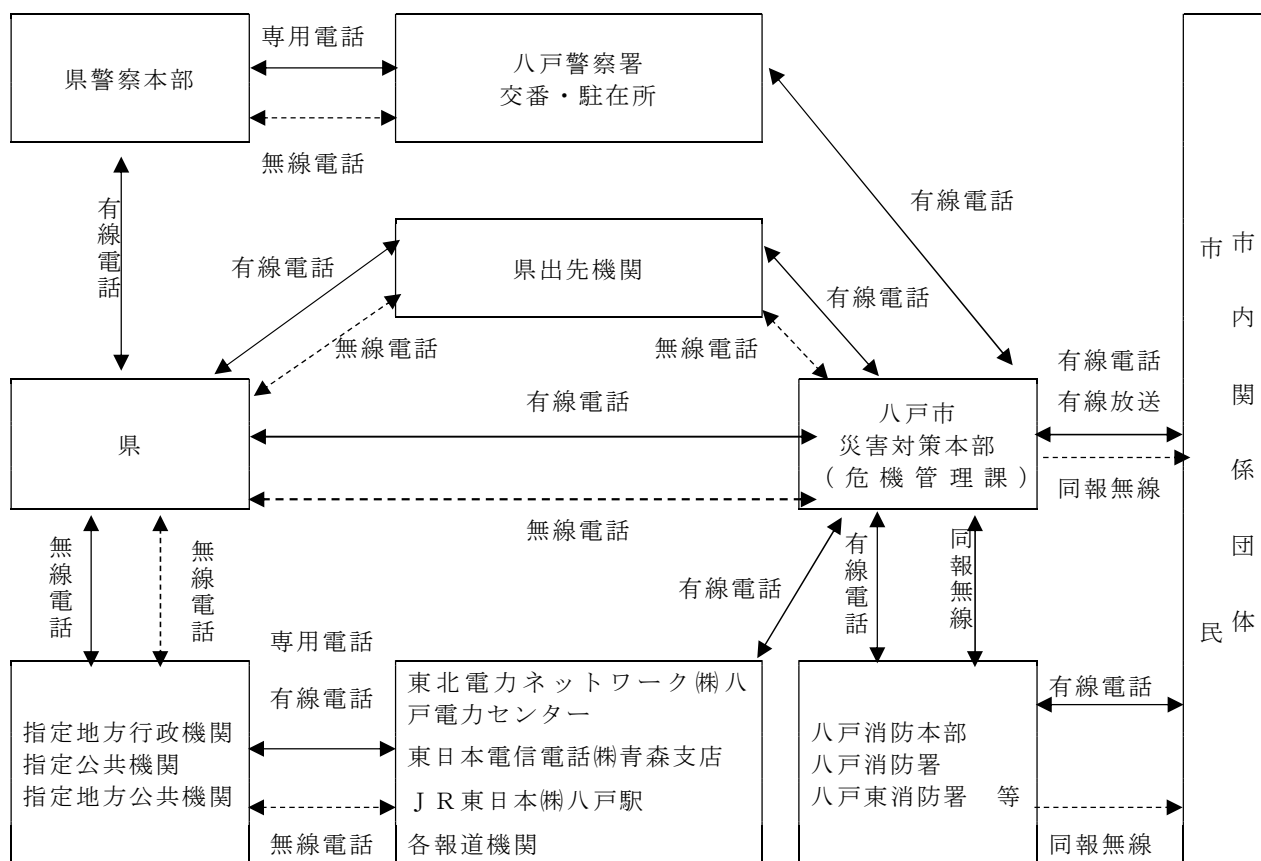
防災相互通信用無線	八戸港安全協議会各事業所（石油基地含む）	築港街二丁目16 （八戸海上保安部内）	〃	
水道無線	水道企業団	南白山台一丁目11-1	〃	

(4) 専用通信設備の利用

災害時において、電気通信設備の利用ができない場合又は緊急に通信の必要がある場合は、おおむね次に掲げる専用通信設備の利用を図るものとし、この利用に当たって必要な手続き等については、あらかじめ協議し定めておくものとする。

専用通信設備	通信依頼先	通信依頼先所在地	連絡責任者	備考
警察電話	八戸警察署	城下一丁目16-25	危機管理課長	交番、駐在所の設備を含む
海上保安電話	八戸海上保安部	築港街二丁目16	〃	
鉄道電話	J R 八戸駅	尻内町字館田2-2	〃	
電気事業者電話	東北電力ネットワーク(株)八戸電力センター	堤町11-2	〃	

5 災害通信利用系統図



※ 有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、使送により通信又は連絡を行う。

〈資料〉

- 防災関係機関連絡先 (資料編 4-1)
- 防災相互通信用無線の呼出名称一覧 (資料編 4-2)

第4節 災害広報・情報提供

[調整広報班、避難所班]

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社会秩序の維持及び民心安定を図るため、県外からの避難者や外国人住民、訪日外国人を含む観光客等にも配慮しながら、災害情報、事前措置、市民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ適切な災害広報を実施するものとする。

1 実施責任者

- (1) 市長は、市民、報道機関等に対し、災害情報を迅速かつ的確に周知するため、災害情報を総括する班を設けるとともに、災害の規模又は態様に応じた広報を行い、災害が収束したときは、必要に応じて市民相談室を開設する。
- (2) 防災関係機関は、それぞれの所掌により、市民等に対し、災害情報等の周知に努める。

2 広報担当

- (1) 市長が行う災害広報に関する担当は、次のとおりとする。

区 分	責 任 者	広 報 先	連 絡 方 法
住民担当	広報統計課長 危機管理課長 災害対策課長	市民	緊急速報メール、ほっとスルメール、広報車、防災行政無線（同報系無線）、テレビ、ラジオ、インターネット等
報道機関担当	〃	報道機関	口頭、文書
防災関係機関	〃	防災関係機関	有線電話、無線電話
庁内担当	〃	庁内	庁内放送、庁内電話

- 防災関係機関連絡先 （資料編 4-1）

3 災害広報の要領

- (1) 市長は、防災関係機関及び報道機関と緊密な連絡を行い、正確な情報の把握に努める。また、人的被害の数について広報を行う際には、県等と密接に連携しながら適切に行うものとする。
- (2) 市の実施する広報は、調整広報班（広報統計課長）に連絡する。
- (3) 調整広報班（広報統計課長）は、災害情報等の広報資料を収集するとともに、特に報告、記録等に供する写真の収集又は撮影に努める。
- (4) 災害広報において重点をおく事項は、次のとおりとする。
 - ア 災害対策本部の設置に関する事項
 - イ 災害の概況
 - ウ 市及び各防災関係機関の応急措置に関する事項
 - エ 避難指示等の発令状況
 - オ 防疫に関する事項
 - カ 火災状況
 - キ 指定避難所・医療救護所の開設状況
 - ク 給食・給水の実施状況
 - ケ 道路、河川等の公共施設の被害状況
 - コ 道路交通等に関する事項

- サ 二次災害を含む被害の防止に関する事項
 - シ 一般的な市民生活に関する情報
 - ス 社会秩序の維持及び民心の安定のため必要な事項
 - セ その他必要な事項
- (5) 報道機関への発表は、次のとおりとする。
- ア 報道機関への発表資料は、調整広報班長が取りまとめる。
 - イ 発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に連絡し、発表する。
- (6) 市民への広報
- 市民に対する広報は、おおむね次の方法のうち、利用できる方法を効果的に用いることにより、迅速に、的確かつ分かりやすく行う。
- ア 防災行政無線（同報系無線）等の設備による広報
 - イ 広報車による広報
 - ウ 報道機関による広報
 - エ 広報紙の掲示及び配布
 - オ 指定避難所への職員の派遣
 - カ その他インターネットのホームページ及び防災メールの活用等
- (7) 外国人住民・訪日外国人に対して防災・気象情報が確実に伝達できるよう、国・県と連携し、多言語化等の環境の整備を図るものとする。その際、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、指定避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの活用を図る。

4 市民相談室の開設等

- (1) 災害が収束したときは、必要に応じ、広報統計課長は被災地域に臨時市民相談室を開設し、市民の相談要望等を聴取して速やかに関係各課に連絡し、早期解決に努めるものとする。
- (2) 市長は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に提供できる体制の整備に努めるものとする。
- (3) 市長は、災害種別ごとの安否情報について県等防災関係機関とあらかじめ協議し定めた方法により広報するよう努めるものとする。また、個人の安否情報伝達に有効な、災害伝言ダイヤル（171番）の活用を市民に周知するよう努める。
- (4) 市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者等からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者などが含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努める。

5 避難市民への情報提供

避難市民への情報ルートを確立し、伝達手段（指定避難所巡回員等による伝達、掲示板、広報資料、広報誌（紙）、インターネット等）を確保して必要な情報を提供する。

第5節 避難

[統括班、対策推進班、調整広報班、土木第一・二班、避難所班、福祉班、保健衛生班、公園緑地班、運輸班、教育部（教育総務班、学校教育班、社会教育班）、八戸消防本部]

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害から市民（訪日外国人等の旅行者を含む。）を保護するため、市民を適切に避難させるとともに、必要に応じて指定避難所を開設し、避難者を保護するものとする。

1 実施責任者

(1) 避難指示等

避難のための立退きの指示並びに指定避難所の開設及び避難者の受入れは市長が行うものとするが、市長と連絡が取れない場合は、副市長が行う。

なお、法律に定める特別の場合は、避難指示等を市長以外の者が実施する。

実施責任者	内 容（要件）	根 拠 法
市 長	災害全般	・災害対策基本法第60条
警察官	災害全般（ただし、市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき又は市長から要求があったとき。）	・災害対策基本法第61条 ・警察官職務執行法第4条
海上保安官	〃（ 〃 ）	・災害対策基本法第61条
知 事	災害全般（ただし、災害の発生により市（町村）がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。）	・災害対策基本法第60条
自衛官	〃（警察官がその場にいない場合に限り）	・自衛隊法第94条
知事又はその命を受けた職員 水防管理者（市長）	洪水、雨水出水又は高潮による氾濫からの避難の指示	・水防法第29条
知事又はその命を受けた職員	地すべりからの避難の指示	・地すべり等防止法第25条

(2) 指定避難所の設置

指定避難所の設置は、市長（災害救助法が適用された場合は、知事又は知事から委任された市長）が行う。

(3) 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、市長が行うものとする。

なお、法律に定める特別の場合は、市長以外の者が実施する。

実施責任者	内 容（要件）	根拠法
市 長	災害全般 災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき。	・災害対策基本法第63条
警察官	災害全般 同上の場合においても、市長若しくはその委任を受けた市	・災害対策基本法第63条

	の職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。	
海上保安官	災害全般 同上的場合においても、市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。	・災害対策基本法第63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般 同上的場合においても、市長等、警察官及び海上保安官がその場にいないとき。	・災害対策基本法第63条
消防吏員又は消防団員	水災を除く災害全般 災害の現場において、活動確保をする必要があるとき。	・消防法第28条 ・ " 第36条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水、高潮 水防上緊急の必要がある場合	・水防法第21条

2 避難指示等の基準

避難指示等の発令基準については、第3章第18節「水害予防対策」、同章第20節「土砂災害予防対策」に定めるとおりとする。

3 避難指示等の伝達

住民に対する避難のための準備情報の提供や避難指示等を行うに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難情報の提供に努めるなど、避難指示等の判断基準を明確化しておく。

また、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、自宅等で身の安全を確保することができる場合は「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うといった適切な避難行動を市民がとれるように努める。

避難についての市民に対する周知徹底の方法、内容及び関係機関に対する伝達は、次のとおりとする。

なお、危険の切迫性に依り伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、積極的な避難行動の喚起に努める。

特に、避難行動に時間を要する者に対して早めの段階で高齢者等避難を伝達するなど、危険が切迫する前に十分な余裕を持って避難の指示等を行うほか、一般住民に対しては、避難準備及び自主的な避難を呼びかける。

洪水及び土砂災害について、市は、避難指示等の対象地域及び判断時期、避難指示等解除などに関して、国及び県に必要な助言を求めるものとする。

(1) 周知徹底の方法、内容

ア 避難指示等の伝達は、最も迅速かつ的確に市民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法によるものとする。なお、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

(ア) 信号（警鐘又はサイレン）により伝達する。

避難指示等は、次の信号による。

警鐘信号	サイレン信号		
乱打	約1分 ○——	約5秒 休止	約1分 ○——

- (イ) ラジオ放送及びテレビ放送により伝達する。
- (ウ) 防災行政無線（同報系無線）により伝達する。
- (エ) 状況に応じて広報車により伝達する。
- (オ) 情報連絡員（等）による戸別訪問、マイク等により伝達する。
- (カ) 電話により伝達する。
- (キ) 緊急速報メール及びほっとメールにより伝達する。
- (ク) 市ホームページ、SNS等により伝達する。
- (ケ) Lアラート（災害情報共有システム）

イ 避難指示等の発令は、次の内容を明示して実施するものとする。

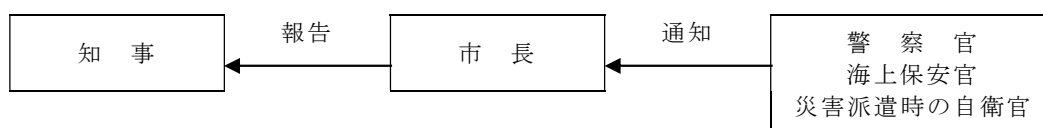
- (ア) 警戒レベルと求める行動
- (イ) 避難が必要である状況及び避難指示等の理由
- (ウ) 危険区域
- (エ) 避難対象者
- (オ) 避難路
- (カ) 指定避難所
- (キ) 移動方法
- (ク) 避難時の留意事項

(参考) 情報連絡員等は、避難に当たり次の事項を市民に周知徹底するものとする。

- ・戸締り及び火気の始末を完全にすること。
- ・携帯品は、必要な最小限のものにすること。（食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布、携帯電話（充電器を含む）等）
- ・服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行すること。

(2) 関係機関相互の通知及び連絡

ア 避難指示等を行ったときは、次の系統により関係機関に通知又は報告する。



(ア) 市長は、避難指示等を発令したとき又は他の実施責任者が避難のための立退きを指示した旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告する。

また、避難指示等を解除した場合も同様とする。

この場合の報告事項は、おおむね次のとおりとする。

- a 避難指示等を発令した場合
 - 災害等の規模及び状況
 - 避難指示等を発令した日時
 - 避難指示等の対象地域
 - 対象世帯数及び対象人数
 - 指定避難所開設予定箇所数
- b 避難指示等を解除した場合
 - 避難指示等を解除した日時

(イ) 避難指示等を解除したときは、直ちにその旨を市民に広報する。

- (ウ) 警察官又は海上保安官が避難のための立退きの指示をしたときは、直ちにその旨を市長に通知する。
 - (エ) 水防管理者が避難のための立退きの指示をしたときは、その旨を八戸警察署長に通知する。
 - (オ) 知事又はその命を受けた職員が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を八戸警察署長に通知する。
- イ 避難指示等を発令したときは、関係機関と相互に連絡し協力する。
- ウ 警戒区域の設定等を実施した警察官又は海上保安官は、その旨を市長に通知する。
- (3) 市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

4 避難方法

避難指示等を発令したときの誘導等は、次のとおりとする。

- (1) 原則的な避難形態
- ア 避難指示等が発令された場合の避難の単位は、指定する避難場所ごとになるべく一定地域、町内会等の単位とする。
 - イ 避難指示等を発令するいとまがない場合等で、緊急避難を要する状況のときは、市民は、自ら判断し最寄りの最も安全と思われる場所への自主避難に努める。
- (2) 避難誘導及び移送
- ア 避難の誘導に当たっては、適切な時期と適切な避難方向への誘導、避難行動要支援者の優先及び携行品の制限等に留意して実施する。
発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者についての避難支援、迅速な安否確認等が行われるよう努める。
 - イ 避難誘導員は、市職員、消防職団員、自主防災組織構成員等が当たることとし、災害の状況によって誘導できない場合は、自らの生命の安全の確保を最優先とする。
 - ウ 避難誘導の方法は、避難者数及び誘導員数に応じて、避難集団に付き添って避難を誘導する方法（引き連れ法）、又は避難者大勢に対して避難路上で避難方向等を指差し、若しくは口頭で指示する方法（指差し法）のいずれか、又は併用により実施する。
 - エ 避難者の移送は、原則としてバス等による大量移送とする。なお、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

5 指定緊急避難場所の開放

市長は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難等の発令と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

なお、避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。指定避難所においても同様とする。

6 指定避難所の開設

市長は、避難指示等を決定したとき、又は市民の自主避難を覚知したときは、洪水、土砂災害等の危険性に十分配慮しつつ、直ちに指定避難所を開設するとともに、市民等に対して周知徹底を図るものとする。なお、開設に先立ち、開設予定指定避難所及びそこへ至る経路

が被害を受けていないかなどを確認するとともに、避難者を受入れた後も周辺の状況に注意して安全性の確認を行う。

避難者の受入れに当たっては、受入対象者数、指定避難所の受入能力、受入期間等を考慮して受入れを割り当てるとともに、指定避難所ごとの避難者の把握に努める。必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

なお、感染症発生を考慮し、指定避難所の受入人員に制限が必要な場合等においては、指定避難所が密になる状況を避けるため、避難者を分散させて割り当てるとともに、必要に応じて他の安全な避難所への誘導、案内等を行うよう努める。

要配慮者に配慮して、必要に応じて福祉避難所を開設する。被災地以外の地域にあるものを含め、社会福祉施設等を福祉避難所としたり、又は民間賃貸住宅、旅館、ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

(1) 事前措置

ア 指定避難所に配置する職員については、あらかじめ市区域の各方面別に担当を定めておき、指定避難所の位置、動員方法、任務等について周知徹底する。

イ 指定避難所に配置する職員数は、指定避難所1か所当たり最低2人とし、避難状況により増員する。

ウ 指定避難所に配置する職員について、避難所班の職員のみで不足する場合には、動員班（人事課）に応援職員を要請する。

(2) 指定避難所の開設手続

ア 市長（本部長）は、指定避難所を開設する必要があると認めるときは、災害の規模又は状況に応じ、安全かつ適切な場所を選定し、避難所班長（市民課長及び国保年金課長）に開設命令を発する。避難所班長（市民課長及び国保年金課長）は、市長からの命令に基づいて、直ちに職員を配置して所要の措置をとる。なお、学校が指定避難所にあてられた場合、学校長は学校管理に必要な職員を確保し、市の避難対策に協力する。指定避難所の事前指定等については、第3章第10節「避難対策」による。

イ 市長（本部長）は、指定避難所を開設した場合には、その状況を速やかに知事に報告する。

指定避難所を閉鎖した場合も同様とする。

この場合の報告事項は、おおむね次のとおりとする。

- | | |
|------------|-----------------------|
| (ア) 開設した場合 | ○ 指定避難所を開設した日時 |
| | ○ 場所（指定避難所名を含む。）及び箇所数 |
| | ○ 避難人数 |
| | ○ 開設期間の見込み |
| (イ) 閉鎖した場合 | ○ 指定避難所を閉鎖した日時 |
| | ○ 最大避難人数及びそれを記録した日時 |

(3) 指定避難所に受け入れる者

指定避難所に受け入れる対象者は、次のとおりである。

- ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- イ 現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
- ウ 避難指示等が発せられた場合等で、現に被害を受けるおそれがある者

(4) 指定避難所開設期間

指定避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。

(5) 指定避難所における職員の任務

ア 一般的事項

- (ア) 指定避難所開設の掲示
- (イ) 避難者の受付及び整理
- (ウ) 日誌の記入
- (エ) 食料、物資等の受払及び記録
- (オ) 避難者名簿の作成

イ 本部への報告事項

- (ア) 指定避難所の開設（閉鎖）報告
- (イ) 指定避難所状況報告
- (ウ) その他必要事項

ウ 指定避難所の運営管理

(ア) 費用

指定避難所開設に伴う費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(イ) 指定避難所の責任者及び連絡員の指定

- a 指定避難所を開設したときは、指定避難所の管理責任者及び連絡員を指定し、避難所の運営管理及び避難者の保護に当たらせるものとする。

(a) 管理責任者は、避難所班長が当該施設の施設管理者の承諾を得て指定する。

(b) 連絡員は管理責任者が指名する。

- b 管理責任者は、指定避難所における情報の伝達、食料及び飲料水の給付、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める。

(ウ) 留意事項

- a 着替え場所の設置等、指定避難所におけるプライバシーを確保するとともに、要配慮者に配慮し、良好な生活環境の確保に努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のための避難スペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

- b 避難所の運営管理に女性の参画を推進するとともに、男女双方の視点に配慮した運営管理に努める。特に、女性専用の物干し場、更衣室又は授乳室の設置、女性による下着・生理用品の配布、巡回警備又は防犯ブザーの配布等による安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営管理に努める。また、男女共用の多目的トイレの活用など性的マイノリティにも配慮する。

- c 避難者の健康を確保するため、保健師等による巡回相談又は心のケアの実施に努める。

- d 要配慮者は、できるだけ環境条件の良い場所へ避難させるよう配慮するとともに、避難所において援護が困難な場合は福祉避難所へ移送するものとする。

- e 視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人等、情報入手が困難な者への災害情報の提供に配慮する。

- f 在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、様々な方法による情報の提供等必要な支援の実績に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。

- g 指定避難所の衛生状態及び暑さ・寒さ対策の必要性の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- h 指定避難所で生活せず、食料や水等を受け取りに来る被災者等に係る情報の把握に努める。
- i 指定避難所の運営に関し、被災者が相互に助け合う自主的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その支援に努める。
- j 福祉支援を必要とする避難者を把握し、適切な支援に努める。
- k 指定避難所における感染症対策のため、レイアウトの設定に当たっては、避難者間の距離の確保、間仕切りの設置等に留意する。また、換気や消毒等の衛生管理を行うとともに、手洗いやマスクの着用等、個々の避難者が可能な対策について、避難者の協力を得るよう努める。また、避難者の受入時・受入中の定期的な健康確認を行う。感染が疑われる者が発生した場合には、別室への隔離等の措置を講じるとともに、保健所に連絡し、必要な指示を受けるものとする。

<避難所等一覧>

指定避難所等一覧は次のとおりである。

- 避難所等一覧 (資料編 3-19)
- 一時避難場所 (資料編 3-20)
- 広域避難場所 (資料編 3-21)
- 福祉避難所 (資料編 3-24)

<指定避難所・避難路等位置図>

指定避難所・避難路等位置図は、八戸市ホームページで公開している。

- 八戸市洪水ハザードマップ

https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/kowankasenska/kurashinoanzen_anshin/1/1/2161.html

- 八戸市土砂災害ハザードマップ

<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/bosaikikikanrika/2/1/4345.html>

7 学校、社会福祉施設等における避難対策

学校、社会福祉施設等の児童生徒等及び入所者等を集団避難させる必要があるときは、次の事項をあらかじめ定めた避難に関する要領により実施する。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難順位、編成等
- (3) 誘導責任者及び補助者
- (4) 避難の要領、措置、注意事項等

8 警戒区域の設定

災害による生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があるときは次により警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限若しくは禁止し、又はその区域から退去を命ずる。

- (1) 時機を失することのないよう迅速に実施する。
- (2) 円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。
- (3) 警戒区域の範囲は、災害の規模及び拡大方向を考慮して的確に決定する。
- (4) 警戒区域の設定を明示する場合は、適当な場所に、設置者名を記載した「立入禁止」、「車両進入禁止」等の標示板を設置し、又はロープ等で明示する。
- (5) 車載拡声器等の利用や警戒配置者等によって、次により周知徹底を図る。

ア 設定の理由

警戒区域とした理由を簡潔に表現し、災害対策本部からの情報を伝え、市民に周知す

る。

イ 設定の範囲

「どの範囲」又は「どこからどこまで」というように、道路名、集落名等をなるべく分かりやすく周知する。

9 孤立地区対策

市は、災害により孤立地区が発生した場合は、衛星携帯電話、防災行政無線、地域防災無線、簡易無線機等による集落との連絡手段を早急に確保するとともに、孤立状態の解消に努める。

また、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被害状況等を把握して、住民の避難及び食料、飲料水、生活必需品等の物資を供給するなど必要な対策を行う。

10 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な者が大量に発生した場合には、「むやみに移動を開始しない。」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保などの帰宅困難者への支援を行う。

11 広域避難対策

- (1) 市は、災害の予測規模、避難者数等を鑑み、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することとする。
- (2) 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- (3) 市及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- (4) 市及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努めるものとする。
- (5) 市は、所在が把握できる広域避難者に対しては、生活必需品等の物資等が提供されるよう努める。

12 訪日外国人旅行者対策

市は、災害多言語支援センターを設置し、通訳ボランティアを指定避難所に派遣するなどして支援体制の確保に努めるほか、被災状況、指定避難所等の場所及びそこへの避難路、指定避難所等におけるルール等の情報提供を多言語により行うよう努める。

13 応援協力関係

- (1) 市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する人員及び資機材の提供についての応援を県に要請する。
- (2) 市は、自ら避難所の開設が困難な場合、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき他市町村に対して、避難所の開設についての応援を県に要請する。
- (3) 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難又は応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、他市町村に協議する。他都道府県の市町村への受入依頼については、県に対して当該都道府県との協議を求める。
- (4) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体

制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

- (5) 県は、旅館・ホテルを避難所として確保するため、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」に基づき、青森県旅館ホテル生活衛生同業組合に協力を要請する。また、市は、要配慮者の受入れについて、県に対して要請する。

14 要配慮者への対応

- (1) 円滑な救護活動体制の整備

福祉部等は、消防、警察等の防災関係機関、医療機関、福祉団体等と連携・協力し、要配慮者の安否、避難先、社会福祉施設の被害状況、福祉ニーズ等を把握し、円滑な救護活動を図るものとする。

- (2) 救急入院・緊急一時入所

避難所での対応が困難で援護を必要とする者又は被災事情により在宅で十分に介護できない要配慮者については、医療機関、社会福祉施設等への救急入院又は緊急一時入所を検討する。

15 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間及び経費については、青森県災害救助法施行細則による。

第6節 消 防

[八戸消防本部]

風水害等の災害時において、負傷者の救急・救助活動を実施するとともに、火災等による被害の軽減を図るため、出火防止措置及び消防活動を行うものとする。

1 実施責任者

災害時における消火活動及び救急・救助活動は、消防長が行うものとする。

2 出火防止・初期消火

火災による被害を防止又は軽減するため、市民、事業者、自主防災組織等は、災害発生直後の出火防止及び初期消火を行い、消防長は、市民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

3 消火活動

消防長は、適切かつ迅速な消火活動を行うほか、広域的な火災においては、消防隊の絶対数の不足及び消防車等の通行障害の発生が想定されるため、消防力の重点投入地区を選定したり、延焼防止線を設定するなど、消防力の効率的運用を図る。

4 救急・救助活動

災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、消防長は、医療機関、八戸市医師会、日本赤十字社青森県支部八戸地区及び八戸警察署と協力し、適切かつ迅速な救急・救助活動を行う。

5 消防計画

災害時における八戸消防本部、消防署（分署・分遣所）及び消防団の部隊編成並びに緊急消防援助隊登録部隊の充実強化については、消防計画等による。

6 応援協力関係

市長は、自ら応急措置の実施が困難な場合、青森県消防相互応援協定、個別の消防相互応援協定及び災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、県に応援を要請するほか、知事へ緊急消防援助隊の応援及び自衛隊の災害派遣を含めた応援を要請する。

第7節 水 防

[統括班、対策推進班、土木第一・二班、下水道班、八戸消防本部]

洪水、浸水による被害の軽減を図るため、水防活動に万全を期するものとする。

1 実施責任者

災害時における水防活動は、市長（水防管理者）が行うものとする。

2 監視、警戒活動

洪水の発生が予想されるときは、市長（水防管理者）は、直ちに河川、海岸、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒に当たる。

また、水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して当該区域への立入禁止、又は当該区域からの退去等を指示する。

3 水門、樋門の操作

水門、樋門、高圧又は高位部の水路等の管理者は、洪水の発生が予想されるときは、直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行う。なお、門扉を操作する者にあつては、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

4 応急復旧

河川、海岸、ため池、水門、樋門等の管理者は、被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、必要な応急措置を講じる。

5 水防活動従事者の安全確保

上記2～4の活動に当たり、実施責任者は従事者の安全が図られるよう配慮する。

6 水防計画の策定

水防計画の策定に当たっては、水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画に定めるものとする。

7 警戒水位の周知

(1) 県は、洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川（以下、「洪水予報河川等」という。）について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び市長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。また、その他の河川についても、役場等の所在地等に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。

(2) 県は避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えられるよう努めるものとする。

8 その他

その他具体的対策等については、市水防計画による。

9 応援協力関係

市長は、自ら応急措置の実施が困難な場合、青森県消防相互応援協定、個別の消防相互応援協定及び災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき応援を県に要請するほか、知事へ緊急消防援助隊の応援及び自衛隊の災害派遣を含めた応援を要請する。

水防管理者は、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。また、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。

第8節 救出

[統括班、対策推進班、調達班、保健衛生班、八戸消防本部]

風水害等による災害のため、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を救出し、若しくは捜索し、又は被災者の保護を図るものとする。

また、大規模・特殊災害に対応するため、平時から高度な技術及び資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

1 実施責任者

災害対策基本法その他法令に定められた応急対策実施責任者はもちろん、災害の現場にある者は、救出及び捜索を行うものとする。

- (1) 市長及び消防長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）
災害により救出又は捜索を要する事態が発生した場合は、八戸警察署その他の関係機関と連絡を密にしながらか救出又は捜索を実施する。
- (2) 海上保安官
次の各種の通報を受け、又は自ら確認したときは、救出を実施する。
 - ア 船舶が遭難した場合
 - イ 船舶火災が発生した場合
 - ウ 海上で行方不明者が発生した場合

2 救出方法

- (1) 陸上における救出
 - ア 消防機関、警察官等により救出隊を編成する。
 - イ 救出現場には、必要に応じて救出現地本部を設置し、各機関との連絡、被災者の収容状況その他の情報収集を行う。
 - ウ 救出隊の数及び人員は、災害の態様に応じ市長等が指示する。
 - エ 救出作業に特殊機械又は特殊技能者を必要とする場合は、被災地の状況又は災害の規模に応じ、知事に対して県防災ヘリコプターの運航要請又は自衛隊等への災害派遣要請の要求を行うほか、市内土木建設業者等に応援を要請して救出活動に万全を期するものとする。
 - オ 負傷者の応急手当を行うため、必要に応じて救護班の出動を求める。
 - カ 消防機関は、被災者救出後は速やかに医療機関へ搬送するものとする。
 - キ 消防機関は、保健衛生班の協力を得て医療機関の確保に努め、救急活動を円滑に実施する。
 - ク 海上保安部は、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において、陸上における救急・救助活動等について支援する。
- (2) 海上における救出
海上保安部が海難救助等を行うに当たっては、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、捜索救助等を実施する。
その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。
また、船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊等によりその消火活動を行うとともに、必要に応じて地方公共団体に協力を要請する。

3 救出対象者

救出の対象として考えられる者は、おおむね次のとおりである。

- (1) 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
- (2) 災害のため、生死不明の状態にある者
- (3) 船舶の遭難により救出を要する者（原則として水難救護法による。）

4 救出期間

救出期間は、災害発生の日から3日以内（4日以後は遺体の搜索として扱う。）とする。ただし、特に必要があると認められる場合は、この限りでない。

5 救出を要する者を発見した場合の通報等

災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見し、又は知った者は、直ちに救出に努めるとともに、次の機関のいずれかに通報するものとする。

機関名	担当課	所在地	電話	備考
八戸消防本部	指令救急課	田向五丁目1-1	44-2135	119番
八戸警察署	警備課	城下一丁目16-25	43-4141	110番
八戸海上保安部	警備救難課	築港街2-16	33-1221	118番 (第二管区海上保安本部)
八戸市庁	危機管理課 災害対策課	内丸一丁目1-1	43-2147 43-9225 43-2111	

6 救出资機材の調達

救出活動に必要な資機材は、市長が必要に応じ各関係機関等に要請し、調達するものとする。

7 応援協力関係

市長は、自ら又は自主防災組織、事業所等の協力によっても救出が困難な場合、救出の実施又はこれに要する人員及び資機材の提供について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき応援を県に要請するほか、知事へ緊急消防援助隊及び自衛隊の災害派遣を含めた応援を要請する。

また、県及び市は、自衛隊の救援活動を容易にするため、救護活動の活動拠点に適する公園、グラウンド等を自衛隊の指定部隊長とあらかじめ協議し、候補地として指定するとともに、状況の変化に応じた情報の更新を行う。

災害現場で活動する警察、消防、海上保安庁、自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所（現地調整所）を設置し、活動エリア、内容及び手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有、活動調整及び必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図り、連携して活動する。

市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について県と意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

8 その他

- (1) 災害救助法が適用された場合の対象者、期間及び経費については、青森県災害救助法施行細則による。
- (2) 実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第9節 食料供給

[避難所班、対策推進班、調達班、農林班、福祉班]

風水害等の災害により食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障がある被災者等に対し、米穀等の調達、炊き出し、その他食料の供給（備蓄食品の供給を含む。）等、必要な措置を講じるものとする。

1 実施責任者

- (1) 市長は、備蓄状況を考慮し、米穀その他の食品を調達する。
- (2) 市長（災害救助法が適用された場合は、知事又は知事から委任された市長）は、炊き出し及び食品の供給を行う。

2 炊き出しその他による食品供給の方法

- (1) 炊き出し担当
 - ア 炊き出し担当は、避難所班とする。
 - イ 炊き出し現場に現場責任者を配置し、現場の指導及び関係事項の記録に当たらせる。
- (2) 供給対象者

炊き出し及び食品の供給対象者は、次のとおりとする。

 - ア 指定避難所に避難している者
 - イ 住家の被害が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等であって炊事ができない者
 - (ア) 床上浸水については、炊事道具が流失し、又は土砂に埋まるなどにより炊事のできない者を対象とする。
 - (イ) 親せき、知人宅等に寄寓し、そこで食事ができる状態にある者については対象としない。
 - ウ 被害を受け、一時縁故先に避難する者
 - (ア) 食品を喪失し、その持ち合わせのない者に対しては、応急食料品の現物をもって支給する。
 - (イ) 被害を受けるおそれがあるため、他へ避難する者は、原則として対象としない。
 - エ 旅行者、一般家庭の来訪者、列車又は船舶の乗客等であって、食料品の持ち合わせがなく調達ができない者

なお、旅客鉄道事業者が必要な救済措置を講じる場合は、対象としない。
 - オ 被災地における救助作業、急迫した災害の防止作業及び緊急復旧作業に従事する者
- (3) 供給品目
 - ア 主食
 - (ア) 米穀
 - (イ) 弁当等
 - (ウ) パン、うどん、インスタント食品等
 - イ 副食物

費用の範囲内でその都度定めるものとする。
- (4) 給与栄養量

給与栄養量は、おおむね次のとおりとする。

指定避難所における食事提供の計画・評価のために当面の目標とする栄養の参照量（1歳以上、1人1日当たり）

 - エネルギー 1800～2200kcal
 - たんぱく質 55g以上
 - ビタミンB1 0.9mg以上、ビタミンB2 1.0mg以上、ビタミンC 80mg以上
- (5) 必要栄養量の確保

供給されている食品で健康状態の維持に必要な栄養量が確保されているか、栄養摂取状

況調査を行い、その結果をもとに、管理栄養士等の助言を得ながら、栄養素の確保に努める。

(6) 供給期間

炊き出し、その他の食品の供給を実施する期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。

(7) 炊き出しの実施場所

炊き出しは、避難の状況により、学校又は公民館の調理施設等で実施するほか、必要に応じて学校給食施設に協力を依頼する。

(8) 炊き出しの協力団体

炊き出しは、必要に応じ次の協力団体に協力を求めるものとする。

団体名	会員数	所在地	連絡方法
自主防災組織	○ 市内自主防災組織一覧 (資料編 3-17)		
八戸地域女性消防クラブ	211	八戸消防本部予防課内	44-2133

3 確保

- (1) 市長は、市民が各家庭や職場で、平時から最低3日分、推奨1週間分の食料を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、自治会等を通じて啓発する。
- (2) 市民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄又は流通在庫備蓄に努める。特に、乳児用粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む）、柔らかい食品、食物アレルギー対応食等特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保について配慮する。
- (3) 流通備蓄の実効性を確保するため、民間事業者等との間で災害時の食料調達に関する協定の締結を推進する。

4 調達

(1) 調達担当

調達担当は、農林班（農政課）及び調達班（契約検査課）とする。

(2) 米穀の調達

ア 応急用米穀

給食供給を必要とする事態が発生した場合は、米穀の供給を知事に申請する。ただし、書類による申請が困難な場合は、電話等により申請し、事後速やかに申請書を提出する。

イ 災害救助用米穀

直接農林水産省に対し、災害救助用米穀の緊急引渡しを直接要請した場合は、速やかにその旨を知事に連絡する。

(3) その他の食品及び調味料の調達

その他の食品及び調味料は、次により調達する。

ア パン、おにぎり、即席めん等の調達

パン、おにぎり、即席めん等の供給を行う必要がある場合は、生産業者又は販売業者から求める。ただし、地元調達ができない場合は、知事にあっせんを要請する。

イ 副食、調味料の調達

副食、調味料の供給を行う必要がある場合は、副食若しくは調味料の生産者又は販売業者から求める。ただし、地元調達ができない場合は、知事にあっせんを要請する。

ウ 副食、調味料等の調達先及び調達可能数量等は、次のとおりである。

- (ア) 弁当、パン、うどん麺類等製造所等
 - 八戸市学校給食用物資納入業者 (資料編 4-5)
- (イ) インスタント食品調達先
 - 八戸市学校給食用物資納入業者 (資料編 4-5)
- (ウ) 調達、供給食料の集積場所
 調達食料及び供給食料の集積場所は、次のとおりである。

施設名	所在地	電話番号	施設の概況
長根屋内スケート場	売市字興遊下3	43-9544	体育施設
八戸市体育館	売市字興遊下3	22-7181	〃
八戸市東体育館	湊高台八丁目1-1	31-3355	〃
八戸市南部山健康運動センター体育館	河原木字蝦夷館3-6	20-5403	〃
八戸市南郷体育館	南郷大字市野沢字中市野沢44-10	82-2008	〃

4 炊き出し及びその他の食品の配分

(1) 配分担当等

- ア 食料品の配分担当は、福祉班（福祉事務所）とする。
- イ 担当班の構成は、次のとおりとする。

集積場所	班長	班員	備考
八戸市公民館	1名	3名	被災地の状況に応じて柔軟に対応する。
長根屋内スケート場	1名	3名	
八戸市体育館	1名	3名	
八戸市東体育館	1名	3名	
八戸市南部山健康運動センター体育館	1名	3名	
八戸市南郷体育館	1名	3名	

(2) 配分要領

- 市長は、指定避難所を開設した場合は、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、次により炊き出し及びその他の食品の配分を行う。
- ア 炊き出しは、指定避難所内又はその近くの適当な場所を選定し、実施する。また、給食施設等の利用が可能な場合は、できるだけ活用し、炊き出しを行う。
- イ 炊き出しを実施するに当たっては、必要に応じ、市民団体、日赤奉仕団、食生活改善推進員協議会、ボランティア、自主防災組織等の協力を得て行う。
- ウ 避難者等に供給する食料は、現に食し得る状態にある物とし、原材料（米穀、醤油等）を支給することは、避ける。
- エ 避難者等に食料を配分する場合は、必要に応じ、組又は班等を組織し、責任者を定め、確実に人員を把握するなどの措置をとり、配分もれ又は重複支給がないよう適切に配分する。
- オ 食料の配分に当たっては、良好な健康状態の確保のため、管理栄養士等の助言に基づき、栄養バランスを考慮した配分を行うこととする。

5 応援協力関係

市長は、炊き出し又は食品の給与の実施が困難な場合は、炊き出し又は食品の給与の実施に要する人員及び資機材の提供について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含めた応援を要請する。

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間及び経費については、青森県災害救助法施行細則による。

第10節 給水

[水道企業団]

風水害等の災害による水道施設の破損、井戸等の汚染等により、飲料水を確保できない者に対して給水するための応急措置を講じるものとする。

1 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は、八戸圏域水道企業団企業長（災害救助法が適用された場合は、知事又は知事から委任された市長）が行うものとする。

2 飲料水の供給方法等

(1) 給水担当

給水担当は、八戸圏域水道企業団とする。

(2) 対象者及び供給量

水道、井戸等の給水施設が破壊され、断減水、枯渇又は汚染したため、現に飲料水を得ることができない者に対し、備蓄飲料水を含め、最小限1人1日3リットル程度を確保するものとし、状況に応じ増量する。

また、被災者が求める給水量の経時的な増加や、医療機関等の継続して多量の給水を必要とする施設への給水の確保について配慮する。

(3) 給水期間

給水期間は、災害発生の日から原則として7日以内の期間とする。

(4) 給水方法

水道施設の被害の状況により、次の方法で給水する。また、給水可能量の把握に努める。

ア 浄水施設又は配水池に被害があり、配水池からの給水ができなくなった場合、配水池を緊急遮断し、給水施設を設けて給水所とする。

イ 配水管が部分的に破損した場合、緊急遮断装置等により配水管を部分的に遮断し、配水設備を設けて給水所とする。

ウ 消火栓を使用できる場所では、これを給水所とする。

エ 緊急貯水槽及び応急給水拠点を給水所とする。

オ 給水車、給水タンク、容器等を使用して必要水量を運搬し、給水する。

3 給水資機材の調達等

被災者に対する飲料水、浄水薬品等は、次により確保するものとする。

(1) 給水資機材の調達

ア 地域内の業者等とあらかじめ協議し、所要数量を確保する。

イ 地域内所在の給水資機材は、次のとおりである。

○ 応急用の給水用具（資料編 4-6）

(2) 補給用水源

飲料水の補給用水源として適当な水源は、次のとおりである。

水源名	所在地	管理者	電話番号	水質状況	備考
三島（浅井戸）	白銀一丁目1-2	八戸圏域水道企業団	27-0300 （浄水課）	良好	三島浄水場
蟹沢（湧水）	妙字犬森35-12	〃	〃	〃	蟹沢浄水場

馬淵川（表流水）	南白山台一丁目11-10	〃	〃	〃	白山浄水場
新井田川（表流水）	南白山台一丁目11-10	〃	〃	〃	白山浄水場

4 給水施設の応急措置

災害により、給水施設が被害を受けた場合は、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図る。

(1) 資材等の調達

応急復旧資材等は、水道企業団非常用備蓄資機材及び指定給水装置工事事業者から調達するものとするが、必要と認めるときは、知事に対し資材及び技術者のあっせんを要請する。

(2) 応急措置の重点事項は、次のとおりとする。

ア 有害物等の混入防止

イ 水道施設の重要度に応じた応急復旧工事の実施及び保守点検

ウ 医療機関、避難所等への早期給水確保を考慮した応急措置の実施

5 応援協力関係

(1) 市長及び八戸圏域水道企業団企業長は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、飲料水の供給に要する人員及び給水資機材の提供について、青森県水道災害相互応援協定に基づき、県（健康福祉部長）へ応援を要請する。

(2) 市長は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、知事へ自衛隊の災害派遣を含めた応援を要請する。

(3) 八戸圏域水道企業団企業長は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定等に基づき、日本水道協会青森県支部長等に応援を要請する。

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間及び経費については、青森県災害救助法施行細則による。

第11節 応急住宅供給

[建築住宅班]

風水害等の災害により住宅に被害を受け、自らの資力により応急修理又は住宅の確保ができない被災者及び被害住家の応急修理をすることができない被災者を救済するため、以下のとおり応急仮設住宅の建設若しくは借上げ又は被害住家の応急修理を行うものとする。

1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設若しくは借上げ又は被害住家の応急修理は、市長（災害救助法が適用された場合は、知事又は知事から委任された市長）が行うものとする。

2 既存住宅ストックの活用

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、建設型応急住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

3 応急仮設住宅の建設及び供与

(1) 建設場所

応急仮設住宅の建設場所は、被災者が相当期間居住することを考慮に入れ、あらかじめ作成した建設予定地リスト等から次の事項に留意して選定する。

なお、原則として公有地を選定し、やむを得ない場合は私有地を選定するが、後日問題の起こらないよう十分協議する。

ア 二次災害の発生のおそれのない場所

イ 飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上適当な場所

ウ 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所

エ 被災者の生業の見通しがたつ場所

所在地	面積	所有者	予定地の状況	備考
新井田西四丁目1-1 新井田公園多目的広場	16,868㎡	市	水道、トイレ	L2津波浸水想定区域内であることから、大津波警報発表時は使用しない。
十日市字天摩地内 八戸公園芝生広場	4,000㎡	市	〃	
南郷大字市野沢字権現山 カッコーの森エコーランド	18,106㎡	市	〃	
各市立小中学校校庭		市		津波浸水想定区域内の小中学校を除く。

(2) 供与

ア 対象者

災害により、住家が全壊（焼）、又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者

イ 管理及び処分

(ア) 応急仮設住宅は、適切に維持管理するとともに、被災者に対し、一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることから、なるべく早期に他の住居へ転居できるよ

う住宅のあっせんを積極的に行う。

(イ) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、処分する。

(3) 運営管理

応急仮設住宅においては、安全・安心の確保、孤独死、引きこもり等を防止するための心のケア及び入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、家庭動物の受入れや、応急仮設住宅における福祉仮設住宅の設置に配慮する。

4 応急修理

被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅については、必要に応じて、住宅事業者の団体等と連携して、応急修理を実施するものとする。

(1) 対象者

災害により、住家が半壊し、半焼し若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(2) 応急修理の方法

ア 応急修理は、建設業者に請け負わせて行う。

イ 応急修理は、居室、台所、便所等日常生活に欠くことのできない部分に限るものとする。

5 建設方法、建築資材の調達及び建築技術者の確保

(1) 応急仮設住宅の建設は、建築住宅班（建築住宅課）が担当し、原則として競争入札による請負とする。なお、緊急に必要なものについては、地方自治法上、随意契約が認められている。

(2) 建築資材の調達

応急仮設住宅の建設等に必要な建築資材は、市内の次の関係業者とあらかじめ協議し、調達するものとする。関係業者において資材が不足する場合は、知事に対し資材のあっせんを要請する。

○ 市内建築資材調達先 （資料編 4-7）

(3) 建築技術者の確保

応急仮設住宅の建設等に必要な建築技術者について、市内の次の組合等とあらかじめ協議し、確保する。

○ 建築技術者の確保先 （資料編 4-8）

6 住宅のあっせん等

災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるようあらかじめ体制を整備するものとする。

7 応援協力関係

市長は、自ら応急仮設住宅の建設若しくは借り上げ又は被害住家の応急修理が困難な場合これらの実施又はこれに要する人員若しくは建築資材の提供について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含めた応援を要請する。

8 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間及び経費については、青森県災害救助法施行細則による。

第12節 遺体の捜索、処理、埋火葬

[福祉班、保健衛生班、避難所班、八戸消防本部、八戸警察署、八戸海上保安部]

市民が風水害等の災害により行方不明の状態にあり、周囲の事情により既に死亡していると推定される場合は、以下のとおり捜索並びに遺体の処理及び死亡者の応急的な埋火葬を実施するものとする。

1 実施責任者

- (1) 災害時における遺体の捜索は、警察官及び海上保安官の協力を得て、市長（災害救助法が適用された場合は、知事又は知事から委任された市長）が行うものとする。
- (2) 災害時における遺体の処理は、八戸警察署の協力を得て、市長（災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の委託を受けた日本赤十字社青森県支部長若しくは知事から委任された市長）が行う。
- (3) 災害時における遺体の埋火葬は、市長（災害救助法が適用された場合は知事又は知事から委任された市長）が行う。

2 遺体の捜索

(1) 対象

行方不明の状態にある者で、次のような周囲の事情により、既に死亡していると推定される者

ア 行方不明の状態になってから相当の期間を経過している場合

イ 災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の指定避難所等の地域以外は壊滅してしまったような場合

ウ 災害発生後、ごく短時間のうち引き続き当該地域に災害が発生した場合

(2) 遺体の捜索の方法

遺体の捜索は、警察官、消防職団員等により捜索班を編成して実施する。ただし、海上漂流遺体については、八戸海上保安部に捜索を要請する。

なお、遺体の捜索に際しては、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、遺体の検案等が円滑に行われるよう事前に関係する医療機関と緊密な連絡をとる。

(3) 事務処理

災害時において、遺体の捜索を実施した場合は、次の事項を明らかにしておくものとする。

ア 実施責任者

イ 遺体発見者

ウ 捜索年月日

エ 捜索地域

オ 捜索用資機材の使用状況（借上関係内容を含む。）

カ 費用

3 遺体の処理

(1) 対象

遺体の処理は、後記4の遺体の埋火葬の場合に準じる。

(2) 遺体の処理の方法

ア 八戸警察署は、医師等の協力を得て、遺体の検視、遺体調査及び身元確認を行う。

イ 医療機関は、遺体の死因その他について医学的検査をする。

ウ 市は、遺体の識別、腐乱防止等のため、洗浄、縫合、消毒等を必要に応じて行う。

エ 市は、大規模災害時に多数の遺体が発生する事態に備えて、県及び県警察と連携し、遺体の検視及び一時保管が可能なイベント施設、公民館、体育館、廃校等の屋内施設の

確保に努める。

市は、遺体の身元確認又は埋火葬が行われるまでの間、当該屋内施設に遺体を一時保管するものとする。

施設名	管理者	電話番号	所在地	施設概況	収容能力	備考
南郷屋内運動場 (グリーンドーム南郷)	管理者	82-3303	南郷大字市野 沢字権現山地 内	屋内運動場	1,400体	カッコーの森 エコーランド内

(3) 事務処理

災害時において、遺体の処理をした場合は、次の事項を明らかにしておくものとする。

- ア 実施責任者
- イ 死亡年月日
- ウ 死亡原因
- エ 遺体発見場所及び日時
- オ 死亡者及び遺族の住所・氏名
- カ 洗浄等の処理状況
- キ 一時収容場所及び収容期間
- ク 費用

4 遺体の埋火葬

(1) 対象

災害時の混乱の際に死亡した者とし、おおむね次の場合に実施する。

なお、埋火葬に伴う事務処理は、迅速に行う。

- ア 遺族が緊急に避難を要するため、時間的及び労力的に埋火葬を行うことが困難であるとき。
 - イ 墓地又は火葬場が浸水又は流出し、個人の力では埋火葬を行うことが困難であるとき。
 - ウ 経済的活動の混乱により、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ等が入手できないとき。
 - エ 埋火葬すべき遺族がいない、又はいても高齢者、幼年者等で埋火葬を行うことが困難であるとき。
- (2) 埋火葬の程度は、応急的な仮葬であり、棺、骨つぼ等埋火葬に必要な物資の支給又は火葬、土葬、納骨等の役務の提供によって実施するものとする。
- (3) 縁故者の判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時的保管を依頼し、縁故者が判明し次第、引き渡すものとする。無縁の焼骨は、納骨堂に収蔵し、又は無縁墓地に埋葬する。
- (4) 火葬場及び埋蔵予定場所は、次のとおり定めておくものとする。

ア 火葬場

名称	所在地	管理者	電話番号	1日処理能力	使用燃料	備考
八戸市斎場	十日市字姥岩4番地	管理者	96-1029	2時間/体	灯油 50~60ℓ/体	7基

イ 埋蔵予定場所

あらかじめ市が確保する場所

(5) 事務処理

災害時において、遺体の埋火葬を実施する場合は、次の事項を明らかにしておくものとする。

- ア 実施責任者
- イ 埋火葬年月日
- ウ 死亡者の住所、氏名
- エ 埋火葬を行った者の住所、氏名及び死亡者との関係
- オ 埋火葬品等の支給状況
- カ 費用

5 実施期間

災害発生の日から原則として10日以内の期間で実施する。

6 応援協力関係

市長は、自ら遺体の搜索、処理及び埋火葬の実施が困難な場合は、遺体の搜索、処理及び埋火葬の実施又はこれに要する人員及び資機材の提供について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へあつせんを依頼する。

7 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間及び経費については、青森県災害救助法施行細則による。

第13節 障害物除去

[土木第一・二班]

風水害等の災害により、土石、竹木等が住家若しくはその周辺に流入し、又は道路等に堆積した場合又は道路上で車両の放置若しくは立ち往生が発生した場合、被災者の保護、被害の拡大防止及び緊急通行車両の通行の確保のため障害物を除去するものとする。

1 実施責任者

- (1) 住家等における障害物の除去は、市長（災害救助法が適用された場合は、知事又は知事から委任された市長）が行うものとする。
- (2) 道路、河川、鉄道における障害物の除去は、それぞれ道路管理者、河川管理者又は鉄道事業者が行うものとする。

2 障害物の除去

- (1) 住家等における障害物の除去

ア 対象者

災害により、住家等が半壊又は床上浸水し、居室、台所等生活に欠くことのできない部分、玄関等に障害物が流入したことにより一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では除去できない者

イ 障害物除去の方法

- (ア) 障害物の除去は、市の組織、要員及び資機材を用い、又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。
 - (イ) 除去作業は、居室、台所、便所等日常生活に欠くことのできない場所に流入した障害物に限るものとする。
- (2) 道路、河川、鉄道における障害物の除去

ア 道路における障害物の除去は、当該道路の管理者が行い、交通の確保を図る。ただし、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、当該道路の管理者が必要に応じて国へ交通の確保のための支援を要請する。

イ 県公安委員会は、車両の通行禁止等を行う必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（ウ及びエにおいて「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定並びに放置車両及び立ち往生車両の移動を要請する。

ウ 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合であって、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は自ら車両の移動等を行う。

エ 国は道路管理者である県及び市に対し、県は道路管理者等である市に対し、広域的な見地から緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、放置車両又は立ち往生車両の移動が必要と認められるときは指示を行うことができる。

オ 河川における障害物の除去は、当該河川の管理者が行い、溢水の防止及び護岸等の決壊を防止する。

カ 道路及び河川の管理者は、相互に協力し、交通の確保を図る。

キ 鉄道における障害物の除去は、当該鉄道の事業者が行い、輸送の確保を図る。

3 除去した障害物の処理

除去した障害物については、それぞれの実施者において次のとおり処理するものとする。

- (1) 廃棄するもの

廃棄する必要があるものについては、実施者の管理に属する遊休地、空地、その他生活環境の保全上障害が生じない場所に集積保管し、速やかに処理施設へ搬出する。

(2) 所有者へ返還する必要があるもの

所有者等に返還する必要があると認められるものについては、必要な手続きをした上で適切な場所に保管する。

集積地	所在地	電話番号	収容能力	管理者	備考
八戸清掃工場	櫛引字取揚石1-1	27-1351		工場長	(工作物等の保管場所)

4 資機材等の調達

市長は、障害物の除去に必要な資機材等を次により調達するものとする。

- (1) 障害物の除去に必要な資機材等は、実施機関所有のものを使用するほか、関係業者等から借り上げる。
- (2) 障害物の除去を実施するための機械操作員は、資機材等に合わせて確保する。
作業要員の確保は、第4章第18節「労務供給」による。
- (3) 障害物の除去に要する資機材等の現有状況は、次のとおりである。

所有者	所在地	電話番号	機械器具及び操作員の名称数量等					備考
			クレーン車	ショベルローダー	グレーダー	ブルドーザー	タイヤショベル	
道路管理事務所	旭ヶ丘三丁目1-105	25-2131	0台 0人	0台 0人	2台 2人	0台 0人	2台 2人	運搬車については第17節「輸送対策」による。
南郷事務所	南郷大字市野沢字黒坂11-10	82-2111	0台 0人	0台 0人	1台 0人	0台 0人	1台 1人	

5 応援協力関係

市長は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、障害物の除去の実施又はこれに必要な人員及び資機材の提供について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含めた応援を要請する。

また、道路管理者及び港湾管理者は、発災後の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間及び経費については、青森県災害救助法施行細則による。

第14節 被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与

[福祉班]

風水害等の災害により日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を喪失又は毀損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給（貸）与するために応急措置を講じるものとする。

1 実施責任者

生活必需品の確保・調達及び被災者に対する給（貸）与は、市長（災害救助法が適用された場合又は災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（以下「法外援護」という。）の適用基準に達した場合は、知事又は知事から委託を受けた市長）が行う。

2 確保

- (1) 市は、市民が各家庭や職場で、平時から最低3日分、推奨1週間分の生活必需品等を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、自治会等を通じて啓発する。
- (2) 市は、市民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄及び流通備蓄に努める。
- (3) 市は、流通在庫備蓄を確保するため、民間事業者等との間で災害時の生活必需品等の調達に関する協定の締結を推進するなどの実効性の確保を図る。
- (4) 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うなど、速やかな物資調達のための準備に努める。

3 調達

(1) 調達担当

調達担当は、福祉班とする。

(2) 調達方法

市内の災害時応援協定締結業者等から調達するものとするが、当該業者等が被害を受け調達できない場合は、県又は他市町村に応援を求め調達する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別又は障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。また、指定避難所及び応急仮設住宅の暑さ対策及び寒さ対策を考慮する。

加えて、平時から調達先及び調達可能数量について広く調査把握しておくものとする。

○ 災害応援協定等の締結状況（資料編 4-9）

(3) 調達物資の集積場所

調達物資及び義援による物資の集積場所は、次のとおりである。

施設名	所在地	電話番号	施設の概況
長根屋内スケート場	売市字奥遊下3	43-9544	体育施設
八戸市体育館	売市字奥遊下3	22-7181	〃
八戸市東体育館	湊高台八丁目1-1	31-3355	〃
八戸市南部山健康運動センター体育館	河原木字蝦夷館3-6	20-5403	〃

八戸市南郷体育館	南郷大字市野沢字中市野沢44-10	82-2008	〃
----------	-------------------	---------	---

4 給（貸）与

(1) 給（貸）与担当等

- ア 給（貸）与担当は、福祉班とする。
- イ 給（貸）与作業の実施は、次のとおりとする。
 管理者 1名 協力員 2～3名

(2) 対象者

災害により住家が全壊（焼）、流出、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受け、生活必需品等を喪失、又は毀損したため、日常生活を営むことが困難な者

(3) 給（貸）与する品目

原則として、次に掲げるもののうち、必要と認めた最小限度のものとする。

- ア 寝具
- イ 外衣
- ウ 肌着
- エ 身廻品
- オ 炊事道具
- カ 食器
- キ 日用品
- ク 光熱材料
- ケ 高齢者、障がい者等の日常生活支援に必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗品

(4) 配分方法

市は、指定避難所を開設した場合、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品を給（貸）与する。

5 応援協力関係

市長は、備蓄物資等の状況を踏まえ、自ら生活必需品等の給（貸）与の実施が困難な場合、生活必需品等の給（貸）与の実施又はこれに要する人員、生活必需品等の調達等について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含めた応援を要請する。

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間及び経費については、青森県災害救助法施行細則による。なお、法外援護が適用された場合の対象者、期間及び経費は、法外援護による。

〈資料〉

- 災害救助法の適用基準 （資料編 4－10）
- 災害救助法による救助の程度、方法及び期間 （資料編 4－11）

第15節 医療、助産及び保健

[保健衛生班、医療班]

風水害等の災害により医療、助産及び保健機構が混乱し、被災地の外国人住民・訪日外国人旅行者を含む住民が医療若しくは助産の途を失った場合、又は被災者の保健管理が必要な場合において、医療、助産及び保健措置を講じる。

1 実施責任者

被災者に対する医療、助産及び保健措置は、関係機関の協力を得て市長（災害救助法が適用された場合は、知事又は知事に委託された日本赤十字社青森県支部長並びに知事から委託された市長）が行う。

2 医療、助産及び保健の実施

(1) 対象者

- ア 医療の対象者は、災害のため医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者
- イ 助産の対象者は、災害のため助産の途を失った者で現に助産を要する状態の者
- ウ 保健の対象者
 - (ア) 災害のため避難した者で、指定避難所における環境不良等により健康を害した者
 - (イ) 健康回復のため、適切な処置等が必要な者
 - (ウ) 不安、恐怖感等がある者で、応急的に保健指導を行う必要がある者
 - (エ) 指定避難所における栄養の偏りにより、健康状態の悪化がみられる者

(2) 範囲

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院、診療所、介護老人保健施設等への入院又は入所
- オ 看護、介護
- カ 助産（分べん介助等）
- キ 健康相談指導、衛生指導及び精神保健相談指導
- ク 栄養相談指導

(3) 救護班の編成

ア 医療、助産及び保健は、八戸市医師会の協力を得て、次のとおり救護班を編成して行う。

- (ア) 医師 1名
- (イ) 看護師・保健師・（助産師） 若干名
- (ウ) その他補助要員 1名

イ 救護班は、その使用する医薬品、衛生材料等を携行するものとする。

ウ 市救護班で不足の場合は、市内の公的医療機関又は八戸市医師会に応援を求めるほか、必要に応じて県等に応援を要請するものとし、その場合においては、市の救護班を包含し、編成する。

(4) 救護所の設置

救護所の設置予定場所は、その状況に応じ適当な場所を選定するものとし、適当な場所が見つからない場合は、次のとおりとする。

設置予定施設名	所在地	受入能力	施設状況	備考
八戸市総合福祉会館	根城八丁目8-155	80人	身障者用設備	

(5) 実施方法

ア 医療

救護班により医療に当たるものとするが、トリアージタグを有効に活用しながら負傷程度を識別し、重症患者等で設備、資材等の不足のため救護班では医療を実施できない場合には、病院又は診療所に移送して治療する。また、介護等を必要とする高齢者等については、医師の判断により介護老人保健施設等に移送して看護又は介護する。

イ 助産

上記アに準じる。

ウ 保健

原則として、保健師等により巡回保健活動に当たる。医療及び助産を必要とする場合には、上記アに準ずる。

3 医薬品等の調達及び供給

(1) 医薬品等の調達は、医療班において、近隣の医薬品等卸売業者から購入し、救護班に支給するものとする。

○ 医薬品等調達先 (資料編 4-12)

(2) 医薬品等が不足する場合は、知事又は近隣市町村長に対し、調達又はあっせんを要請するものとする。

4 救護班等の輸送

救護班等の輸送は、第4章第17節「輸送対策」による。

5 医療機関等の状況

市内の医療機関及び助産所の状況は、次のとおりである。

○ 病院及び診療所一覧 (資料編 4-14)

○ 八戸市医師会における災害救急出動連絡系統 (資料編 4-15)

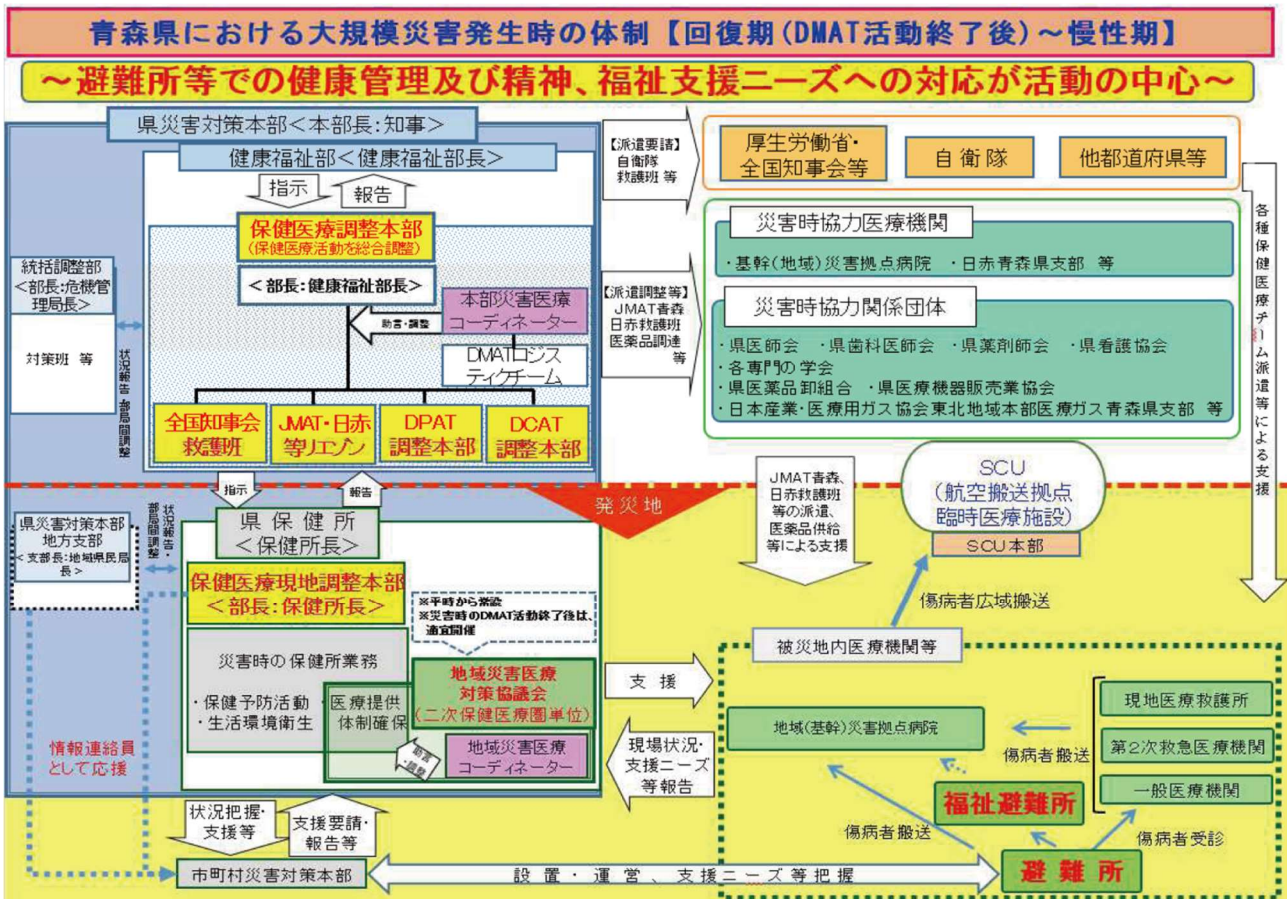
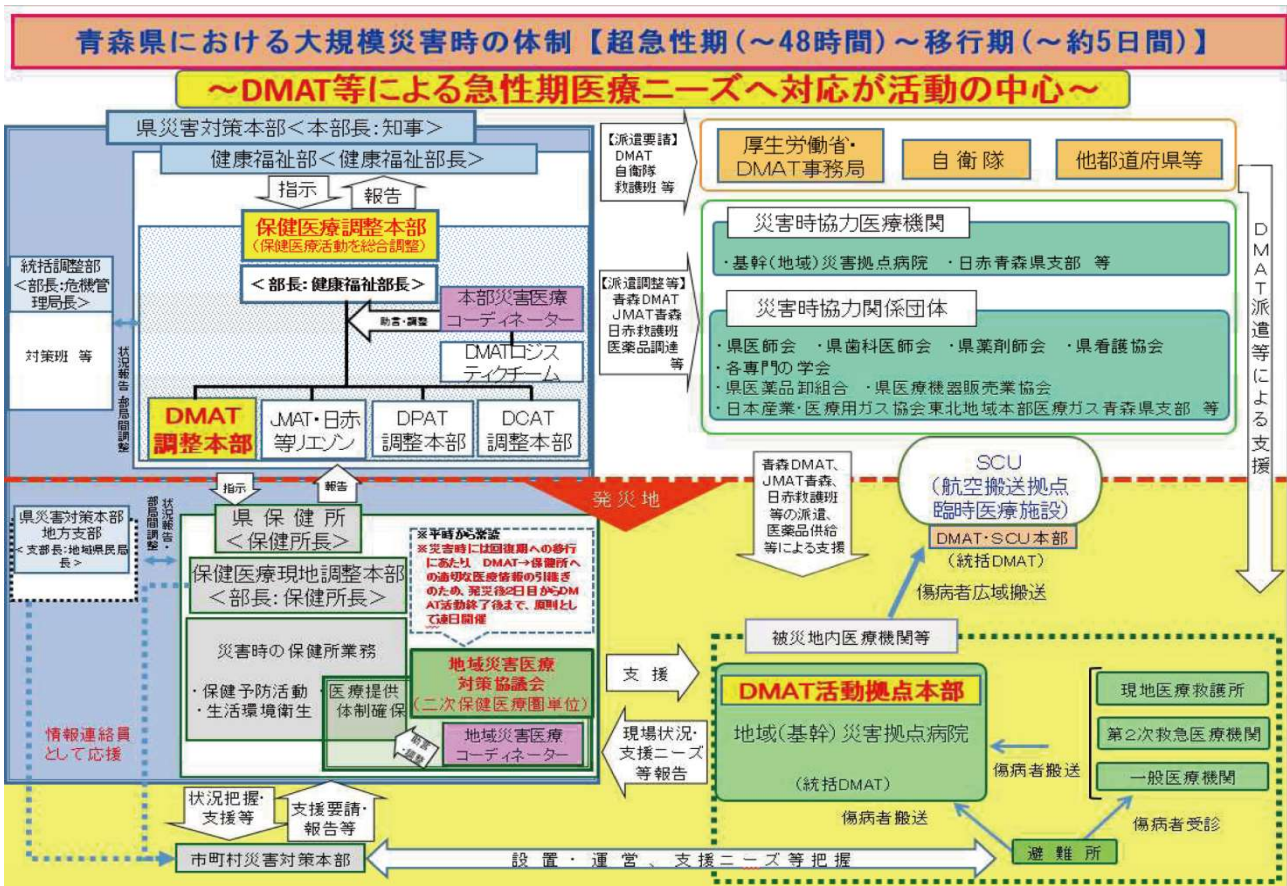
6 応援協力関係

市長は、市内の医師等をもってしても医療、助産及び保健の実施が困難な場合、医療、助産及び保健の実施又はこれに要する人員及び資機材の提供について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣(助産を除く。)を要請するよう要求する。また、必要に応じて災害派遣医療チーム(DMAT)や災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣を含めた応援を要請する。

また、市は救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な情報について、市を応援する県保健医療現地調整本部員等と情報連携することとし、県は県保健医療現地調整本部員等が収集した被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の整理及び分析を行い、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な調整について県保健医療現地調整本部及び県保健医療調整本部にて行うこととする。

市は県と連携し、災害時を想定した情報の共有、整理及び分析等の保健医療活動の実施体制の整備に努めるものとする。

以下はその体制図である。



※県は、大規模災害時において、災害派遣医療チーム（DMAT）活動終了後の回復期以降に避難所等で高まる保健、医療及び福祉分野等の支援ニーズに適切に対応するため、県災害対策本部に保健医療調整本部を設置するとともに、被災市町村を所管する県保健所に保健医療活動の現地での調整を行う保健医療現地調整本部を設置し、被災市町村と連携して対応することとしている。当市においては、八戸市保健所があるため、大規模災害時には八戸市保健所に県職員が派遣され、市職員と連携・協力のもと保健医療現地調整本部が運営されることとなる。

7 その他

災害救助法が適用された場合の医療及び助産に係る対象者、期間及び経費については、青森県災害救助法施行細則による。

第16節 被災動物対策

[保健衛生班]

風水害等の災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策への協力等、必要な応急措置を講じるものとする。

1 実施責任者

災害時における被災動物対策は、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て市が行う。なお、特定動物については、必要に応じて県の対応に協力する。

2 実施内容

県は、必要に応じ、県災害対策本部の下に、青森県動物救護本部を設置する他、青森県動物愛護センターに青森県動物救護センターを設置する。市は、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、動物救護活動を実施することとする。

(1) 指定避難所におけるペットの適正飼養

市は、指定避難所におけるペットの飼育管理及び環境衛生の維持を図るため、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難したペットの適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに、必要な措置を講じる。

(2) 特定動物の逸走対策

市は、特定動物が逸走した場合、県、警察等関係機関の求めに応じ、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置について協力する。

(3) 動物由来感染症等の予防上必要な措置

市は、動物由来感染症の予防及び動物感染症のまん延防止のため、飼い主等に対する必要な指導及び負傷動物等の保護・収容等必要な措置を講じる。

3 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。

第17節 輸送対策

[管財班]

風水害等の災害時において、被災者並びに災害応急対策の実施のために必要な人員、物資、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため必要な車両、船舶等を調達し、実施するものとする。

1 実施責任者

災害時における輸送力の確保等は、関係機関の協力を得て市長（災害救助法が適用された場合は知事又は知事から委任を受けた市長）が行う。

2 実施内容

(1) 輸送車両及び船舶等の調達

輸送対策担当は、管財班とする。

市は、自ら所有する車両、船舶等により輸送を行うものとするが、不足する場合は次の順序により調達する。

ア 市所有車両 ○ 市所有車両一覧（資料編 4-16）

イ 公共的団体の車両、船舶等

自動車保有状況 ○ 市所有車両一覧（資料編 4-16）

ウ 運送業者等営業用の車両、船舶等

自動車保有状況 ○ 青森県トラック協会三八支部会員名簿（資料編 4-17）

エ その他の自家用車両、船舶等

(2) 輸送の対象

災害応急対策の実施に必要な人員、物資、資機材等の輸送のうち、主なものは次のとおりとする。

ア 被災者の避難に係る輸送

イ 医療、助産及び保健に係る輸送

ウ 負傷者等の救出に係る輸送

エ 飲料水の供給に係る輸送

オ 救援物資の輸送

カ 遺体の捜索に係る輸送

(3) 輸送の方法

応急対策活動のための輸送は、被害状況、物資等の種類及び数量、人命の安全、被害の拡大防止又は災害応急対策に係る緊急度、地域の交通量等を勘案して、次の種別のうち、最も適切な方法により行うものとする。

なお、各災害現場を想定し、県が開設する一次物資拠点（広域物資輸送拠点）、市町村が開設する二次物資拠点（地域内輸送拠点）を経て、各指定避難所に支援物資を届ける輸送ネットワークを形成するため、道路、港湾、漁港、飛行場等緊急輸送を行う上で必要な施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館、道の駅等輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設等を把握しておくものとする。

なお、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用い、あらかじめ登録されている一次物資拠点を速やかに開設できるように、施設の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。

ア 車両による輸送

本計画に基づき、車両を確保し、輸送を行うが、車両が不足し、又は確保できない場合は、他市町村又は県に応援を要請する。

イ 鉄道による輸送

道路の被害等により、車両による輸送が不可能な場合、又は鉄道による輸送が適切な場合は、県に対し、鉄道事業者による鉄道輸送の実施を要請する。

ウ 船舶による輸送（輸送拠点は、耐震強化岸壁として整備されている八太郎N岸壁を積極的に活用する。）

車両の輸送に準ずる。

なお、船舶の確保は、次の順位により確保手続きをとる。

(ア) 公共団体の船舶

名称	所在地	連絡先
青森県 (三八地域県民局地域整備部八戸港管理所)	八戸市大字河原木字北沼1-131	21-2280
青森県教育庁 (県立八戸水産高等学校)	青森市新町二丁目3-1 (八戸市大字白銀町字人形沢6-1)	017-722-1111 (0178-33-0023)
東北地方整備局 八戸港湾・空港整備事務所	八戸市沼館四丁目3-19	22-9391~4
八戸海上保安部	八戸市築港街二丁目16	33-1221

(イ) 海上運送業者の船舶 ○ 八戸港安全協議会会員名簿 (資料編 4-18)

(ウ) その他自家用船舶

エ 航空機による輸送

市は、陸上交通が途絶した場合、又は緊急を要する輸送等の場合は、県に対し、航空輸送を要請する。

なお、航空機輸送の要請を行うときは、次の事項を明らかにする。

(ア) 航空機使用の目的及びその状況

(イ) 機種及び機数

(ウ) 期間及び活動内容

(エ) 離着陸地点又は目標地点

また、ヘリコプター離着陸場所を次のとおり定めておくものとする。

発着地点	位置	所在地	面積	周囲の状況	備考
新井田川河川防災 ステーションヘリポート (八戸市新井田川水防セ ンター)	N40-29-23 E141-31-08	田向五丁目3-6	4,800㎡	市民病院隣接	ヘリ燃料備 蓄
馬淵川河川防災ステー ション(八戸市馬淵川水防セ ンター)	N40-30-9 E141-25-43	尻内町字上川原 地内	16,400㎡	浅水川放水路脇	
東運動公園陸上競技場	N40-30-02 E141-32-52	湊高台八丁目1	13,200㎡	総合運動公園	八戸市東体 育館
南郷陸上競技場	N-40-24-12 E-741-26-14	南郷大字市野沢 字権現山地内	21,560㎡	公共施設地帯	南郷カッコーの 森エコーランド

オ 人夫等による輸送

車両、鉄道及び航空機による輸送が不可能な場合は、人夫等により輸送を行う。

(4) 緊急通行車両の事前届出制度の活用

市は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用が予定される車両について、県公安委員会に事前に届出をしておく。

緊急通行車両として事前届出した車両の保有状況

No.	所有者	登録番号	保管場所	備考
1	八戸市	八戸800さ7863	本庁	道路維持課
2	八戸市	八戸800さ7055	道路管理事務所	〃

3 応援協力関係

市長は、市内において輸送力を確保できない場合又は不足する場合は、次の事項を明示し、輸送の応援を要請する。

要請は、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づく応援又は知事（自衛隊の災害派遣を含む。）に対して行う。

- (1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名及び数量（重量を含む。）
- (2) 輸送を必要とする区間
- (3) 輸送の予定日時
- (4) その他必要な事項

4 その他

災害救助法が適用された場合の輸送費及び期間については、青森県災害救助法施行細則による。

第18節 労務供給

[動員班]

風水害等の災害時において応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な人員の動員、雇上げ、奉仕団の協力等により災害対策要員を確保するものとする。

1 実施責任者

- (1) 市が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇用は、市長（災害救助法が適用された場合は、知事又は知事から委任された市長）が行うものとする。
- (2) 市が実施する災害応急対策に必要な奉仕団の活用は、市長が行うものとする。

2 実施内容

- (1) 災害応急対策の実施に当たっては、市民団体、NPO・ボランティア等の活用を図る。
- (2) 奉仕団の編成及び従事作業
 - ア 奉仕団の編成
奉仕団は、市民団体、NPO・ボランティア等の各種団体をもって編成するものとする。
 - イ 奉仕団の従事作業
奉仕団は、主として次の作業に従事するものとする。
 - (ア) 炊き出し、その他災害救助活動への協力
 - (イ) 清掃及び防疫
 - (ウ) 災害応急対策用の物資及び資材の輸送及び配分
 - (エ) 応急復旧作業現場における軽易な作業
 - (オ) 軽易な事務の補助
 - ウ 奉仕団との連絡調整
災害時における奉仕団との協力活動については、市長又は日本赤十字社青森県支部長が連絡調整を図る。
 - エ ボランティア団体等の現況
市内におけるボランティア団体の現況は、次のとおりである。
 - ボランティア団体等（資料編 3-40）
- (3) 労務者の雇用
 - ア 労務者が行う応急対策の内容
 - (ア) 被災者の避難支援
 - (イ) 医療救護における移送
 - (ウ) 被災者の救出（救出する機械等を操作する場合を含む。）
 - (エ) 飲料水の供給（供給する機械等を操作する場合及び浄水用医薬品等を配付する場合を含む。）
 - (オ) 救援物資の整理、輸送及び配分
 - (カ) 遺体の捜索及び処理
 - イ 労務者の雇用は、原則として八戸公共職業安定所を通じて行う。
 - ウ 労務者を雇用する場合は、次の事項を明らかにする。
 - (ア) 労務者の雇用を要する目的
 - (イ) 作業内容
 - (ウ) 所要人員
 - (エ) 雇用を要する期間
 - (オ) 従事する地域
 - (カ) 輸送、宿泊等の方法

エ 労務者の宿泊施設予定場所は、次のとおりとする。

名 称	管理者	所 在 地	施設概況	受入可能人員
八戸市公民館	館長	内丸一丁目1-1	4,681㎡	127人
八戸市武道館	管理人	糠塚字下屋敷9-1	948㎡	30人
グリーンプラザなんごう	管理人	南郷大字中野字舘野4-4	1,793㎡	45人

3 技術者等の従事命令等

災害時において応急対策を実施する上で技術者等の不足、又は緊急の場合は、関係法令に基づき従事命令又は協力命令を執行し、災害対策要員を確保する。

関係法令に基づく従事命令等の対象となる作業等は、次のとおりである。

区分	対象になる作業	執行者	根拠法令	種類	対象者	公用令書	費用	
							実費弁償	損害補償
1	災害応急対策作業 (1) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 (2) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 (3) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 (4) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 (5) 緊急輸送の確保に関する事項 (6) その他災害の発生を防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項	知事 (市町村長)	災害対策基本法第71条第1項(第72条第2項)	従事命令	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師、保健師、助産師又は看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士、又は歯科衛生士 (2) 土木技術者又は建築技術者 (3) 大工、左官又はとび職 (4) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 (5) 鉄道事業者及びその従業者 (6) 軌道経営者及びその従業者 (7) 自動車運送事業者及びその従業者 (8) 船舶運送事業者及びその従業者 (9) 港湾運送事業者及びその従業者	公用令書を交付(様式 県施行細則第9条、第11条)	県施行細則に定める額を支給	災害救助法施行令に定める額を補償
				協力命令	救助を要する者及びその近隣の者			
2	災害救助作業 被災者の救護、救助その他保護に関する事項	知事	災害救助法第7条第1項	従事命令	1と同じ	公用令書を交付	県施行細則に定める額を支給	
		東北運輸局長	災害救助法第7条第2項	従事命令	輸送関係者(1の(6)から(10)に掲げる者)			
		知事	災害救助法第8条	協力命令	1と同じ	1と同じ		
3	災害応急対策作業 消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置に関する事項	市町村長	災害対策基本法第65条第1項	従事	市町村の区域内の住民又は応急措置の実施すべき環境にある者			市町村条例で定める額を補償(「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」中、消防作業従事者、水防作業従事者に係る規定の定める額)
		警察官 海上保安官	災害対策基本法第65条第2項					
		災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害対策基本法第65条第3項					
4	消防作業	消防吏員 消防団員	消防法第29条第5項	従事	火災の現場付近にある者			3に同じ
5	水防作業	水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防法第24条	従事	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者			3に同じ

4 労務の配分計画等

(1) 労務配分担当は、動員班（人事課）とする。

(2) 労務配分方法

ア 各応急対策計画の実施担当責任者は、労務者を必要とする場合は、労務の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、動員班長に労務供給の要請を行う。

イ 動員班長は、労務供給の円滑な運営を図るため、所要人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。

5 応援協力関係

(1) 職員の派遣要請及びあっせん要求

ア 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、職員の派遣について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事又は指定地方行政機関の長に職員の派遣を要請する。

イ 市長は、要請先に適任者がいないなどの場合は、知事へ職員の派遣についてあっせんを求める。

(2) 応援協力

市長は、応急対策を実施するための労働力が不足する場合は、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含めた応援を要請する。

6 その他

災害救助法が適用された場合の労務者の雇用等に係る人夫費及び期間については、青森県災害救助法施行細則による。

第19節 災害ボランティア受入れ・支援対策

[調整広報班]

風水害等の災害時において、市の内外から参加する多種多様な災害ボランティアが効果的に活動できるよう、防災関係機関、ボランティア関係団体等との連携により、災害ボランティアの円滑な受入体制を確立するものとする。

1 実施責任者

災害時における災害ボランティアの受入れ、支援等は、八戸市社会福祉協議会等関係機関の協力を得て、市長が行う。

2 災害ボランティアセンターの設置

市は、災害が発生し、八戸市社会福祉協議会等関係機関と協議して、災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置を必要と判断した場合は、速やかにセンターを設置し、災害ボランティア活動が円滑かつ効果的に実施できるよう必要な支援を行う。センターには、状況に応じて日本赤十字社青森県支部が参画する。

(1) センターの役割

ア 市災害対策本部との連絡調整を行う。

イ 被災地の前線拠点として、被災者ニーズを把握する。また、そのための相談窓口（電話）等を設置する。

ウ 災害ボランティア活動参加者のニーズを把握する。

エ 被災者ニーズと災害ボランティアニーズのコーディネートを行う。

オ 被災地の状況を把握及び分析し、被災者がどのような支援を必要としているのかを情報発信する。

カ 災害ボランティア活動用資材の調達や食料等（炊き出しを含む）を行う。

キ 災害ボランティアの集合・待機場所となる屋内施設を確保する。当該施設では、活動前における活動内容に係る説明や、活動後における消毒等を実施するスペースが必要になるほか仮設トイレの設置場所や十分な駐車スペースがあることが望ましいことに留意が必要である。

(2) 情報収集と情報発信

センターは、被災地の最前線にある情報拠点として被災状況及びニーズ情報を発信する役割も担うことから、適切な支援を受けて災害ボランティア活動を展開していくための被害情報、避難情報、必要物資情報等を収集し、収集した情報を整理し、その対応を行う市、県又は関係機関へ情報提供する。

(3) センターの運営

センターは、災害の規模及び被災地の状況等を勘案して順次運営要員を確保しながら、必要な担当部署を編成し、効率的に組織する。なお、センターの運営に関しては、災害ボランティアへの対応及びコーディネートに関する知識又は経験を有する地元NPO・ボランティア等と十分な協議・調整を行い、災害ボランティアに主体的な役割及び運営を任せる。

(4) その他

災害時において、センターが速やかに効率的に機能するよう、適宜センターの設置及び運営に関するマニュアル等を定めておく。

3 応援協力関係

(1) 市は、必要に応じてセンターの施設を提供するとともに、活動物資の保管、救援物資の仕分け等ができる施設の提供に協力する。

(2) 市は、避難状況、指定避難所開設状況、ライフラインの復旧状況、交通規制の状況又は

公共交通の復旧状況の情報を、センター等に適時適切に提供する。

- (3) 市等の関係機関は、自主性に基づく災害ボランティアの特性を尊重し、支援力を向上させる。また、地方公共団体、住民、他の支援団体と相互理解を図り、連携・協働して活動できる環境を整備するよう努める。
- (4) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

4 その他

ボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務をセンターに委託した場合の
人件費、旅費については、災害救助法の国庫負担の対象とできることに留意が必要である。

第20節 防疫

[保健衛生班]

風水害等の災害時において、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等による感染症の発生を未然に防止するため、防疫措置、予防接種等を実施するものとする。

1 実施責任者

災害時における感染症予防のための防疫措置等は、関係機関の協力を得て、市長が行うものとする。

2 災害防疫実施要綱

(1) 防疫班の編成

保健衛生班は、災害時において防疫対策を実施するため、次のとおり市職員、奉仕団及び臨時の作業員をもって防疫班を編成するなど、必要な防疫組織を設けるものとする。

班名	人員	業務内容	備 考
防疫班 1～3班	1班当たり 3名	感染症予防のための防疫措置	・班数及び人員は、災害の規模に応じたものとする。 ・1～3班の班員数及び防疫資材については、次表のとおり。

区分	構成		資機材名	備 考
	班長	班員		
1班	1名	2名	防疫車、手押型動力式噴霧機	・収容に当たっては、特別班を編成する。 ・各班は状況に応じて共同作業を実施する。
2班	1名	2名	〃	
3班	1名	2名	〃	

(2) 予防教育及び広報活動

パンフレット、リーフレット等により、又は保健推進員その他関係機関の協力を得て市民に対する予防教育の徹底を図るとともに、広報車を活用するなど、広報活動の強化を図る。

(3) 消毒

ア 被災家屋を管理する者に対し、感染症及び食中毒予防の注意喚起をするとともに、必要に応じて消毒方法の指導又は薬剤の配布を行う。

イ 薬剤を配布する場合は、薬剤の所要量を算出し、速やかに保管量を確認の上、不足分を入手し、適宜の場所に配置する。

ウ 冠水家屋に対しては、必要に応じて消毒剤を配付し、排水後家屋の消毒を行うよう指導する。

(4) 感染症のまん延防止対策

ア 感染症が発生し、又はまん延のおそれがある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、患者がいた場所及び病原体に汚染された場所の諸毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、物件に係る措置、生活の用に供される水の供給等について、管理者への指示又は関係機関からの協力を得て必要な措置を講じる。

イ 患者等に対する措置

- ・被災地において、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、感染症指定医療機関及び県と連携し、必要な措置を講じる。

- ・ 臨時の予防接種は、知事の指示により実施する。
- ・ 感染症指定医療機関は、次のとおりである。

感染症指定医療機関	所在地	病床数	備考
青森県立中央病院	青森市東造道2-1-1	1床	第1種
		4床	第2種
弘前大学医学部附属病院	弘前市本町53	6床	第2種
八戸市立市民病院	田向三丁目1-1	6床	第2種
つがる西北五広域連合つがる総合病院	五所川原市岩木町12-3	4床	第2種
十和田市立中央病院	十和田市十二番町14-8	4床	第2種
むつ総合病院	むつ市小川町1-2-8	4床	第2種

(5) 指定避難所の防疫指導等

指定避難所において防疫活動を行う場合は、避難所の施設の管理者を通じて自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の徹底を図るものとする。

(6) 記録の整備

災害防疫に関し、次の書類を整備しておくものとする。

- ア 被害状況報告書
- イ 防疫活動状況の報告
- ウ 防疫経費所要見込額調及び関係書類
- エ 消毒方法に関する書類
- オ ねずみ族昆虫駆除等に関する書類
- カ 生活の用に供される水の供給に関する書類
- キ 患者台帳
- ク 防疫作業日誌

(7) 防疫用器具、機材等の整備

防疫用器具等については、普段から整備・点検し、また、調達先についてもあらかじめ定めるとともに、備蓄している物品は、いつでも使えるよう随時点検を行う。

(8) 防疫用薬剤の調達先

防疫用薬剤の調達先は、次表に掲げる業者とするが、調達不能の場合は、知事にあつせんを要請する。

- 防疫用薬剤調達先一覧 (資料編 4-19)

(9) その他

災害防疫に関し必要な事項については、本計画によるほか、災害防疫の実施について(昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知)の「災害防疫実施要綱」によるものとする。

3 応援協力関係

- (1) 市長は、知事の実施する臨時予防接種の対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。
- (2) 市長は、自ら防疫活動の実施が困難な場合、防疫活動の実施又はこれに要する人員及び資機材の提供について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応

援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含めた応援を要請する。

第21節 廃棄物等処理及び環境汚染防止

[環境班、災害廃棄物処理班、広域災害廃棄物処理第一・二・三班、保健衛生班]

風水害等の災害時において、被災地の環境衛生の保全のため、ごみ、し尿及び死亡獣畜の処理業務、環境モニタリング調査等を行うものとする。

1 実施責任者

被災地におけるごみ、し尿及び死亡獣畜の処理並びに知事が行う環境モニタリング調査等への協力は、市長が行うものとする。

2 応急清掃

(1) ごみの処理

ア ごみの収集・運搬

市の収集車両及び作業要員並びにごみ収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して、被災地と指定避難所のごみ収集・運搬に当たるが、被害甚大等の理由により収集・運搬が困難な場合は、運輸業者、建設業者等の車両を借り上げ、迅速かつ適切に収集・運搬する。

イ ごみの仮置場

大量の災害ごみが発生し、一時的な仮置が必要な場合、又は分別、破砕等の中間処理が必要な場合は、仮置場を設置する。

ウ ごみの処分

- (ア) 可燃性のごみは、八戸地域広域市町村圏事務組合八戸清掃工場で焼却処分する。
- (イ) 破砕が必要な粗大ごみ及び不燃性のごみは、八戸地域広域市町村圏事務組合八戸リサイクルプラザで破砕処分する。
- (ウ) 破砕が不要で再資源化ができない不燃性のごみは、八戸市一般廃棄物最終処分場で埋立処分する。
- (エ) 特定家庭用機器再商品化法対象物は、他の廃棄物と分けて回収し、製造業者等に引き渡してリサイクルする。
- (オ) 犬、猫等の動物死体は、八戸市動物死体焼却場で焼却処分する。
- (カ) ごみ処理施設の稼動状況に合わせた分別区分設定による再資源化ができず、焼却処理等ができない場合又は処理能力を上回るごみが発生した場合は、民間事業者又は他の市町村等に委託して処分する。

(2) し尿の処理

し尿の収集・運搬及び処分

ア し尿の収集及び運搬は、し尿収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して被災地で緊急を要する地域を優先的に実施する。

イ し尿の収集は、各戸の便所が使用可能になるよう配慮し、必要に応じて2～3割程度のくみ取りを実施する。

ウ 収集したし尿は、し尿処理施設で処分し、処理能力を上回る場合又は施設が使用不可能なときは、他の市町村等のし尿処理施設に委託して処分する。

(3) 災害廃棄物処理班の編成等

ごみ及びし尿の処理は、市、委託業者、許可業者等により、次の災害廃棄物処理班を編成し、実施する。

ア ごみ処理班

班名	責任者	人員		機 械 器 具 等			地域分担	処理施設
		班長	班員	塵芥車 (ハッカー車)	トラック	その他		
第1班 第2班 第3班	清掃事務所長	1人 1人 1人	25人 24人 6人	9台 9台	3台		市内全域	八戸清掃工場他

イ し尿処理班

班名	責任者	人員		機 械 器 具 等			地域分担	処理場
		班長	班員	汲取り車	運搬車	その他		
第1班 第2班 第3班	八戸環境クリーンセンター所長	1人 1人 1人	26人 26人 26人	13台 13台 13台			市内全域	八戸環境クリーンセンター

(4) ごみ及びし尿処理施設の選定

ごみ及びし尿の処理施設は、次のとおり選定しておくものとする。

施設名	管理者	処理能力	処理方法	備考
八戸清掃工場（第1工場）	事務組合管理者	300t/日	焼却	
八戸清掃工場（第2工場）	〃	150t/日	〃	
八戸リサイクルプラザ	〃	61t/日	破砕	
八戸市一般廃棄物最終処分場	市長		埋立又は覆土	
八戸環境クリーンセンター	事務組合管理者	335kl/日		

(5) 死亡獣畜の処理

災害時において死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊の死体（家畜伝染病予防法等関係法令に係るものを除く。））の処理を必要とする場合は、所有者に対し、一般廃棄物である死亡獣畜の処理に必要な廃棄物処理法及び化製場法の許可等を有する死亡獣畜取扱場に搬送し、適正に処理することを指導する。なお、搬送が不可能な場合は、三八地域県民局地域健康福祉部（保健総室）に相談した上で適切な方法で搬送する。

(6) 災害廃棄物の処理

発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集・運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用及び減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚

染の未然防止並びに住民及び作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じるものとする。

なお、損壊家屋の解体を実施する場合は、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

3 収集運搬資機材の調達

収集運搬資機材は、市所有のもののほか、市内関係業者所有のものを借り上げる。

○ 廃棄物収集運搬車両所有状況 (資料編 4-20)

4 応援協力関係

市長は、廃棄物等処理業務の実施が困難な場合、当該業務の実施又はこれに要する人員及び資機材の提供について、災害時における青森県市町村相互応援協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含めた応援を要請する。

5 環境汚染防止

市長は、大気汚染に関しては、調査地点の選定、検体の採取等、県が行う調査に協力し、水質汚濁に関しては、必要に応じ、事業者の指導、環境モニタリングなど必要な措置を講じる。

第22節 金融機関対策

[商工班]

風水害等の災害時において広範囲にわたり甚大な被害が発生したときは、金融機関等の業務の円滑な遂行により被災市民の当面の生活資金を確保するため、必要な応急措置を講じるものとする。

1 実施責任者

市長は、金融機関が行う円滑な通貨供給の確保等に協力するものとする。

2 応援協力関係

市長は、罹災者による預金払い戻し等に必要な罹災証明書の円滑な発行に努める。(第6章第4節参照)

第23節 文教対策

[教育部（教育総務班、学校教育班、社会教育班）、スポーツ班]

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、児童生徒等の生命及び身体の安全を確保するとともに、応急の教育を実施するために必要な応急措置を講じるものとする。

1 実施責任者

- (1) 市立学校等の応急の教育対策は、市長（災害救助法が適用された場合は知事又は知事から委任された市長）及び市教育委員会が行う。
- (2) 災害時の学校等内における児童生徒等の安全確保等の必要な措置は、学校長（園長を含む。以下同じ）が行う。
- (3) 私立学校の応急の教育対策は、その設置者が行う。

2 実施内容

- (1) 災害に関する気象警報・注意報等及びその他の災害情報等の把握並びに避難の指示
 校長（園長を含む。以下同じ。）は、災害が発生するおそれのある場合は、関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努めるとともに、各学校等であらかじめ定めた計画により避難の指示を与える。また、配慮すべき特性を持つ児童生徒等への指示や伝達の困難さと行動の不自由さによる精神的動揺、混乱等を防止するため、合図等に工夫するほか、重度障がい児の避難は、教職員が背負うなど十分配慮して避難の指示を行う。
- (2) 教育施設・設備等の確保及び応急の教育の実施
 市教育委員会及び私立学校等の管理者は、県教育委員会及び県（総務学事課）との連携のもと、次により教育施設を確保し、応急の教育を実施する。
 ア 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
 イ 校舎の被害が相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で授業を行う。（分散授業又は二部授業を含む。以下エ及びオの授業についても同様とする。）
 ウ 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不可能であるが、数日で復旧できる場合は、臨時休校とし、自宅学習の指導をする。
 エ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合、市内の文教施設が使用可能な場合は、当該文教施設において授業を行う。
 オ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合、市内の文教施設が使用不可能な場合は、公民館等の公共施設又は近隣市町村の文教施設で授業を行う。また、児童生徒等が他地域へ集団避難した場合は、その地域の文教施設で授業を行う。
 なお、各学校ごとの代替予定施設は、おおむね次のとおりとする。
 ○ 各学校ごとの代替予定施設（小学校）（資料編 4-21）
 ○ 各学校ごとの代替予定施設（中学校）（ ）
 カ 校舎が指定避難所として利用されているため授業を行う場所が制限されている場合は、その程度に応じ、上記アからオまでに準じて授業を行う。
- (3) 臨時休校等の措置
 児童生徒等が平常どおり登校することにより、又は授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保に支障を来すおそれがある場合には、次により臨時休校等の措置をとる。
 なお、授業開始時刻以前に臨時休校等の措置をとる場合は、保護者及び児童生徒等への周知に努める。
 ア 市立小学校等
 市教育委員会又は各学校長があらかじめ定めた基準により行う。ただし、各学校長が

行う場合は、速やかに市教育委員会に報告する。

イ 私立学校等

学校長が、各学校等で定めた基準により行う。

(4) 学用品の調達及び給与

市長は、児童生徒が学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障があると認めるときは、次により学用品を調達し、給与する。

ア 給与対象者

災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水の被害を受け、学用品を喪失し、又は損傷し、就学に支障を来した小学校児童（義務教育学校の前期課程の児童を含む。）及び中学校生徒（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程の生徒を含む。）

イ 学用品の種類等

(ア) 教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの

(イ) 文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要と認めるもの

ウ 学用品の調達

市教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

(ア) 教科書の調達

教科書は、教科書取次店又は教科書供給所から調達する。

(イ) 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、市の入札参加業者から調達する。なお、市教育委員会において調達が不可能な場合は、県教育委員会に対しあつせんを依頼し、確保する。

エ 給与の方法

(ア) 市教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、校長を通じ対象者に配付する。

(イ) 校長は、配付計画を作成し、保護者から受領書を徴し、配付する。

(5) 被災した児童生徒等の健康管理

被災した児童生徒等の健康管理として、臨時の健康診断又は心の健康問題を含む健康相談を行う。

特に、精神的に不安定になっている児童生徒等に対して、学校医の指導の下に養護教諭、学級担任等全教職員の協力を得ながら、必要に応じて心のケア又は地域の医療機関等との連携による健康相談等を行う。

(6) 学校給食対策

ア 学校長及び市教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設、設備等について、市と協議し、速やかに復旧措置を講じる。

イ 学校給食用物資は、公益財団法人青森県学校給食会（電話017-738-1010）及び関係業者の協力を得て確保する。

(7) 社会教育施設及び社会体育施設の応急対策

被災社会教育施設及び社会体育施設は、応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行う。

(8) 文化財対策

文化財は、貴重な国民的財産であることに鑑み、次のような応急対策を実施するものとする。

ア 文化財に被害が発生した場合、その所有者又は管理者は、応急の防災活動、搬出等により文化財の保護を図るとともに、被害状況を速やかに調査し、その結果は市教育委員会を經由して県教育委員会に報告する。

イ 市教育委員会は被災文化財の被害拡大を防ぐため、県教育委員会と協力して応急措置を講じる。

ウ 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者又は管理者が県教育委員会及び市教育委員会の指導・助言により必要な措置を講じる。

- 市内指定文化財 (資料編 3-41)

3 教育施設の現況

- 学校施設の状況 (資料編 4-22)
- 学校以外の教育施設の状況 (資料編 4-23)

4 応援協力関係

(1) 教育施設及び教職員の確保

ア 市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合は、教育施設及び教職員の確保について、他の市町村教育委員会又は県教育委員会へ応援を要請する。

イ 私立学校管理者は、自ら学校教育の実施が困難な場合は、教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の確保について、他の私立学校管理者、市教育委員会又は県(総務学事課)へ応援を要請する。

(2) 教科書・学用品等の給与

市長は、自ら学用品の給与の実施が困難な場合は、学用品の給与の実施について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請する。

5 その他

災害救助法が適用された場合の学用品の給与についての対象者、期間及び経費については、青森県災害救助法施行細則による。

第24節 警備対策

[統括班、対策推進班]

風水害等の災害時において市民の動揺等による不測の事態及び犯罪を防止し、被災地における公共の安全及び社会秩序の維持を図るため、警備対策を行うものとする。

1 実施責任者

災害時における警備対策は、八戸警察署長が、市、自主防犯組織及び防災関係機関の協力を得て行う。

2 災害時における措置等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、速やかに警備体制を確立し、次の活動を基本として運用する。

- (1) 災害関連情報の収集及び伝達
- (2) 被災者の救出救助及び避難誘導
- (3) 行方不明者の捜索及び遺体の見分
- (4) 被災地における交通規制
- (5) 被災地における社会秩序の維持

ア 八戸警察署は、独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロール、生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

イ 災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

ウ 暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努め、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

- (6) 被災地における広報活動

第25節 交通対策

[土木第一・二班]

風水害等の災害時において交通の安全、交通の確保及び交通の混乱防止のため、交通施設の保全、交通規制等を行うものとする。

1 実施責任者

- (1) 被害を受けた道路の応急措置は、道路管理者が行う。
- (2) 交通の危険を防止するための交通規制等の措置は、八戸警察署長、道路管理者等が連携して実施する。
- (3) 海上における交通の危険を防止するための交通規制等の措置は、八戸海上保安部長等が港湾管理者等と連携して実施する。

2 陸上交通に係る実施内容

- (1) 道路等の被害状況の把握
 - ア 道路管理者等は、道路の破損、決壊等の被害状況及び交通に支障を及ぼすおそれのある危険箇所を早急に調査把握するものとする。
 - イ 道路管理者等は、市民、自動車運転者等から被害情報の通報があったときは、所管するものについては速やかに調査確認するとともに、他の管理者に属するものについてはそれぞれの管理者に通報する。
- (2) 道路の応急措置
 - ア 道路管理者は、道路の被害が比較的少なく、応急措置により早期に交通の確保が得られる場合は、補修等の措置を講じる。
 - イ 道路管理者は、応急復旧に長期間を要する場合は、被害箇所の応急対策と同時に付近の適当な場所を一時的に代替道路として開設する。
 - ウ 道路管理者は、被害が広範囲にわたり被災地域一帯が交通途絶状態になった場合は、同地域で道路交通確保に最も効果的かつ比較的早期に応急復旧できる路線を選び、集中的な応急復旧を実施することにより、緊急交通の確保を図る。ただし、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、当該道路の管理者が必要に応じて国へ応急復旧の支援を要請する。
 - エ 道路管理者は、道路占有工作物（電力、ガス、上下水道、電話）等に被害があることを知った場合は、それぞれの関係機関及び所有者にその安全確保措置を命ずる。
- (3) 道路管理者の交通規制

道路管理者は、災害により道路・橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合及び災害時における交通確保のため必要があると認められた場合は、通行の禁止又は制限、う回路又は代替道路の設定等を実施する。

なお、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

なお、通行の禁止・制限の実施に当たっては、道路管理者は、県警察と相互に連絡協議の上、青森県公安委員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知する。緊急を要し、あらかじめ青森県公安委員会に通知するいとまがなかったときは、事後速やかにこれらの事項を通知する。

(4) 応援協力関係

市は、自ら応急工事の実施が困難な場合、知事へ応急工事の実施又はこれに要する人員及び資機材の提供について応援を要請するほか、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請する。

3 海上交通規制

(1) 港湾施設等の保全

港湾管理者は、港湾施設について早急に被災状況を確認し、東北地方整備局に対して被災状況を報告する。東北地方整備局及び港湾管理者は、港湾施設が被災した場合、緊急物資等の輸送ができるよう、航路啓開を行うとともに、防波堤、岸壁、物揚場等の工事、航路及び泊地のしゅんせつ、岸壁及び物揚場の補強、障害物の除去等の応急工事を必要に応じ実施する。

また、漁港管理者は、漁港施設が被災した場合、物資等の輸送ができるよう、上記の応急工事を実施する。

(2) 応援協力関係

市長は、自ら港湾施設等の応急工事の実施が困難な場合は、知事へ応急工事の実施又はこれに要する人員及び資機材の提供について応援を要請する。

第26節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

[下水道班、水道企業団]

風水害等の災害が発生した場合において、日常生活及び社会・経済活動上欠くことのできない電力、ガス、上下水道、電気通信及び放送施設の各施設（以下「各施設」という。）を防護し、その機能を維持するため、応急措置（応急復旧措置を含む。）を講じるものとする。

1 実施責任者

- (1) 地域内における各施設の応急対策は、それぞれの事業者が行うものとする。
- (2) 市長は、応急措置が必要と認めた場合は、各事業者（事業所）に応急措置を要請するとともにその実施に協力するものとする。

2 応急措置の要領

応急措置については、各施設の事業者とあらかじめ協議した内容により実施する。

(1) 電力施設応急措置

ア 設備の被害状況の把握及び体制確立

- (ア) 市長の応急措置要請に基づき「東北電力ネットワーク(株)八戸電力センター、非常災害対策マニュアル」により設備の被害状況の把握及び体制を確立する。
- (イ) 災害対策本部は、災害の規模及び被害状況に応じて、第1次非常体制又は第2次非常体制により応急対策を実施する。
- (ウ) 災害対策本部は、情報連絡、警戒指令、緊急事態における復旧方針等の災害対策の基本方針を決定し、迅速的確な応急対策を実施する。
- (エ) 災害対策本部は、被害が甚大でセンターのみでは早期復旧が困難な場合は、支店災害対策本部に応援の要請をするとともに、関係工事業者、運送業者等に対して協力を要請する。

イ 要員及び資機材等の確保

災害対策本部は、応急復旧に必要な資機材等の確保並びに対策要員及び資機材の輸送の円滑化を図るため、輸送ルートを選定及び車両の確保に努める。

ウ 安全広報

- (ア) 災害により、電力施設に被害の発生が予測され、又は被害が発生した場合は、あらかじめ定める体制により、情報の収集及び被害の早期把握に努める。
- (イ) 被害状況及び復旧状況について、八戸市災害対策本部、関係機関、報道機関等へ通報するとともに、広報車等により市民へ、その状況及び注意事項を周知させるものとする。

エ その他必要と認める事項

(2) ガス施設応急措置

ア 体制確立

ガス施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、「八戸ガス(株)非常災害対策要綱」に基づいて非常災害対策本部を設置する。

イ 要員及び資機材等の確保

「八戸ガス(株)非常災害対策要綱」に基づき、要員、資機材等の確保を図る。また、要員等が不足する場合は、「地震・災害等非常事態における救援措置要綱」（(社)日本ガス協会）に基づき、(社)日本ガス協会に応援を要請する。

ウ 安全広報

被害状況及び復旧状況について、市災対本部、関係機関、報道機関等へ通報するとともに、広報車等により市民へ、その状況及び注意事項を周知させるものとする。

エ 応急措置

ガス施設に被害が生じたときは、おおむね次のような応急措置を講じる。

- (ア) 製造所の製造量及び送出量の調整及び停止
- (イ) 地区整圧器の受入量及び送出量の調整及び停止
- (ウ) 中圧ラインの被害状況に応じて、製造所等でガス放散する。
- (エ) ガス施設及び需要家の被害状況によるガス供給の地域的遮断
- (オ) 導管損傷箇所のガス漏出阻止
- (カ) その他状況に応じた適切な措置

オ 応急復旧

非常災害対策本部は、施設の被害状況を総合的に検討し、復旧方針を定め各班の連携のもとに施設の応急復旧に当たる。

- (ア) 施設を点検し機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じた調整又は修理を行う。
- (イ) 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開を図る。
- (ウ) 施設の被害が甚大で、自社のみでは早期復旧が困難な場合は、ガス工事指定業者等に対して応援要請をする。
- (エ) 応急復旧に必要な資機材の確保並びに対策要員及び資機材の輸送の円滑化を図るため、輸送ルートを選定及び車両の確保に努める。

カ その他必要と認める事項

(3) 上水道施設応急措置

ア 体制の確立

八戸圏域水道企業団は、内部に非常災害対策本部を設置し、職員の非常召集を行うとともに、八戸市災害対策本部と連携をとりながら、(協)八戸管工事協会、(一社)青森県建設業協会三八支部、(一社)八戸建設業協会等関係団体に協力要請を行い、応急復旧体制を整える。

イ 復旧作業

被害状況に応じた復旧作業計画を作成し、復旧作業の順序を定めて応急復旧を実施する。

ウ 広報

水道施設破損に伴う危険箇所、応急給水方法等の広報については、八戸市災害対策本部と連携し、報道機関の協力を得ながら実施する。

エ 応援協力関係

上水道施設の被害状況に応じた復旧作業計画を作成し、復旧作業の順序を定めて応急復旧を実施する。

また、自ら早期復旧が困難な場合は、早期復旧に要する人員及び資機材の確保について、水道災害相互応援協定に基づき、県(健康福祉部長)へ応援を要請する。

オ その他必要と認める事項

(4) 下水道施設応急措置

ア 施設の被害調査

災害時の下水道施設の被災状況を把握するため、あらかじめ定められた組織体制により、各施設及び管渠を巡回点検し、次の事項を重点的に調査するものとする。

- (ア) 施設建物の被害状況
- (イ) 管渠の接続及び沈下状況
- (ウ) マンホール、柵等の接続状況
- (エ) 路盤沈下の状況

イ 応急対策

- (ア) 集中豪雨、河川の氾濫等の風水害時には、低地域の排水施設を巡回点検し、浸水防止を図るとともに、各水路の堆積土砂、流木等の除去を行い水路の有効断面の確保を図り、必要に応じて樋門操作により浸水防止を図る。

- (イ) 災害時には、施設及び官渠の被害状況に応じ、復旧資材の調達及び機械器具の点検並びに技術者等の確保を行い、市内関係者との連絡を密にし、復旧作業の協力体制を確立する。

ウ 応急復旧

- (ア) 下水道施設の被害により、汚水、雨水等の疎通に支障がないよう被害の状況に応じ、必要最小限の生活排水を流せるよう、仮配管、ポンプアップ等の応急措置を講じる。必要によっては、災害廃棄物処理班との連携のもとに仮設便所等の設置を行い環境衛生の確保を図る。

- (イ) 下水道施設の復旧は、その被害の状況に応じ次の事項を基本に復旧方針を作成するとともに動員計画を立て、他市町村、県、工事施工者等関係機関の資機材、技術者等の応援を得て早期復旧を図る。

- a 幹線の被害は、箇所及び程度に応じて応急復旧又は本復旧するものとする。
- b 枝線の被害は、直ちに本復旧するものとする。

エ 応援協力関係

下水道施設の被害状況に応じた復旧作業計画を作成し、復旧作業の順序を定めて応急復旧を実施する。また、市長は、下水道施設に被害があり、被災状況の調査及び復旧に対して支援が必要な場合は、「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、県に対し、支援要請を行う。

オ その他必要と認める事項

(5) 電気通信設備応急措置

ア 設備の被害状況の把握及び通報並びに体制確立

災害により、電気通信設備が被害を受け、又は受けるおそれがあるときは、NTT東日本青森支店において定める災害等対策実施細則に基づき、情報連絡室又は災害対策本部を設置する。

イ 情報収集及び連絡

- (ア) 電気通信設備の被害状況を把握するとともに、関係機関から気象、交通、道路、河川、電気等の状況に関する情報を収集する。

- (イ) 電気通信設備の被害及び復旧状況は、市災害対策本部及び報道機関へ通報する。

ウ 災害対策用機器・車両の確保

災害発生時において通信サービスを確保し、又は被害を迅速に復旧するため、必要に応じて次に掲げる機器及び車両等を配備する。

(ア) 非常用衛星通信装置

(イ) 非常用無線装置

(ウ) 非常用交換装置

(エ) 非常用伝送装置

(オ) 非常用電源装置

(カ) 応急ケーブル

(キ) 災害対策指揮車

(ク) 雪上車及び特殊車両

(ケ) その他応急復旧用諸装置

エ 災害対策用資材の確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において電気通信設備の被害を防御し、又は被害の拡大を防止するため平時から次に掲げる資機材等を確保する。

(ア) 災害対策用資材、器具、工具及び消耗品の確保

(イ) 食糧、飲料水、医薬品、被服及び生活用備品の確保

オ 電気通信設備等及び災害対策用資機材の整備点検

電気通信設備等及び災害対策用資機材等の数量を常に把握しておくとともに必要な整備点検を行い、非常事態に備える。

- (ア) 電気通信設備の防水、防風、防雪、防火、又は耐震の実施
- (イ) 可搬型無線機等の災害対策用機器及び車両
- (ウ) 予備電源設備、燃料、冷却水等
- (エ) その他防災上必要な設備、器具等
- カ 電気通信設備及び回線の応急復旧措置
電気通信設備に災害等が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。
- キ 通信疎通に対する応急措置
災害等により電気通信サービスが停止し、又は通信が著しくふくそうした場合、臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の設置を実施する。
- ク 通信の優先利用
災害時優先電話の利用又は非常電報、緊急電報を優先して取り扱う。
- ケ 通信の利用制限
災害が発生し、通話が著しく輻輳した場合は、重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。
- コ 災害対策機器による通信の確保
- サ 広報
被災した電気通信設備の応急復旧状況、通信の疎通及び利用制限の措置状況等利用者の利便に関する事項について、掲示、テレビ、行政無線、新聞等を通じて広報を行う。
- シ その他必要と認める事項
- (6) 放送施設応急措置
 - ア 放送施設対策
災害時において、放送施設に障害が発生し、平時の運用が困難となったときは、原則として次の措置により放送送出の確保に努める。
 - (ア) 放送機等障害時の措置
放送機等の障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の通信系統により臨機に番組を変更し、又は他の番組に切り換え、災害関連番組の送出継続に努める。
 - (イ) 中継回線障害時の措置
一部中継回線が断線したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線、他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。
 - (ウ) 放送所障害時の措置
災害のため、放送局の放送所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の放送所を開設し、放送の継続に努める。
 - イ 視聴者対策
日本放送協会は、災害時における受信機の維持・確保のため次の措置を講じる。
 - (ア) 受信機の復旧
被災受信機の取扱いについて、周知するとともに、被害者受信機の復旧を図る。
 - (イ) 情報の周知
指定避難所その他有効な場所へ受信機を貸与し、又は拡声装置等を設置し、視聴者への情報の周知を図る。
 - ウ その他必要と認める事項

第27節 石油燃料供給対策

[調達班]

風水害等の災害時において、石油燃料供給不足に直面した場合でも、適切な医療等の提供ができるよう、また、ライフライン等の迅速な復旧を行う施設、緊急車両等に必要な石油燃料を供給できるよう、必要な応急措置を講じるものとする。

1 実施責任者

災害時の石油燃料供給対策に資する、平時からの市民への情報提供及び災害時の燃料供給対策等については、市長が県石油商業組合八戸支部と連携して行う。

2 実施内容

- (1) 国、県、市及び事業者は、関係機関相互の連携により、災害時における石油燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。
- (2) 市長は、本計画に基づき石油燃料を調達するものとするが、石油燃料の不足が顕著で、県石油商業組合八戸支部と調整しても調達できない場合は、近隣の県石油商業組合各支部に対して石油燃料確保に係る調整を依頼する。当該調整によっても確保できない場合は、知事（県商工政策課）に応援を要請する。

3 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

- 災害応援協定等の締結状況（資料編 4－9）

第28節 広域応援

[各部共通、八戸消防本部、水道企業団]

風水害等の大規模災害が発生した場合において応急活動対策を円滑に実施するため、地方公共団体相互の広域応援対策を講じるものとする。なお、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体と相互に連携・協力し、速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の締結も考慮する。

1 実施責任者

締結した協定に基づく災害応急対策を実施するため、必要な人員、資機材等の確保、連絡調整等は、市長が行うものとする。

2 応援の要請等

- (1) 市長は、市内において大規模災害が発生し、市独自では十分に被災者の救援等の応急措置を実施できない場合は、次により応援を要請する。
 - ア 消防並びに水道施設の早期復旧及び給水の確保を除く応急措置については、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、応援を県に要請する。協定の運用については、「青森県市町村相互応援協定運用マニュアル」による。
 - イ 消防については、「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等へ応援を要請する。
 - ウ 水道施設の早期復旧及び給水の確保については、「水道災害相互応援協定」に基づき、水道災害救援本部長（県健康福祉部長）へ応援を要請する。
- (2) 市長は、必要に応じ、広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都道府県の緊急消防援助隊による応援等について、知事から消防庁長官へ要請するよう求める。
- (3) 市長は、他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料を交換するほか、連絡・要請の手順を確認しておくなど、実効性の確保に努めるほか、応援機関の活動拠点の整備、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定、資機材等の集積・輸送体制、応急対策職員派遣制度による対口支援に基づく他の地方公共団体からの応援職員、県内市町村等の応援の受入体制を確立しておく。また、応援職員の執務スペースの確保に当たっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。
- (4) 市長は、知事、指定地方行政機関の長、指定公共機関の長又は指定地方公共機関の長から応急措置の実施を要請され、又は労務、施設、物資の確保等について応援を求められた場合は、特別な理由がない限り、直ちに必要な対策を講じるものとする。

3 防災関係機関等との応援協力

市長は、災害時において応急活動、復旧活動等が円滑に行われるよう、防災関係機関、関連事業者等との応援協力について、今後さらに体制強化のための協定締結の推進を図る。

- 防災関係機関の所在地・電話番号一覧（資料編 4-1）
- 災害応援協定等の締結状況（資料編 4-9）

第29節 自衛隊災害派遣要請

[統括班]

風水害等の災害に際し、人命又は財産の保護のために特に必要と認められる場合には、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

1 実施責任者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要請手続については、市長が行うものとする。

2 災害派遣の要件等

(1) 要件

天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため（公共性）、地方防災機関等では明らかに能力が不足すると判断され、かつ、自衛隊の人員、装備及び機材によらなければ（非代替性）、その救援及び応急復旧が時機を失することとなる場合（緊急性）

(2) 派遣活動の内容は、おおむね次のとおりとする。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 遭難者等の捜索救助
- エ 水防活動
- オ 消防活動
- カ 道路又は水路の啓開及び障害物の除去
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水
- コ 救援物資の無償貸付及び譲与
- サ 危険物の保安又は除去
- シ その他必要に応じ、自衛隊の能力で対応可能な上記以外の措置

3 災害派遣の要請手続

(1) 要請連絡先

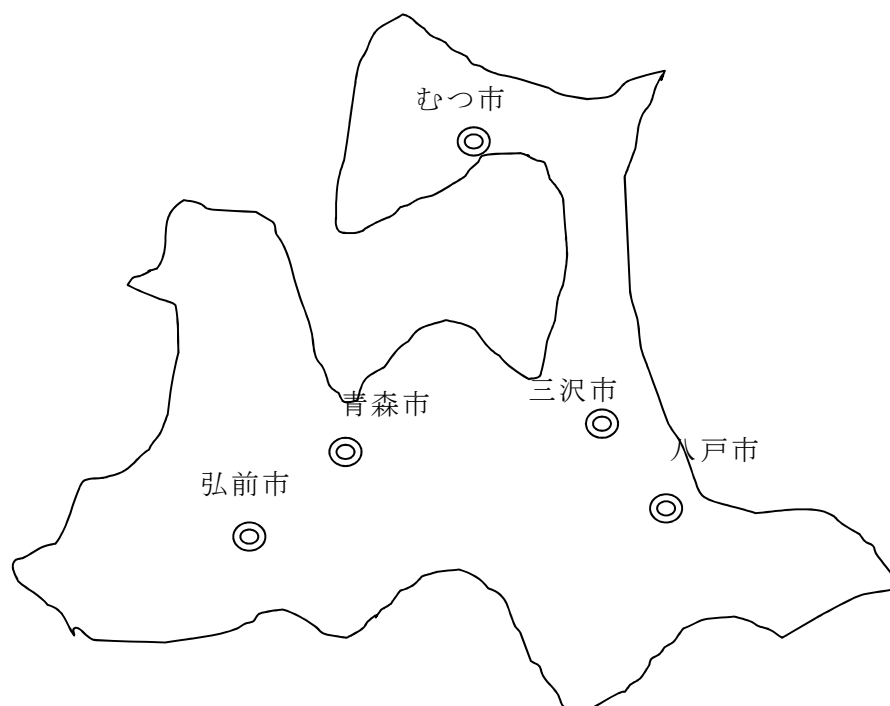
市長は、次の自衛隊災害派遣要請権者に対し、災害派遣の要請をするよう求める。

- ア 災害全般 知事
- イ 海上災害 第二管区海上保安本部長
- ウ 航空災害 東京航空局三沢空港事務所長

なお、上記災害派遣の申し出をした場合は、災害の状況について最寄りの指定部隊（陸上自衛隊第9師団司令部又は海上自衛隊第2航空群司令部）の長等に通報するものとする。

また、市長は、知事への要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を最寄りの指定部隊の長に通知する。

災害派遣要請先



むつ市	海上自衛隊大湊地方総監	0175-24-1111
青森市	陸上自衛隊第9師団長	017-781-0161
三沢市	航空自衛隊北部航空方面隊司令官	0176-53-4121
弘前市	陸上自衛隊弘前駐屯地司令	0172-87-2111
八戸市	陸上自衛隊八戸駐屯地司令	0178-28-3111
	海上自衛隊第2航空群司令	0178-28-3011

(2) 市長の知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求手続

ア 市長は、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊災害派遣を要請するよう求めることができる。

イ 市長は、知事へ要求できない場合には、その旨及び市の地域に係る災害の状況を災害派遣命令者（指定部隊の長）に通知することができる。この場合、市長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

ウ 災害派遣の要請の要求は文書によるものとし、次の事項を明らかにする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等によるものとし、事後速やかに文書を提出する。

- ・災害の状況及び派遣を要請する事由
- ・派遣を希望する期間
- ・派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の概数
- ・派遣を希望する区域及び活動内容
- ・その他参考となるべき事項

(3) 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で人命救助が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自主的に部隊等を派遣する。

4 派遣部隊の受入体制の整備

市長は、知事等から災害派遣の通知を受けたときは、次のとおり、派遣部隊の受入体制を整備するものとする。

- (1) 派遣部隊の人員数、到着日時、場所その他の決定事項の確認
- (2) 派遣部隊との連絡責任者の決定
- (3) 宿舎又は宿营地及び宿営に関する物資の準備
- (4) 使用資機材等の準備
- (5) 駐車場所及びヘリコプター離着陸場所の選定

ア ヘリコプター離着陸場所

発着地点	位置	所在地	面積	周囲の状況	備考
新井田川河川防災ステーションヘリポート（八戸市新井田川水防センター）	N-40-29-23 E-141-31-08	田向五丁目3-6	4,800㎡	市民病院隣接	燃料備蓄（八戸市新田川水防センター）
馬淵川河川水防ステーションヘリポート（八戸市馬淵川水防センター）	N40-30-9 E141-25-43	尻内町字上川原地内	16,400㎡	浅水川放水路脇	
東運動公園陸上競技場	N40-30-02 E141-31-08	湊高台八丁目1-1	13,200㎡	総合運動公園	八戸市東体育館
南郷陸上競技場	N40-24-12 E141-26-14	南郷大字市野沢字権現山地内	21,560㎡	公共施設地帯	南郷カッコーの森エコーランド

イ 車両駐車場所

施設名	所在地	管理者	駐車可能台数	電話番号その他
長根公園	売市字興遊下3	指定管理者 (エスプロモ株)	480台	市体育館(22-7181)
長根屋内スケート場	売市字興遊下3	八戸市長	600台	43-9544
新井田公園	新井田西四丁目1-1	指定管理者 (エスプロモ株)	100台	新井田イント`アリンク(25-5655)
東運動公園	湊高台八丁目1-1	〃	100台	東体育館(31-3355)
八戸公園	十日市字天摩地内	指定管理者 (三八五流通株)	1,000台	96-2932
南郷カッコーの森エコーランド	南郷大字市野沢字権現山地内	指定管理者 (エスプロモ株)	80台	グリーンドームなんごう(82-3303)

- (6) その他必要な事項

5 派遣部隊の撤収

市長は、他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、撤収について知事等に要請する。

6 経費の負担

市長が負担する経費は、次を基準とする。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるために通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊以外の資材、機材等の調達又は借上げに要する費用並びにこれらの運搬及び修理費に要する費用
- (4) 県道路公社が管理する有料道路の通行料

7 その他

災害発生時に、自衛隊の応援部隊等を迅速かつ円滑に受け入れることができるよう、市長は、知事及び自衛隊の協力を得て、あらかじめ活動拠点候補地（付帯施設を含む。）を整理し、平時から適切な情報共有体制を構築しておく。

<応援部隊受入施設一覧>

施設名	所在地	管理者
長根公園	売市字興遊下3	指定管理者 (エスプロモ㈱)
長根屋内スケート場	売市字興遊下3	八戸市長
新井田公園	新井田西四丁目1-1	指定管理者 (エスプロモ㈱)
東運動公園	湊高台八丁目1-1	〃
八戸公園	十日市字天摩地内	指定管理者 (三八五流通㈱)
南郷カッコーの森エコーランド	南郷大字市野沢字権現山地内	指定管理者 (エスプロモ㈱)

別紙様式

第 号
年 月 日

青森県知事 様

八戸市長

災害派遣に関する申し出について

標記の件に関し、下記により部隊の派遣方を申し出ます。

1	災害の種類	洪水、津波、地震、火災、その他
2	要請の目的	人命救助、災害復旧、消火、その他
3	派遣を希望する区域	地区
4	派遣を必要とする期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
5	被害状況	
6	派遣を希望する人員及び機器の概数（車両、船舶、航空機等）	
7	派遣先の責任者	
8	その他	
	(1) 宿泊	要請者で準備 自衛隊で準備
	(2) 食料	要請者で準備 自衛隊で準備
	(3) 資材	要請者で準備 自衛隊で準備

第30節 航空機運用

[統括班、八戸消防本部]

県は、大規模災害時において、航空機（ヘリコプター及び固定翼機）を保有する防災関係機関相互の連携体制の確立を図るとともに、航空機の安全運航及び効率的な運用を行うことから、必要な情報提供を行う。

1 実施責任者

県防災ヘリコプターの運航要請は、市長又は消防長が行う。

県災害対策本部（対策航空機運用調整チーム）は、安全かつ迅速・的確な応急対策活動等を実施する。

2 航空機の活動内容

(1) ヘリコプター活動

災害対策活動に従事するヘリコプターは、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合において、次の活動を行う。

ア 情報収集活動

(ア) 被害状況の把握と伝達

(イ) 地上及び海上部隊の活動支援のための情報提供

イ 捜索・救助・救出活動

ウ 搬送活動

(ア) 救急患者等の搬送（転院搬送も含む。）

(イ) 救援隊・医師等の人員搬送

(ウ) 被災地への救援物資の搬送（医薬品等を含む。）

(エ) 応急復旧用資機材の搬送

(オ) 孤立地域からの被災者の搬送

エ 広報活動

(ア) 避難指示等の広報（避難誘導も含む。）

(イ) 民心安定のための広報

オ その他の活動

(ア) 林野火災等の空中消火

(イ) その他ヘリコプターにより対応すべき活動

(2) 固定翼機活動

災害対策活動に従事する固定翼機は、固定翼機による活動が有効と認められる場合において、次の活動を行う。

ア 情報収集活動

被害状況の把握と伝達

イ 搬送活動

(ア) 救急患者の県外医療機関への搬送

(イ) 県外からの救援隊・医師等の人員搬送

(3) 地上支援活動

航空機活動を支えるため、次のような地上支援活動を行う。

ア ヘリコプターの駐機場および場外離着陸場の確保

イ ヘリコプターの安全な活動のための情報提供

ウ ヘリコプターの離着陸に係わる調整支援（搭乗人員の確認、掌握、誘導）

エ ヘリポート運営支援（立入制限、散水、人員等の統制、給油等）

オ その他必要な活動（管理施設の提供等）

3 安全運航体制の確保

ヘリコプターを有する防災関係機関は、以下のような安全運航体制の確保に努める。

- ア 大規模災害時においては、応援ヘリコプターや報道ヘリコプター等多数のヘリコプターが被災地上空に飛来し、危険な状態になりやすいことから、二次災害防止のため、東京航空局三沢空港事務所、陸上自衛隊東北方面隊及び航空自衛隊北部航空方面隊との連携により安全運航体制を確保する。
 - イ 被災地上空を飛ぶ報道ヘリコプターが、救出活動の支障となる場合は、被災地上空からの一時的な退避等について協力要請を行い、安全に活動できる体制を確保する。
 - ウ 県は、航空機の飛行調整や場外離着陸場等の安全管理等において支援が必要と認められた場合、航空支援員の派遣要請を市町村等に対して行うこととし、その活動内容等については、「大規模災害等における青森県防災航空隊への航空支援に関する協定」の定めるところによる。
- ※ 「航空支援員」とは、県防災航空隊員勤務経験者で、県内各消防機関から提出される航空支援員候補者名簿に登録された者をいう。

4 県防災ヘリコプターの運航

(1) 運航要請の要件

- ア 「公共性」 災害等から市民の生命、身体及び財産を保護し、被害軽減を図る目的であること。
- イ 「緊急性」 差し迫った必要性があること。
- ウ 「非代替性」 県防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。

(2) 活動内容

- ア 災害応急対策活動
 - 被害状況の偵察、情報収集等
 - 救援物資、人員等の搬送
 - 災害に関する情報、警報等の伝達及び災害に関する広報等
- イ 火災防衛活動
 - 林野火災における空中消火
 - 偵察及び情報収集
 - 消防隊員、資機材等の搬送等
- ウ 救助活動
 - 中高層建築物等の火災における救助等
 - 山岳遭難及び水難事故等における捜索・救助
 - 高速自動車国道及び自動車専用道路上の事故救助等
- エ 救急活動
 - 交通遠隔地からの傷病者搬送等

(3) 運航要請の方法

運航要請は、次の事項を電話等により通報した後、速やかに青森県総合防災情報システムにより行う。

ア 転院搬送

No.	項目	内容
1	発生場所	病院名
2	緊急性の有無	傷病の状況
3	傷病者情報	傷病者の人数、年齢、性別、氏名、傷病名、傷病程度、バイタル
4	処置状況・必要資機材	酸素、モニター等の機内持ち込みの有無
5	同乗者	医師、看護師、家族、同行者等
6	搬送先医療機関	調整済みの場合は連絡、未調整の場合は県で調整
7	飛行場外着陸場	搭乗に使用する飛行場外離着陸場
8	地上安全管理	飛行場外離着陸場の安全管理者（消防等）
9	気象情報	天候、目視距離（視程）、風速

10	依頼責任者氏名・連絡手段	市町村、警察、消防担当者等依頼する者の氏名と連絡先
11	搬送先責任者氏名・連絡手段	搬送先が分かる場合は先方の担当者
12	無線コールサイン	呼び出し名（相互の呼出しを通報）

イ 救助事案

No.	項目	内容
1	発生場所	住所・目標（UTM、緯度経度）
2	緊急性の有無	孤立のみ・負傷・傷病の有無
3	孤立者情報	孤立者の人数・傷病者の人数
4	輸送先	孤立地域から輸送する場所
5	飛行場外着陸場	降機する飛行場外離着陸場
6	地上安全管理	飛行場外離着陸場の安全管理者（消防等）
7	気象情報	天候、目視距離（視程）、風速
8	依頼責任者氏名・連絡手段	市町村、警察、消防担当者等依頼する者の氏名と連絡先
9	搬送先責任者氏名・連絡手段	搬送先がわかる場合は先方の担当者
10	無線コールサイン	呼び出し名（相互の呼出しを通報）

ウ 火災事案

No.	項目	内容
1	発生場所	住所・目標（UTM、緯度経度）
2	概要及び延焼状況	火災の状況についての情報
3	給水ポイント	他給水・自給水（場所）
4	飛行場外着陸場	給水・燃料補給する飛行場外離着陸場
5	地上安全管理	飛行場外着陸場の安全管理者（消防等）
6	地上隊の状況	地上隊の活動状況・規模等
7	気象情報	天候、目視距離（視程）、風速
8	現場指揮者（依頼責任者）との連絡手段及び連絡先	ヘリとの連絡担当者・連絡手段・連絡先
9	無線コールサイン	呼び出し名（相互の呼出しを通報）

(4) 受入態勢

市長又は消防長は、県防災ヘリコプターの運航要請をしたときは、知事と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次に掲げる受入態勢を整えるものとする。

ア 離着陸場所の確保及び離着陸場所周辺の警備等の安全確保対策

イ 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所、病院等への引継手配

ウ 空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保

エ その他必要な事項

第31節 公共交通の維持・確保

[公共交通班、運輸班、防災関係機関]

風水害等発生により、公共交通の継続的運行が長期的に困難な場合、交通事業者は相互に連携・協力し、利用者に対して運行情報を効率的に提供して混乱を防止するとともに、交通需要に応じた移動手段を提供するよう努める。

1 災害時公共交通行動指針の適用

関係者が連携・協力して情報の伝達、収集、発信及び運行サービスの維持・提供を行う災害は、以下のとおりとする。

(1) 災害の種類及び規模

ア 災害が広域にわたり発生したとき（又は発生しつつあるとき。）。

イ 相当規模の災害が発生したとき（又は発生しつつあるとき。）。

(ア) 台風、集中豪雨等の異常降雨又は豪雪による災害

(イ) 海上、航空、鉄道、道路、危険物等の大規模な火事又は大規模な林野火災による災害

(ウ) その他異常な自然現象に伴う災害及び特殊な災害

ウ 地震又は津波により大規模な被害が発生したとき。

(2) 被害の状況

ア 主要バス路線となっている幹線道路網又は鉄道が寸断したとき（橋梁破損、土砂崩れ、建物倒壊又は障害物流入）。

イ 河川氾濫により市街地の一部が面的に浸水したとき。

ウ 石油コンビナートの屋外タンクの爆発等により道路又は鉄道が通行不能となったとき。

エ 局所的な集中豪雨による冠水又は落雷による停電が発生したとき。

オ 通信ネットワークが寸断したとき。

カ 市民又は観光客から情報の問合せが殺到したとき。

キ 事業者又は行政が単独では対応が困難なとき。

ク その他災害による被害により行動指針を適用する必要があると判断するとき。

○八戸市災害時公共交通行動指針（参考資料）

2 実施責任者

(1) 交通事業者は、乗客及び乗務員の安全確保に努めるとともに、運行経路の状況把握及び安全確認を行うほか、移動需要に対応した運行サービスの維持確保、運行情報の提供に努める。

(2) 市は、交通事業者、道路管理者及び交通管理者から公共交通の維持・確保に関係する被害情報及び運行情報の収集を行い、関係者間で共有するとともに、利用者が必要とする運行情報を積極的に情報発信するものとする。

(3) 交通事業者は、交通需要が大きい路線等で単独の運行が困難な場合、市を通じて他の交通事業者と運行の連携について協議するものとする。ただし、緊急を要する場合は、交通事業者間で協議・連携し、迅速な対応を行うものとする。

3 情報の伝達・収集・発信

(1) 災害等が発生した場合、関係機関は、道路施設及び鉄道施設の被害状況及び道路の規制状況を共有し、二次災害の発生防止及び安全な運行計画の作成に努める。

(2) 交通事業者が臨時的運行を行った場合は、利用者に対する運行情報の伝達に努める。

(3) 複数事業者が臨時的運行を行った場合は、市は、情報発信拠点及びツールを活用し、利用者に対して分かりやすい情報を提供するものとする。

4 運行サービスの維持・提供

(1) 安全確保

ア 災害が発生した場合、交通事業者及び乗務員は、事前に定めた方法により、乗客及び乗務員の安全の確保に努める。

イ 交通事業者は、運行経路の状況把握を行い、その後の運行継続の可否等を判断するものとする。

(2) 運行サービス提供

ア 交通事業者等は、状況に応じて移動需要に対応した運行サービスの維持確保に努める。

イ 移動需要を単独で処理できない場合、交通事業者等は、市を通じて他の交通事業者等に対する応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、交通事業者間で協議・連携し、迅速な対応を行うものとする。

(3) 運行資源の確保

交通事業者等は、運行資源（運行管理施設、車両、燃料及び乗務員）を確保できない場合は、他事業者との連携又は他機関からの応援について協議を要請するものとする。